公共サービスの調達手続に関する調査 報告書

平成23年3月4日

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

目 次

1	調査	⑤の目的、方法	1
	1.1	調査の目的	1
	1.2	調査方法	1
2	各国	国における調達改革に関する取組	4
	2.1	英国	4
	2.2	米国	8
	2.3	カナダ	13
	2.4	フランス	14
3	調達	達手法の改善	15
	3.1	共同調達	15
	3.2	競り下げ方式	23
	3.3	電子カタログ	38
	3.4	政府調達カード	41
4	調達	達手続の改善	55
	4.1	競争的交渉方式	55
	4.2	民のインセンティブ	77
	4.3	調達案件の評価	90
	4.4	調達に係る異議申し立てや訴訟の制度	95
	4.5	調達情報の管理	100
5	調達	達改革の推進	104
	5.1	調達人材の育成	104
	5.2	官のインセンティブ	117
	5.3	効率化の測定方法	120
	5.4	調達能力の評価	124
6	調査	≦結果のまとめ	133
	6.1	調達手法の改善	133
	6.2	調達手続の改善	134
	6.3	調達組織の構築	136
	6.4	調達改革の推進	138
7	出典	电資料	140
Q	⊞≌	五佳	1/17

1調査の目的、方法

1.1 調査の目的

公共サービス改革基本方針(平成 22 年 7 月 6 日閣議決定)において、平成 22 年度の 重点方針として、民間の取組を参考にした公共調達改革の推進や、広義の公共サービス 改革に資する諸制度の調査・検討が挙げられている。

そこで、海外および国内における先進的な調達手続、調達手続の改善例等について調査することにより、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく事業の 実施、その他の公共調達に係る検討作業等において参考とする。

本調査は、このような目的に基づき内閣府の委託を受けて実施したものである。

1.2 調査方法

1.2.1 調査項目

本調査は網羅的に先進的な調達手続、調達手続の改善例等について調査するため、以下の項目について調査を実施した。

図表 1調査項目

調査項目 ※					
阿丑 次日					
調査の視点	施策				
2. 各国における調達改	行政改革や調達改革の取組	既要			
革に関する取組	調達方法の概要				
		a. 英国における共同調達			
	3-1. 共同調達	b. 米国における共同調達			
		c. フランスにおける共同調達			
	 3-2. 競り下げ方式	a. 英国における競り下げ方式			
3. 調達手法の改善	3-2. 7 (7) / 7 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	b. 米国における競り下げ方式			
3. 则连于仏》以音	3-3. 電子カタログ	a. 英国: Zanzibar			
		b. 米国: GSA アドバンテージ			
	3-4. 政府調達カード	a. 英国における政府調達カード			
		b. 米国における政府調達カード			
	3-5. 政府方法論の管理	a. 英国における調達方法論			
	4-1. 競争的交渉方式	a. 英国における競争的対話方式			
		b. 米国における交渉契約			
		c. 各国の取組状況の比較			
		a. 英国におけるインセンティブ			
	4-2. 民のインセンティブ	b. 米国におけるインセンティブ			
4. 調達手続の改善		c. 日本におけるインセンティブ			
	4-3. 調達案件の評価	a. 英国におけるゲートウェイレビュー			
	4-4. 異議申し立て制度	a. 米国における異議申し立て制度			
		b. キイタム訴訟制度			
	4.5 調達情報の管理	a. 英国における契約情報管理			
	1.3 啊娃用那少日垤	b. 米国における過去実績情報管理			

	調査項目	*
		a. 英国の人材育成制度
	5.1 調達人材の育成	b. 米国の人材育成制度
		c. 日本の CIO 補佐官制度
5. 調達改革の推進		a. 英国における官のインセンティブ付与の
	5-2. 官のインセンティブ	取組
		b. カナダにおける業績給与制度
	5-3. 効率化の測定方法	a. 英国における VFM の計測
	5-4. 調達能力の評価	a. 英国における調達能力評価

[※] 番号は章番号に対応

1.2.2 文献調査

本調査では、上記の調査項目について、各国の政府等の公表資料、インターネット上の情報、書籍等による文献調査を実施した。本調査で調査対象とした文献は巻末の通りである。

1.2.3 現地調査

本調査では、上記の調査項目について主に欧州および北米の現地調査を行った。その調査対象先の一覧は、以下の通りである。

図表 2 調査対象先一覧

対象国	組織 / 部門	役職/氏名 (代表者1名のみ記入)
英国	サーコ研究所(Serco Institute)	エグゼクティブディレクター / Gary L.
		Sturgess
	PwC 英国	ディレクター/Paul Degan
		マネージャー/Manisha Minsri
米国	OMB (Office of Management and	アドミニストレーター / Daniel I. Gordon
	Budget、米国行政管理予算局) / 連邦調	
	達政策室(Office of Federal Procurement	
	Policy: OFPP)	
	米国会計検査院(Government	ディレクター / William Woods
	Accountability Office: GAO) / 調達部門	
	Washington Management Group (WMG)	代表取締役 / Bill Gormley
		(元 GSA (General Services
		Administration、米共通役務庁)調達部門
		のシニアエグゼクティブ)
	米国国土安全保障省(U.S.Department of	ディレクター / Mark Hoyland
	Homeland Security: DHS) / 調達部門	
	元エネルギー省(Department of Energy:	元ディレクター / Edward R. Simpson
	DoE) / 調達部門	
	PWGSC (Public Works and Government	次官補 / Tom Ring
	Services Canada、カナダ公共事業・政府	
カナダ	業務省) / 調達部門	
N 1 7	国防省 (Department of National Defence:	ディレクター / John Neri
	DND) / 国際産業事業部門	
	PPP カナダ / 投資部門	ディレクター / Carol Beaulieu

対象国	組織 / 部門	役職/氏名 (代表者1名のみ記入)
	パートナーシップスブリティッシュコロ	バイスプレジデント / Susan Tinker
	ンビア	
	ITAC	バイスプレジデント / Linder Oliver
	CGI / コンサルティングサービス部門	バイスプレジデント / Jim Ross
	マッコーリー (Macquarie North	マネージングディレクター / Nicholas
	America)	Hann
	プレナリーグループ / 財務サービス部門	バイスプレジデント / Alan Linsley
	内閣府	CIO 補佐官/中川健治
日本	内閣府	前 CIO 補佐官/本田 実
	内閣府	前 CIO 補佐官/三輪一郎

2 各国における調達改革に関する取組

本章では、各国における最近の行政改革やその中での調達改革の取組の概要について説明する。また、各国の調達手続に関係のある組織については概要を本章で説明する。

2.1 英国

2.1.1 調達改革の取組概要

英国は、サッチャー政権以来行政改革を強力に推進してきた国である。調達改革についても当初は官民競争入札を中心に民間委託を拡大する方向で進められ、その後のブレア政権では、サッチャー政権から続く行財政改革の流れを受けながらも、コストに対して最も優れたサービス提供や成果をめざすバリュー・フォー・マネー(Value For Money: VFM)という考えを打ち出し、公共サービスのコストの削減と質の維持・向上の両面からの改革を追及するようになり、この考え方は現在も行財政改革や政策運営の根幹をなしている。

現在に続く調達改革の契機となったのは、1999年に発表された政府アドバイザーであるガーション卿による中央政府の調達に関するレポート「中央政府の調達評価(Review of Civil Procurement in Central Government)」1の提言である。同レポートでは、政府横断的な調達組織の不在や、各政府機関における調達業務の統制が十分に機能していないこと等を指摘した。この提言に基づき、2000年に複数の政府組織を OGC(Office of Government Commerce: 商務局)の下で統合した。その後、OGC は英国財務省(HM Treasury)とともに、調達に関する改革指針の立案やガイドラインを策定するとともに、様々な調達改革施策の実施や推進を進めてきた。

この調達改革の取組を概観すると、調達に係る規定および指針の策定、調達関連組織の整備、調達の様々な方法論の整備の大きく三つの取組に分けられる。

調達に係る規定および指針の策定では、2004 年の効率化プログラム(Efficiency Programme)や、2006 年に施行された政府契約規則(Public Contract Regulation)等がある。

調達関連組織の整備としては、OGC とほぼ同時期に設立された PPP 分野の専門組織である Partnerships UK²や、OGC 傘下に設立された調達関連サービスを提供する Buying Solutions(後述)、各政府機関の調達担当官によるコミュニティ組織³である GPS (Government Procurement Service) 等がある。

調達の様々な方法論の整備については、1999年に導入された旅費等の小口の調達を効率的に実施するガバメント・カードや、共同調達の推進などの調達効率化が進められるとともに、BSF (Building School for the future) 4や LIFT (Local Improvement Finance Trust) 5等の PPP 分野における調達プログラムの開発、ゲートウェイレビュー(後述)や調達能力評価 (Procurement Capability Reviews: PCRs)等の個別調達プロジェクト

¹ HM Treasury 「REVIEW OF CIVIL PROCUREMENT IN CENTRAL GOVERNMENT 」 (1999)

² 現在は財務省内の Infrastructure UK に統合された。

³ 一般的な機関や部局ではなく、各者が情報共有や共同で検討を行うための仮想的組織

⁴ 複数の中学校の整備・維持管理・運営を一括で発注する手法

⁵ 複数の初診診療施設を一括で整備し、その施設及びサービスを医師等にリースする手法

の評価や政府機関の調達能力を評価する方法論が整備された。 これらの取組を整理したのが以下の年表である。

図表 1 英国の調達改革の歴史

年	規定、指針	組織	方法論、政策
1998年] 	ガバメントカード導入
1999年	「中央政府における調達制度に関するレビュー」報告 (OGCの設置や、効率的な調達を提案)		
2000年		OGC設立	LIFT (Local Improvement Finance
2000-		Partnerships UK設立	Trust)方法論策定
2001年		OGC Buying Solutions設立 (2009年にBuying Solutionsに 名称変更)	ゲートウェイレビューの確立
2002年			PFI標準契約(SoPC第二版)と ICT標準契約策定
2003年	「イノベーションレポート」発表(公共調達を利用して イノベーションを誘発することの重要性を指摘)		BSF(Building School for the Future) 方法論策定
2004年	「公共部門の効率性に関する独立調査,報告(215億ポ ンドの削減を目標とした効率化プログラムの策定)		
2006年	, - 公共契約法典施行	! !	競争的対話方式による調達の確立
			i eマーケットプレイス (Zanzibar) 開設
2007年	調達改革指針の策定(調達能力評価等の調達能力の ¦	¦政府調達サービス(GPS)設立	¦共同調達プログラム策定
	向上の施策を明示)	¦ (公共調達専門家育成のため ¦ の専門機関)	調達能力レビュー(PCRs)の確立

出典:PwC 作成

2.1.2 調達関連組織の概要

英国の調達組織は、OGC や財務省が調達関連の規定や指針等を策定するなど中心的な役割を果たしている。また、調達支援組織や官民連携の推進機関等の専門的機関が存在する。OGC 傘下の Buying Solutions は、共同調達や電子カタログ、e オークション等の調達を政府機関に代わって実施する調達関連サービスを提供し、Partnerships UK は PPP に関連するガイドラインの整備や助言、プロジェクトの情報管理等を行っている。各政府機関内では、会計分野の責任者である次官を筆頭に調達課長や調達専門の担当者が調達業務に従事している。

統括 標準契約書等の 調達担当 **GPS** Partnerships UK 共同開発 者が参加 出資↑ 人材育成 設置 連携 支援 財務省 OGC **Buying Solutions** 情報提供 調達政策の提示・ 協力依頼 ↑↓サービス提供 ガイドライン等の提供▼ C省 A省 B省 次官 次官 次官 調達課長 調達課長 調達課長 専門官 専門官 専門官

図表 2 英国の調達関連組織

出典:PwC 作成

(1) OGC (The Office of Government Commerce、商務局)

OGC は、調達政策の立案および推進を担う組織として、2000 年に財務省の外局として設置された。その後、2010 年には、内閣府傘下の独立組織となった。OGC は、以下のような、調達およびプロジェクト管理におけるガイドラインや実施基準の策定を行うとともに、これらのガイドライン等に基づく各政府機関の調達実務に対する実施状況のモニタリングを通じて、より効果的な調達の取組を推進している6。

ガイドライン、実施基準の策定

・ 調達およびそのマネジメント手法に係るガイドライン等の参考資料を提供

施策実施の推進(以下のような施策の実施を推進)

- ・ カテゴリーマネジメント
- 共同調達
- ・ 政府調達カード
- ・ 契約データベース
- ・ e オークション
- Zanzibar⁷

モニタリング、評価

各政府機関におけるプロジェクトのモニタリングおよび評価

⁶ Who we are - About OGC http://www.ogc.gov.uk/about_ogc_who_we_are.asp

⁷ 英国の公的機関を対象とした e マーケットプレイス。事業者や物品・サービスの選択から支払い処理まで、すべてを電子処理できる。

(2) Buying Solutions

Buying Solutions は、OGC 傘下の独立組織であり、政府機関による物品・サービスの調達における VFM を最大化することを目的として、2001 年に設置された。具体的には、以下のようなサービスを政府機関に対し提供している8。

- 物品の調達代行、調達支援(資産、文房具、IT 関連、衛星関連、什器、食品等)
- サービスの調達代行、調達支援(学習、能力開発、アドバイザリー、プリント関連、 通信関連、配達、保険、旅行、電気、燃料、電子調達、資産マネジメント、法律、IT、 人材等)
- フレームワーク契約⁹
- 事業者管理
- 共同 e オークションの実施

(3) GPS (Government Procurement Service、政府調達サービス)

GPS は、OGC 内に設置された 1,100 人の各政府機関における調達担当者からなるコミュニティ組織である。GPS は、政府の調達マネジメント能力の向上に向け、調達能力の評価や、人材育成・雇用方法の策定、人材育成・雇用支援を実施している10。

(4) 政府機関内の体制

各政府機関では、調達責任者(Commercial Director)が任命され、調達の実務責任者として業務に従事している。この調達責任者を中心として、調達戦略の立案や契約管理、調達事務、資産管理等に従事する職員により調達部門が構成されている。

2.1.3 調達方法の概要

英国は EU 加盟国の一つであるため、国内法に優先して EU 指令に従わなければならず、 EU 指令に合わせて国内法を整備している。まず、英国内の法律について説明する前にその EU 共通のルールを概観しておく。

(1) EU 指令で定める調達方法

調達方法については、2004年のEU指令11によって規定されている。このEU指令では、調達手続として以下の4つの方法を定めている。

- 公開手続(Open Procedure)
- 制限手続 (Restricted Procedure)
- 交渉手続(Negotiated Procedure)
- 競争的対話手続(Competitive Dialogue Procedure)

⁸ About Buying Solutions http://www.buyingsolutions.gov.uk/aboutus/

⁹ EU 指令で認められている契約手段の一つ。これは、物品・サービスの提供条件や大枠の契約内容について事前に合意を結ぶもの。実際にその物品・サービスが必要になった場合、フレームワーク契約の参加企業内で価格入札や特定企業と随意契約を結ぶ。

¹⁰ GPS, About GPS http://www.ogc.gov.uk/introduction_to_the_gps_about_gps.asp

¹¹ DIRECTIVE 2004/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004

公開手続は、わが国では一般競争入札に該当し、制限手続は指名競争入札に近い手続である。EU 指令では、原則、公開手続もしくは制限手続により調達を行うことが定められており、それ以外の二つの手続は例外的な位置づけである。交渉手続は、契約候補となる事業者との交渉を通じて契約先を決定する調達手続である。最低3者を交渉に参加させることや交渉内容の公開が義務付けられている。交渉手続については、事前に価格による評価が困難な場合や、公開手続や制限手続によって入札不調となった場合、既存契約がある場合の追加発注等に限られている。また、EU 指令の第四版にて新たに競争的対話手続が規定されるようになってからは、従来交渉手続により実施していた調達は競争的対話手続で行うことが多くなり、交渉手続が用いられることは減少している。競争的対話手続は、入札から落札者決定までの間に複数の応札者と並行して交渉を行い、最も優れた提案を採用できることとなった。

また、落札者の決定については、以下の2つのいずれかの基準により行われる。

- 最低価格
- 経済的に最も有利な札(the most economically advantageous tender)

どちらの基準を選択するかは実施機関の判断に委ねられている。経済的に最も有利な 札の評価要素としては、価格、期間、技術的利点等がある。

(2) 英国の調達方法

英国の調達方法は、EU 指令に基づいて公共契約規則が定められているため、同様の調達手続や落札者の決定基準となっている。英国の特徴はより VFM による判断が重視されており¹²、落札者の決定方法についても「経済的に最も有利な札」を用いることが多くなっている¹³。

2.2 米国

2.2.1 調達改革の取組概要

米国では、1993年のクリントン政権以降、費用だけではなく成果についても追求する 改革が推進された。連邦調達合理化法(Federal Acquisition Streamlining Act: FASA) によって、政府機関は調達を実施する際に、費用・期間・成果を明示することが求めら れるようになった。また、1995年には連邦調達改革法(Federal Acquisition Reform Act: FARA)が制定され調達担当者の裁量が拡大するとともに過去の調達結果を次回以 降の調達に活用すること等が定められた。並行して、成果基準調達(Performance Based Acquisition: PBA)の活用が試行的に進められ、以後その取組が拡大した。

2001年には、調達の推進機関である OMB (Office of Management and Budget:予算行政管理局)が成果基準調達を推進することを全政府機関に指示する通知が提示され、2002年度に 25,000 ドル以上の調達案件の 20%以上に成果基準調達を適用することが求

¹² 英国では、調達や施策立案について VFM のガイドラインが整備されており、OGC による調達関連のガイドライン 等の文書上、VFM を判断基準とする記述が多く見られる

¹³ 会計検査院(2005)"日・米・欧における公共工事の入札・契約方式の比較"や現地調査による

められた¹⁴。さらに、2003 年 11 月にはサービス調達改革法(SARA)が制定され、調達業務に必要な専門性の向上や専門家の雇用のための支援策、各政府機関に最高調達責任者(CAO)のポストを設置することが規定された。また、一定金額以下の成果基準調達については簡易手続を認める等について規定された¹⁵。

成果基準調達の推進がさらに強化されたのが 2004 年の OMB の通知である。同通知では、各政府機関に成果基準調達を実施することが指示され、成果基準契約のガイドラインが策定され、成果基準調達を適用する基準である 25,000 ドル以上の調達案件の適用範囲が 20%以上から 40%以上に引き上げられた16。さらに、2006 年には、連邦調達通達の改訂版が発効され、成果基準調達を実施する際の様々な標準書類について定義された17。この結果、成果基準調達の実施方法が明確になり、より活用される素地ができた。

その後のオバマ政権では、この成果基準調達について大きな変更は無いものの、調達全般について、ブッシュ政権下の取組の修正も行われた。2009年に出された通知では、無駄な調達や共同調達の推進、過去実績評価の活用等が示されるとともに、行き過ぎた民間委託の是正や変動報酬契約やコスト償還型契約の抑制等が掲げられた¹⁸。また、調達コストを、2010年度に3.5%削減、2011年度末までに7%削減する目標が掲げられた。

2.2.2 調達関連組織の概要

米国の調達組織は、OMB の一組織である OFPP (Office of Federal Procurement Policy:連邦調達政策室) が政策面を担当し、GSA(General Services Administration) が実務面の中心として共同調達や電子カタログのサービス提供を行っている。

また、各政府機関には会計トップの CFO(Chief Financial Officer)を筆頭に調達の最高 責任者である CAO(Chief Acquisition Officer)、調達課長が配置されるとともに、専門性 の高い人材が配置されている。

9

¹⁴ P.L. 103-355, Federal Acquisition Streamlining Act of 1994 (1994-10-13)

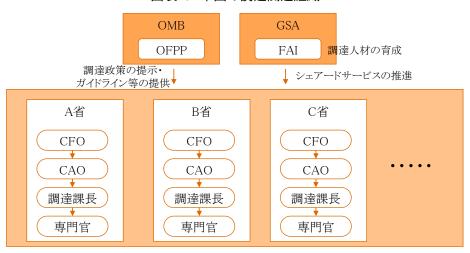
¹⁵ P.L. 108-136, Services Acquisition Reform Act of 2003 (2003-11-24)

¹⁶ Increasing the Use of Performance-Based Service Acquisition (OFPP, 2004-09-07)

¹⁷ Federal Acquisition Circular 2005-07 (2006-01-03)

¹⁸ OMB(2009) , "Memorandum on Government Contracting"

図表 3 米国の調達関連組織



出典:PwC作成

(1) 連邦調達政策室 (Office of Federal Procurement Policy: OFPP)

OFPP は、連邦政府全体の調達を統括し、また統一された調達制度を整備する目的で OMB (Office of Management and Budget、行政管理予算局) 内に設置された組織である。連邦政府全体の調達に係る方針、規定を定めその運用について監督、監視を担う。 OFPP 法にて規定されている OFPP の役割は主に以下のようなものがある¹⁹。

方針、規則の策定

- ・ 調達方針の策定
- ・ 政府全体における調達規則の策定
- 中小企業に配慮した調達方針の策定

施策の推進

- ・ 連邦調達研究所(the Federal Acquisition Institute: FAI) の活動の支援
- ・ 調達に係るコンサルティング、支援、アドバイザリーサービスの提供
- ・ 調達に係るポストの設置
- ・ 連邦調達データシステムの活用推進
- ・ 契約書式、契約用語の作成

運用、活動の監督

- ・ 調達方針、規則の運用に対する監督
- ・ 連邦調達研究所の活動の監督

(2) GSA (General Services Administration、 一般調達局)

GSA は、1949 年に設立された、政府における資産の経済的で効率的な管理・運用を目的とする組織である。OFPP の方針を受け、具体的な実施基準の策定や、調達施策の実施、調達支援などを担当している。GSA の主な取組は以下の通りである。

-

¹⁹ US Code, Title41, Chapter7, § 405

- 方針、規定を踏まえた実施基準の策定
- 調達プログラムの実施(GSA スケジュール、省庁間横断調達など)
- 物品・サービスの調達におけるコンサルティングサービス
- 不動産管理

(3) 連邦調達研究所(Federal Acquisition Institute: FAI)

連邦調達研究所は、1976年にGSA内に設置された組織である。連邦政府の調達人材の強化を目的として、調達人材の雇用や育成、評価などを実施している。連邦調達研究所の主な取組は以下の通りである。

- 調達人材に向けた教材の開発・評価および、インターンやトレーニングプログラムの 推進
- 高い業績の達成やリーダーを育てるスキル・行動特性の検討
- 調達プロセスの改善に向けた全政府機関における調査・研究の促進、取りまとめ
- 調達業務に対し高い資質を持った人材の特定および雇用支援

なお、連邦調達研究所以外に、各省で設置している調達に係る教育機関として防衛大 学校、農務省大学院(5章で説明)がある。

(4) CAO (Chief Acquisition Officer)

各政府機関内において、調達に係る専門的アドバイスを提供し、調達マネジメントに係る責任を負う役割として「The Services Acquisition Reform Act of 2003」にて各政府機関への設置義務が定められた²⁰。

CAO は、政治任用により各政府機関の大臣により任命される。CAO の設置により、調達に関する責任の所在の明確化や判断プロセスの迅速化、調達の重要性の認識向上等の効果が得られた²¹。

2.2.3 調達方法の概要

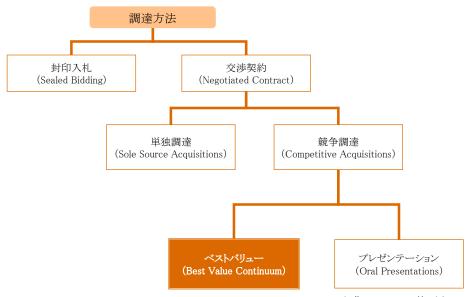
米国では、FAR (Federal Acquisition Regulation:連邦調達規則)に基づいて調達が行われている。この FAR では、調達方法を大きく、封印入札と交渉契約に分けている。封印入札はわが国における一般競争入札最低価格落札方式と同等のものと考えられる。一方の交渉契約はさらに細分化され、わが国の随意契約にあたる単独調達やプレゼンテーション、一般競争入札総合評価落札方式に近いベスト・バリューに分けられる。ベスト・バリューとは、政府の要求事項に対し、総合的に見て最大の利益が期待できる調達を意味する。この体系を整理したものが以下の図表である。

.

²⁰ THE SERVICES ACQUISITION REFORM ACT OF 2003

²¹ GAO (米国会計検査院)、DoE(Department of Energy、エネルギー省)、USCG (United States Coast Guard、米国沿岸警備隊) へのヒアリングより

図表 4 米国の調達手法の体系



出典: FAR に基づき PwC 作成

競争調達のうちベスト・バリューを選択する場合、その評価要素を予め規定する必要があり、必ず考慮しなければならない評価要素が、価格、品質、過去実績の3要素である。さらに、調達する物品やサービスの価格の重要性に応じて、「要求を満たす最低金額」か「技術と価格の主観的評価」のいずれかを選択することになる。要求事項を明確化することが困難な場合や、よりリスクの高い契約内容である場合には、「技術と価格の主観的評価」が用いられる²²。

図表 5 ベストバリューの評価基準

<u>"要求を満たす最低金額"</u> Lowest Price Technically Acceptable Selection Process(LPTAs)

- ・要求を満たす最低金額のプロポーザルを選定 することにより、ベストバリューが実現できると考 えられる場合に利用する。
- ・入札説明書には、発注者の要求事項と、 LPTAs方式で調達者を選定する旨を明記する 必要がある。

<u>"技術と価格の主観的評価"</u> Tradeoff Process

- ・低価格であることよりも、特定の評価基準により最も高い評価を得た調達者を選定することにより、 ベストバリューが実現できると考えられる場合に利 用する。
- ・RFPには、評価項目全てと、各評価項目の重み付けを明記する必要がある。

出典: FAR に基づき PwC 作成

-

²² FAR 15. 101

2.3 カナダ

2.3.1 行政改革や調達改革の取組概要

カナダでは、2004 年度から、歳出見直し委員会(Expenditure Review Committee) を中心として政府全体での効率化に取組んできた。削減金額の目標として、2005年度か ら 2009 年度までの 5 年間で、総額 102 億カナダドルとされた。この目標を実現するた めに、共同調達の実施や、無駄な調達の削減、政府資産管理の合理化が実施施策の一部 に掲げられた。この実現のために PWGSC (Public Works and Government Services Canada:公共事業・政府業務省)に調達の機能を集約化し、スケールメリットによる価 格交渉力の強化、調達事務の効率化、電子調達システムの整備等が進められた。

2.3.2 調達関連組織の概要

カナダでは、PWGSC が調達政策から執行までを担っており、上記の通り多くの連邦 政府の調達機能が集約化されている。各政府機関は、一定金額以下の調達のみを単独で 調達し、それ以外は PWGSC に依頼し、仕様書の作成や契約後のモニタリングは政府機 関と PWGSC が共同で実施する。

(1) PWGSC(公共事業·政府業務省) 役割

PWGSC は、1993 年に公共事業省 (Public Works Canada)、翻訳省 (the Translation Bureau)、供給・サービス省(Supply and Services Canada)等を統合して設立された 機関である23。資産管理や給与・年金、情報管理など、政府における共通業務を幅広く 担当しており、調達もその中の機能のひとつである24。PWGSC の調達部門における主 な役割は以下の通りである。

- 方針、規定の策定
- 調達施策・改革の推進
- 仕様策定の支援
- 調達の実施(調達の集約化)
- 調達プロセスに係るコンサルティング
- 情報システムの構築、運用

調達機能

PWGSC の調達部門は、連邦政府全体の調達を集中して実施する機関となっている。 政府全体で 200 億 \sim 220 億カナダドルの調達額に対し、PWGSC は 180 億カナダドル (8 割以上)の調達を実施している25。

調達における PWGSC と各政府機関の役割分担は、PWGSC が契約に係るプロセスを 担当し、各政府機関が技術的要素に係るプロセスを担当している。相互に協力すること

[&]quot;Our History" http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/apropos-about/histoire-history-eng.html "Our Business" http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/apropos-about/ctvts-bsnss-eng.html

²⁵ PWGSC へのヒアリング結果より

で業務の特性に応じた効果的な調達や契約管理を図っている26。

仕様書の作成・ 契約者選定• プロジェクト管理・ 調達申請 公告 契約締結 モニタリング • プロジェクトライフサイ 各政府機関 クルコストを試算 • 技術的要素に係る要 • プロジェクト管理全般 プロジェクト予算の申 求仕様を明確化、 •技術面におけるモニ PWGSCへの伝達 タリング • PWGSCに調達実施 の承認申請 相互に協力 相互に協力 しながら推 しながら推 進 技術的要素に係る要 求仕様のレビュー、 • 仕様作成時に策定し プロジェクト管理者の た評価項目に基づ 明文化 補佐 •調達実施の承認 • 契約に係る要求仕様 き、契約者を選定 • 契約面におけるモニ タリング の明確化、明文化 • 契約締結 公告

図表 6 調達における PWGSC と各政府機関の役割分担

出典:PWGSC および防衛省へのヒアリングに基づき PwC 作成

2.4 フランス

2.4.1 行政改革や調達改革の取組概要

フランスでは、近年、LOLF(La loi organique relative aux lois de finances du premier août 2001: 予算組織法)改革と呼ばれる財政・予算・公会計の一体改革が進められている。また、サルコジ政権下においては RGPP(Révision générale des politiques publiques)という政策・施策・事業の見直しが進められた。

このような行政改革の一環として調達改革にも取組んでいる。**2009** 年 **3** 月には、経済 財政産業省(Ministre de l'Economie, des Finances et de l' Industrie)に国家調達局が 設置され **2012** 年までに **10** 億ユーロを削減する目標が掲げられた。

フランスでは、公共契約法典に基づき調達が行われている。英国と同様、EU 指令に

2.4.2 調達方法の概要

基づき調達を実施する必要があり、公共契約法典も EU 指令に整合するように改正されている。そのため、基本的な調達方法は前述の EU 指令の通りである。

²⁶ PWGSC および防衛省 (Department of National Defense : DND) へのヒアリング結果より

-

3調達手法の改善

本章では、共同調達や競り下げ方式、調達カード等、各国において調達改革を推進する上で効果のあった取組について説明する。

3.1 共同調達

共同調達は、政府機関内の複数組織間や複数の政府機関間等において共通で調達する 物品・サービスを一括して調達することにより、コスト削減や事務手続等の負担の軽減 を図る取組である。英国、米国、フランスにおいてこのような共同調達の取組が推進さ れている。

3.1.1 英国における共同調達

(1) 取組概要

英国では、共同調達は、調達における VFM の向上を推進させるために重要な要素として位置づけられている。OGC は、各政府機関に同様の物品およびサービスの調達を共同で調達するよう推奨しており、各政府機関の取組を支援するため OGC 内に共同調達のカテゴリーチームを擁立して、組織横断による物品やサービスの共同調達を支援している。そこで、各カテゴリーチームは、政府全体の共同調達における戦略を策定し、政府の費用削減を目指している²⁷。

(2) 適用範囲

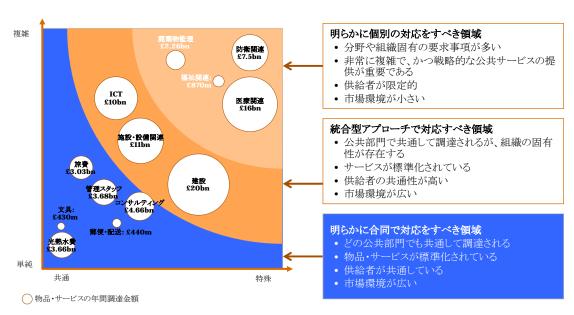
OGC は共同調達を推進するために、共同調達が適する分野を分析しその結果を各政府機関に推奨案として提示している²⁸。例えば、各物品・サービスの中で共同調達に適した仕様が単純で案件ごとの特殊性が小さい分野を特定している。以下の図表の左下の部分がその具体的な分類例である。

²⁷ OGC, "policy principles Collaboration"

http://www.ogc.gov.uk/documents/Collaboration_policy_statement.pdf

²⁸ NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"

図表 7 物品・サービスの分類



出典: NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"に基づき PwC 翻訳

OGC では、上記のような考え方に基づき、共同調達に適した分野として、より具体的な分野を提示している。以下は共同調達の指針で提示している物品・サービスの分野である²⁹。

- 工事
- エネルギー
- 工具、作業具
- 設備、機器
- 化石燃料、ガス
- ICT
- ロジスティクス
- マーケティング、広報
- 文房具
- 事務用品
- 出張、旅行
- 車両

(3) 共同調達によるメリット

OGC では、共同調達のメリットとして、コスト削減や案件を集約することによる管理能力の向上や、共同調達により事務負担が軽減されたことにより派生する資源の有効活

http://www.ogc.gov.uk/documents/Collaboration_policy_statement.pdf

²⁹ OGC, "policy principles Collaboration"

用等を挙げている30。

- 製造コストの削減による商品/サービスの低価格化
- 取引コストの削減
- 要求の集約による情報管理の向上(例:より整合性の高いベストプラクティスの活用、 情報収集コストの削減)
- (事務負担が軽減されたことにより生じた資源の) 重要な調達プロセスへの資源の 集中
- 事業者管理の向上
- サプライチェーン管理の向上

(4) 共同調達の実績・成果

2007年より開始された OGC の共同調達プログラムでは、180億ポンド以上の調達が 実施されている³¹。また、各政府機関においても共同調達は積極的に推進されており、 84%の政府機関が共同調達を実施した経験を有している。

NAO (National Audit Office:英国会計検査院) は、共同調達によって、入札プロセスの簡素化や、管理・運営費の削減、特殊で重要な調達への集中等が実現されたと報告している³²。

(5) 共同調達の課題

共同調達を推進する上での課題として、**OGC** や英国会計検査院では、調達組織が分散していることや、中小企業の参入を阻害する可能性を挙げている³³ ³⁴。課題の詳細については以下に示す内容の通りである。

調達組織の分散による価格差

・ 英国には、各政府機関における調達組織に加え、50 近くの調達専門組織³⁵が 存在しているため調達機能が分散しており、同じ物品に対する共同調達価格 には最高価格と最低価格に116%の価格差が生じている。

中小企業の参入を阻害する可能性

・ 共同調達では調達単位が大きくなるため、供給可能量や地理的な理由から中 小企業にとって参入が困難となる可能性がある。

(6) 中小企業への配慮

課題として掲げられている中小企業の参入の阻害について、OGCでは、基本方針を掲

³⁰ OGC (2009), "Aggregation-Is bigger always better?"

 $^{^{31}}$ NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"

 $^{^{32}}$ NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"

NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"

³⁴ OGC (2009), "Aggregation-Is bigger always better?"

³⁵ Buying Solutions のような共同調達を実施する機関を指す。

げている。この基本方針では、中小企業が公平に公共調達に参加できるように促す³⁶と ともに、規模の大きい案件については、以下のような中小企業にとっての課題を整理し た上で、その課題に対して政府組織がとるべき対応策を提示している³⁷ ³⁸。

大規模調達における中小企業にとっての課題

- ・ 供給可能な量を超えている。
- ・ 必要なすべての地域に網羅的に供給することができない。
- ・ 必要なすべての物品を網羅して供給することができない。

大規模調達において政府機関がとるべき対応

- ・ 調達規模が適切かどうか再考する。
- 一つの事業者に発注を集約することが適切かどうか再考する。
- ・ 次期の調達を考慮した場合に、発注単位を分けた方が戦略として有効かどう か再考する。
- ・ 中小企業が、大規模調達の一部の専門的または革新的な部分を担う「下請け 業者」として参入できる機会を設ける。

(7) 参考事例: OGC·防衛省主導によるエネルギー資源の共同調達

2007 年より、組織横断によるエネルギー資源の共同調達を OGC が企画し、防衛省 (Ministry of Defense: MOD) が主導のもとで調達が進められ、コスト削減等の成果を 挙げている。以下に、その概要を記述する39。

図表 8 防衛省主導によるエネルギー資源の共同調達事例の基礎情報

実施主体機関	防衛省(購入額の70%を占めたため、防衛省が			
	主体となった)			
参加機関	防衛省を含めて 10 の政府機関(政府機関全体			
	のエネルギー調達の 65%以上を占める規模)			
調達対象	ガス、電気、液体燃料			

出典: OGC NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"に基づき PwC 作成

共同調達を適用した目的

この取組は、2007 年 1 月に財務省により発表されたレポート「Transforming Government Procurement」への対応として、OGC が企画立案した。同レポートでは、OGC に対し、コスト効率化の取組と共同調達の活用を求めている。

この取組では、OGC や防衛省は、共同調達を実施するとともに各政府機関のエネルギ

http://www.ogc.gov.uk/documents/SMEs(1).pdf

³⁶ OGC, "Our Policy on SMEs"

 $^{^{37}}$ OGC (2005), "Smaller supplier... better value? The value for money that small firms can offer"

³⁸ OGC (2004), "think smart...think voluntary sector!"

³⁹ OGC (2009), "Energy buying: The effective way to manage risk"

ー消費の見直しを行った。この結果として、調達コストの削減や、無駄なエネルギー消費を減らすことによる二酸化炭素の排出削減を目指した40 41。こうした取組は社会的責任を果たすことにもつながるとしている。

特徴的な取組

OGC や防衛省は、この取組がエネルギー資源という専門性を求められる資材の調達であったため、専門家の活用や、リスクマネジメントの活用といった対応を行った。具体的な取組は以下の通りである42。

専門家の活用

- ・ エネルギーの調達には専門性を要するため、エネルギー分野の専門家による 管理の下で実施された。
- ・ 調達プロセスの推進は、共同調達の専門チームである **OGC** のカテゴリーチームによって実施された。

リスクマネジメント

・ エネルギー調達におけるリスクを管理するため、リスクマネジメント戦略が 策定され、随時見直しおよび更新が行われた。

成果

この共同調達の取組の結果、2008 年から 2009 年にかけて、総額 38 億ポンドの調達に対して約 1 億 4 千万ポンドのコストが削減された43。

3.1.2 米国における共同調達

(1) 主な共同調達の契約形態

米国における共同調達は、契約形態が複数存在し、FAR で示されている以下の4つの契約形態に基づいて行われている4445。

- 複数機関型契約 (Multi-Agency Contract: MAC)
- 政府横断型調達契約(Government-wide Acquisition Contract: GWAC)
- 連邦供給スケジュール契約 (Federal Supply Schedule Contract: FSS)
- その他、複数の政府機関が共同調達に利用する全ての契約

OFPP が、2006 年 2 月に実施した調査によると、上記のうち複数機関型契約と政府横

 $^{^{40}}$ NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"

 $^{^{\}rm 41}$ OGC (2009), "Energy buying: The effective way to manage risk"

 $^{^{\}rm 42}$ OGC (2009), "Energy buying: The effective way to manage risk"

 $^{^{\}rm 43}$ OGC (2009), "Energy buying: The effective way to manage risk"

⁴⁴ FAR 5.601

⁴⁵ FSS 上で締結する Blanket Purchase Agreement (包括契約: BPA) などが挙げられる。(FAR 5.601)

断型調達契約、連邦供給スケジュール契約が頻繁に利用されている46。

米国の共同調達の特徴は、数量不確定型契約(Indefinite-Quantity Contract: IDIQ)に基づき行われていることである。数量不確定型契約とは、契約期間中に調達する調達対象の物品・サービスの量・範囲については上限・下限のみを明示し、具体的な数量・範囲を明示せず、都度の発注時にこれらの数量・範囲を指定する契約をいう。

複数機関型契約、政府横断型調達契約、連邦供給スケジュール契約は、いずれもこの数量不確定型契約に該当し、一つの政府機関が他の複数の政府機関を代表して締結する。他の政府機関は、当該契約に基づき事業者に直接発注を行う形式の場合もあれば、または契約締結を実施した政府機関に発注業務を委託し、当該政府機関より物品・サービスを購入する形式をとる47。

もう一つの特徴は、この場合の共同調達は、原則的に複数契約(Multiple Award Contract)であり、共同調達を実施する政府機関は、同一または類似の物品・サービスを提供する複数の事業者との間で契約を取り交わすことである。購入の際には、複数契約によって予め登録された事業者の中で、入札等を通じて最も好条件を提示した事業者から購入することとなる48 49。

なお、複数機関型契約、政府横断型調達契約、連邦供給スケジュール契約には、それ ぞれ以下の特徴がある。

 $^{^{46}}$ OMB, "Office of Federal Procurement Policy Interagency Acquisition"

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/procurement/interagency_acq/general_info.html

⁴⁷ OMB (2008), "Improving the Management and Use of Interagency Acquisitions'

⁴⁸ FAR 2. 101, 5. 703, 16. 5

⁴⁹ OMB (1997), "The Multiagency/GWAC Program Managers Compact"

図表 9 共同調達の各種形態における特徴

形	契約締結	適用法令	1)利用機関	特徴
態	機関		2)購入対象	
複数機関型契約	各政府機関	Economy Act	1)同じ物品・サ ービスを している 関 2)物品・サー ス全般 (IT 関連も含むし くは されば は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	各政府機関の契約管理者が、複数 機関型契約による調達が他の調達 方法と比較して、最も効率的かつ 経済的であると判断した場合、ま た他の調達方法を促す別の法令が 適用されない場合のみ、可能とな る。 各政府機関は、この判断結果と根 拠を正式文書に残す必要がある。
政府横断型調達契約	OMBにより権限を与えられた政府機関50	Clinger- Cohen Act	1)政府全体 2)IT 関連の商 品・サービス	正式に権限を与えられた政府機関の判断により契約締結するため、この契約に基づく発注は効率的かつ経済的であると見なされる。(複数機関型契約のような文書は不要。)契約権限を持つ政府機関は、専用のウェブサイト(電子モールに類似)を展開しており、契約締結した各事業者の物品・サービスを掲載している。その他の政府機関は、必要な物品・サービスを検索し、判断することとなる。
連邦供給スケジュール契約	GSA 又は退役 軍人管理省 (Department of Veteran Affairs: VA)	Titles 40 and 41 of the United States Code	1)政府全体 2)商品・サービス全般 (IT 関連も含むが、大規模/複雑なものは政府横断型調達契約で実施)	基本的に、政府横断型調達契約と同様の枠組みである。異なる点は、連邦供給スケジュール契約では、公告が継続的に行われ、より高い頻度で調達が行われることである。そのため、多くの事業者が様々なタイミングで調達に参加し契約することが可能である。

出典:FAR 5.601 および OMB(2008), "Improving the Management and Use of Interagency Acquisitions"に基づき PwC 作成

_

⁵⁰ Department of Commerce (商務省)、General Services for Acquisition (一般調達庁)、National Institute of Health (国立衛生研究所)、National Aeronautics and Space Administration (国立航空宇宙局)、等 (OMB- "List of Governmentwide Acquisition Contracts (GWACs) (2006)"

なお、これらの契約は全て、「Interagency Contract Directory」と呼ばれるウェブサイト上にデータベース化されており、各政府機関が参照するため、既存契約の情報を検索することが可能となっている⁵¹。このように共同調達に活用できる契約情報を開示することは英国の OGC でも実施しており共通する取組である。

(2) 共同調達によるメリット

共同調達には、コスト削減や効率化などのメリットがあるとされており、連邦供給スケジュール契約については、中小企業や経験のない企業に対するメリットも挙げられている52 53。

効率性・経済性の向上

・ 対象となる商品・サービスについて、より深い知識・調達要領を心得た政府 機関が一括して調達業務を担うことで、その他の政府機関はより効率的・経 済的に商品・サービスを獲得することができる。

事業者との交渉力の向上

・ 契約締結を行う政府機関は、他の政府機関からのニーズを取り纏め、多量に 調達することで、事業者との条件交渉等が容易になる。

新規参入の拡大

・ 共同調達は複数契約 (Multiple Award Contract) であるため、参入が容易である。特に、連邦供給スケジュール契約は、公告が継続的に行われ、より高い頻度で調達が行われる。そのため、多くの事業者が様々なタイミングで調達に参加し契約することが可能である。よって、中小企業や公共調達の経験がない企業にとっても参入が容易である。

3.1.3 フランスにおける共同調達

フランスでは、調達改革の取組の中で、国が保有する自動車台数の合理化への取組が 進められている。

公用車の保有および維持管理の集約化によって、自動車の購入・売却の一元化、維持費の軽減、保有台数の実態や利用状況のより的確な把握が可能となり、コスト面および環境面における改善が見込まれている54。

⁵¹ FAR 5.601

 $^{^{52}}$ OMB (2008), "Improving the Management and Use of Interagency Acquisitions"

⁵³ National Contract Management Association (2010), "GSA Federal Supply Schedule, GWAC, and MAIQ Contracts"

 $^{^{54}}$ Ministère de l'Éducation nationale (2010), "Service d' Information et de Communication"

3.2 競り下げ方式

競り下げ方式は、従来のわが国の入札のように1回の入札で最低価格を決定せずに、 予め決められた期間内に複数回に渡って入札を繰り返すことができる手法である。一般 的なオークションとは逆に価格を下げることから、リバースオークションとも呼ばれる。 各国では、電子システムを活用するeオークションが主流になっている。以下では、英 国、米国における競り下げ方式の取組を紹介する。

3.2.1 英国における競り下げ方式(e オークション)

(1) 競り下げ方式(e オークション)の法規定との関係

英国において、競り下げ方式は一般的に e オークションと呼ばれている。e オークションは、EU 指令および公共契約規則等の英国内の法令に則った取組である55 56 57。 英国の調達における法令である公共契約規則の第 44 条には、e オークションシステムを利用した調達について、公正性、公平性、透明性を担保するための実施条件が定められている。

e オークションの実施条件

- ・ 一般的に利用されている **IT** 技術にて実施され、非差別的であり、一般利用 が可能であり、相互アクセスが可能な環境が整備されている。
- すべての事業者が、入札参加に必要な暗号化技術を含むソフトウェア等を入 手することが可能な環境が整備されている。
- ・ 入札の日時、要件が入札者に正確に伝えられる。
- ・ 入札に用いられる電子署名の技術が、EU 指令に則っている58。

また、e オークション実施の際には、システムに係るトレーニングや質疑応答、事前確認の実施といった取組が実施されており、希望者が入札に公平に参加できることを担保するよう配慮されている59 60 61。

公正性を担保するための具体的な取組(例)

- ・ e オークションシステムの提供事業者によるシステムへのアクセス方法や操作方法等に関するトレーニングの実施
- · e オークションに関する質疑応答の受付け
- ・ 入札者が e オークションシステムへアクセス可能であることの事前確認

-

⁵⁵ Article 54, DIRECTIVE 2004/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts

 $^{^{56}}$ Regulation 20-21, 44,the Public Contracts Regulations 2006

⁵⁷ Utilities Contracts Regulations 2006

⁵⁸ 1999/93/EC において、欧州内の電子署名の標準的な技術を定めている。

⁵⁹ Trading Partners, "Success Story" http://distribution.activant.com/about/tpcx-customers.html

⁶⁰ Centre of excellence, "Collaborative sourcing of Agency Staff using e-tendering and e-auction processes" http://www.rcoe.gov.uk/rce/aio/21841

⁶¹ London Borough of Newham (2005), "London Borough of Newham E-Auction Case Study"

(2) 競り下げ方式(e オークション)の取組概要

適用分野

e オークションに適した分野として、競争が期待でき、要求仕様が明確な調達の大半が適しているとされる。主に定型的かつ頻繁に行われる調達案件で利用されており、物品、サービス、工事のいずれの調達においても適用されている62。実際に適用されている分野には、以下のようなものがある63。

分類 物品・サービス 情報通信技術 携帯電話、電気通信 IT ハードウェア 地上通信線 VoIP (IP 電話等) 事務関連 印刷機器 消費財・消耗品 車両 車両 (レンタル) 車両 (購入) 備品 個人用保護具 (PPE⁶⁴) 冷却器具 事務用什器 (既製品) その他 施設管理サービス 政府カーボンオフセット関連 研修 人材

図表 10 e オークションの適用分野

出典: Buying Solutions, "Calendar as of 20 October 2010" および収集事例に基づき PwC 作成

実施費用

e オークションへのアクセスやその他サポートを受けるためには、一般的に 1 回の e オークション当たり 0.3 万~1 万ポンドを要する 65 。

適用基準

OGC は、e オークションの適用可能性、実施可否を判断するために e オークション利用判断ツール (eAuction decision tool) や e オークション準備ツール (e-Auction Readiness Tool) を提供している⁶⁶ ⁶⁷。

e オークション利用判断ツールは、e オークションの適用可能性をフローチャート形式で判断するツールであり、十分な競争環境、仕様の明確性、価格評価の可能性、実施政府機関にとっての戦略的価値により判断している。次ページに、これらの概要を示す。

⁶² Buying Solutions, "Frequently Asked Questions"

 $http://www.\,buying solutions.\,gov.\,uk/categories/eCommerce/eAuctions/aggregated/faq/aggregated/faggregated$

⁶³ Buying Solutions, "Calendar as of 20 October 2010" および収集事例を基に作成

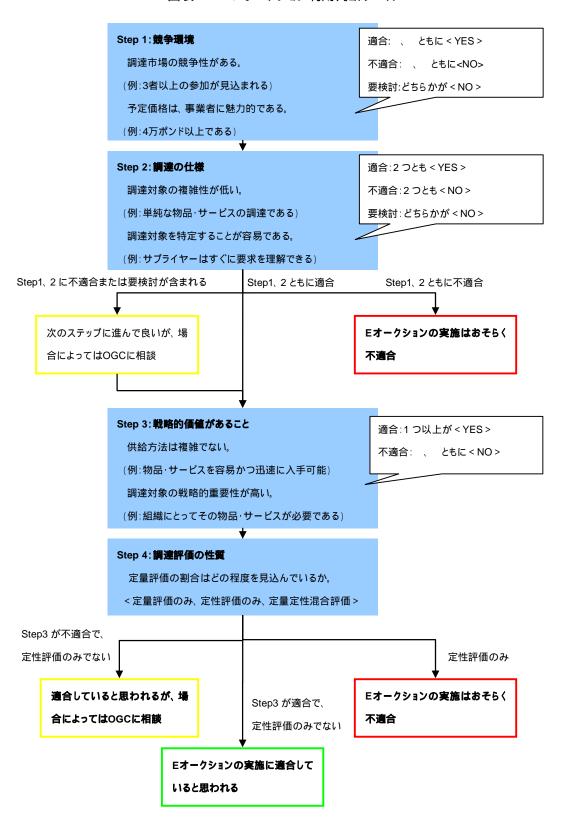
⁶⁴ Personal Protective Equipment の略で、感染症等を保護するマスクや衣服類等

⁶⁵ OGC, "e-Auction Readiness Tool" http://www.ogc.gov.uk/categories_of_spend_readiness_tool.asp

⁶⁶ OGC, "eAuction Readiness Tool" http://www.ogc.gov.uk/categories of spend readiness tool.asp

⁶⁷ OGC, "eAuction decision tool" http://www.ogc.gov.uk/eprocurement_getting_started.asp

図表 11 e オークション利用判断ツール



出典: OGC, "eAuction decision tool"に基づき PwC 作成

もう一つの検討ツールである e オークション準備ツールは、e オークション利用判断 ツールに定められているような適用可能性のみでなく、組織における実行可能性等も判断基準に含めている。その e オークション準備ツールの内容を以下に示す。

図表 12 e オークション準備ツール

	判断基準	重み※
A.基	遊的要素	
1	e オークションにかかる費用をまかなえる削減額が見込める	4.8
2	新規調達先との契約になった場合のいかなるコストもまかなえる削減額が見込める	13.5
3	EU 指令等の基準に沿った実施方法が特定されている	4.8
4	参加可能な、政府機関共同での e オークションが計画されていないものである	4.8
	低所得労働者を生み出すような契約ではない(特に、人件費が原価の主となる調達物	
5	品/サービス(清掃サービス、警備業、看護や社会医療サービス等)の場合には、コス	4.8
	トの構成について注意を払う必要がある)	
B.競	争環境	
1	契約は事業者にとって十分に魅力的であり、競争性が担保できる十分に成熟した供給	4.8
1	市場がある	4.0
2	調達物品/サービスの市場価格が適度に安定している	4.8
3	調達の判断において、価格が重要な要素である	4.8
C.調	達関係者の見解	
1	契約に関係する利用部門および技術部門から、競り下げ実施の合意を得ている	4.8
D.調	達カテゴリー、契約の特性	
1	物品/サービスが明確に特定可能である	9.6
2	契約全体の金額の大部分がオークションの中で明確になる	9.6
	事業者がさらなる低価格を提示するために、単に仕様を変更することができないこと	
3	が確かである(事業者は、利益を得るために提示した仕様を後に取り下げたり変更し	9.6
	たりすることがあるため、仕様に対するコンプライアンスを管理する必要がある)	
E.プ	ロジェクトマネジメント能力	
1	調達期限までに e オークションを完了するための十分な時間がある	4.8
2	e オークションのプロジェクトを管理できるための十分なスキルがある	4.8
3	関係者は、仕様や要件の作成、入札評価を適切に実施することができる	4.8
4	eオークションシステムにアクセスできる。または、eオークションシステム提供者	4.8
4	を雇うための準備および資金がある	4.0
	計	100

***100** 分の 1 の位で四捨五入している

0-54% : e オークション実施のためには、さらなる準備が必要である

55-64%: e オークションに適しているが、ガイダンスに則りさらなる改善の余地がある

65-100%: e オークション実施に十分な準備ができている

出典: OGC, "eAuction Readiness Tool" に基づき PwC 作成

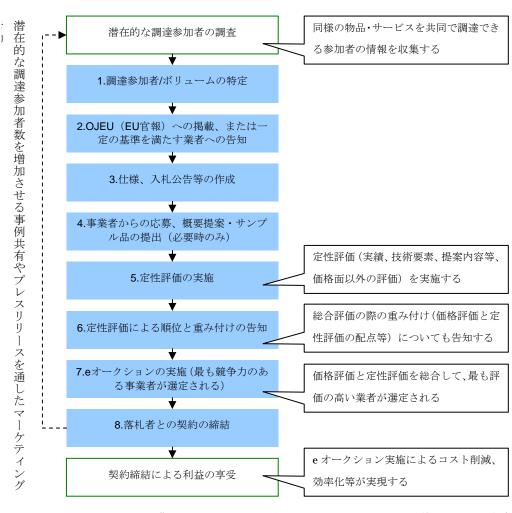
調達手続

OGC は、後述のような継続的に手続を改善する 8 ステップでの e オークションの実施を推奨している 68。このステップは、1 度の e オークションの実施プロセスのみではなく、その後の e オークション利用者の増加等、e オークションにおける取組全体を視野に入

http://www.ogc.gov.uk/categories_of_spend_the_eight_step_eauction_process.asp

⁶⁸ OGC, "The eight step e-auction process"

れたものとなっている。



図表 13 e オークションの実施ステップ

出典: OGC, "The eight step e-auction process" に基づき PwC 作成

成果

英国最大のeオークション実施支援機関である Buying Solutions は、2003年から 2007年にかけて 231に及ぶe オークションの実施を支援し、5 億 3287万ポンド(約 13.6%)のコスト削減を達成したとしている 69 。

_

 $^{^{69}}$ Buying Solutions (2007), "eAuctions Summary Statistics 2003-07"

(3) 事例: London Contracts and Supplies Group(LCSG) 70における文房具等の調達

LCSG は、文房具、電子事務用品、印刷用紙、学用品の調達に際し、e オークションを活用している。特徴的な点としては、総合評価を実施していることや、参加する事業者への公平性を担保するための取組を積極的に行なっていること等があげられる71。

図表 14 LCSG の e オークション実施事例概要

実施機関	London Contracts and Supplies Group (LCSG)
調達対象	文房具
	電子事務用品
	印刷用紙
	学用品
調達期間	約5ヶ月
	(2005年3月22日(入札公告)~9月1日(契約締結))
事業者評価方法	1 次評価: 非価格評価による入札者の絞込み
	2 次評価:総合評価による入札者の選定(価格 7:非価格 3)
利用 e オークション	アキレスオンラインサービス72
サービス	

出典: London Borough of Newham (2005), "E-Auction Case Study"に基づき PwC 作成

成果

LCSG は、e オークションの実施によるコスト削減効果を、従来の一般的な調達手法によって調達した場合と比較することにより算出している。文房具については、166万ポンド (37.28%)のコスト削減効果が、電子事務用品については、22万ポンド (7.16%)のコスト削減効果があったとしている。印刷用紙、学用品については、比較データがないためにコスト削減効果は示されていない。

課題

LCSG は、ロンドンのすべての区とその他公共組織により構成される、大規模かつ複雑な組織であるため、e オークションの実施においては、各区と相談しながら、調達対象物品の価格を査定することに多大な労力を要したとしている。

実施手順

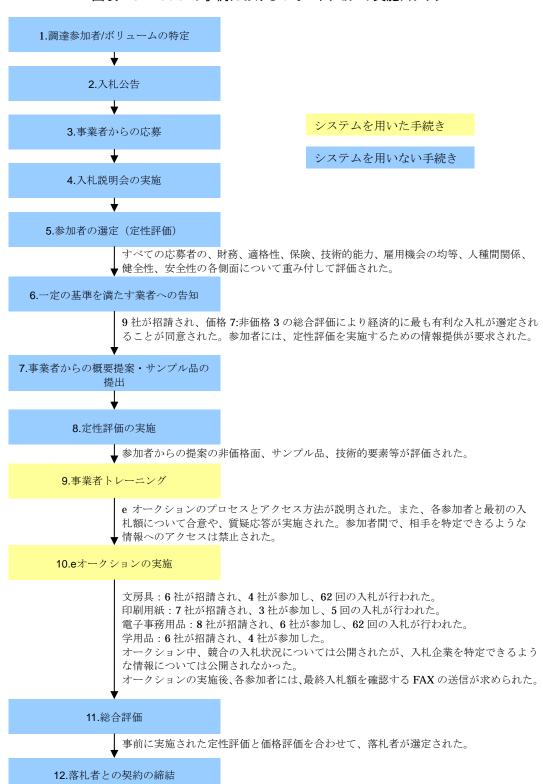
次ページに示す手順にて e オークションが実施された。

⁷⁰ ロンドンのすべての区とその他公共組織が共同調達を実施するために組織したグループ

⁷¹ London Borough of Newham (2005), "E-Auction Case Study"

 $^{^{72}}$ 700 以上の政府機関、民間企業に電子調達サービスを提供しているアキレス (Achilles) による e オークションシステム

図表 15 LCSG の事例における e オークションの実施ステップ



出典: London Borough of Newham (2005), "E-Auction Case Study"に基づき PwC 作成

以下に参考として、e オークションシステムを利用して実施された調達事例の一覧を示す。全体として複数政府機関で一般的に必要となる物品の調達が主となっているが、研修サービスや臨時職員の調達といった仕様が比較的複雑であると考えられるものも調達されている。評価方法としては、価格のみの評価、または価格評価による前に非価格評価による入札者の選定を実施している事例が多い。

図表 16 e オークション適用事例一覧

	適用 カテゴリー				事例		
			実施機関	調達対象	e オークシ ョンサー ビス	評価方法	活用効果
	携帯電話、 電気通信	1	4 つの NHS ト ラスト ⁷³	携帯電話	Buying solutions	1 次評価: 非価格 評価による入札 者の選定 2 次評価: 最低落 札価格による落 札者の選定	前契約に対 し、99.7 万ポ ンド (41.15%)の コスト削減
情報通信技術	IT ハードウェ ア	2	ノーフォーク 州、サフォーク 州、ケンブリッ ジシャー州の NHS トラスト	デスクトッ プ PC	Trading Partners	1次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2次評価:最低落 札価格による落 札者の選定	前契約に対 し、170万ポ ンド(40%以 上)のコスト 削減
	地上通信線	3	ノーサンプト ン州	地上通信線	不明	最低落札価格に よる落札者の選 定	前契約に対 し、870万ポ ンド(49%) のコスト削 減
	紙	4	LCSG ⁷⁴	印刷用紙	アキレス オンライ ンサービ ス	1次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2次評価:総合評 価による落札者 の選定(価格 7: 非価格 3)	コスト削減 額算出不可
事務関連	事務用品	5	セントラル・バ イング・コンソ ーシアム ⁷⁵	文房具	アキレス オンライ ンサービ ス	1 次評価: 非価格 評価による入札 者の選定 2 次評価: 総合評 価による落札者 の選定(価格 55: 非価格 45)	15 万ポンド (30%) のコ スト削減
	争 務用面	6	LCSG	電子事務用品	アキレス オンライ ンサービ ス	1次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2次評価:総合評 価による落札者 の選定(価格 7: 非価格 3	前契約に対 し、22 万ポ ンド(7.16%) のコスト削 減

 $^{^{73}}$ NHS トラストとは、英国で医療サービスを提供する NHS 傘下の地域ごとの独立した病院等の医療機関。 74 前項を参照のこと。

75 17 の地方公共団体が共同で運営する調達専門組織。1991 年に 6 団体により設立され、その後拡大している。

30

			事例						
	適用 カテゴリー	No	実施機関	調達対象	e オークションサー ビス	評価方法	活用効果		
	消費財、消耗品	7	ウェールズへ ルスサプライ 76	採血管	Oracle exchange	最低落札価格に よる落札者の選 定	3 年間で 60 万ポンドの コスト削減 見込み		
		8	ポーツマス病 院 NHS トラス ト	医薬品	Oracle exchange	最低落札価格に よる落札者の選 定	64 万ポンド (12%)のコス ト削減		
車両	車両(購入)	9	7 つの政府機 関	車両	Buying solutions	1次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2次評価:最低落 札価格による落 札者の選定	前契約に対 し、90 万ポ ンド (30%) のコスト削 減		
資産	事務用什器(既製品)	10	内国歳入庁、英 国刑務局、英国 関税消費税庁、 内国歳入庁評 価局、外務省	事務用什器 (既製品)	不明	最低落札価格に よる落札者の選 定	前契約に対 し、約 90 万 ポンド (約 23%) のコス ト削減		
	政府カーボン オフセット	11	6 つの政府機 関	2.8 万トン のカーボン オフセット	Buying solutions	1次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2次評価:最低落 札価格による落 札者の選定	前契約に対 し20万ポン ド(36%)の コスト削減		
	研修	12	6 つの政府機 関	プロジェク トマネジメ ントトレー ニングコー ス	Buying solutions	1次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2次評価:最低落 札価格による落 札者の選定	前契約に対 し8万ポン ド(約25%) のコスト削 減		
その他	人材	13	憲法事項省 (DCA)	法廷速記者 録音、議事 録作成担当 者	不明	最低落札価格に よる落札者の選 定	前契約に対 し、80 万ポ ンド(11.2%) の削減 契約期間中 に3200 万ポ ンド削減見 込み		
		14	ウィルトシャ ー州および近 隣の 5 つの機 関	臨時雇用者	不明	1 次評価:非価格 評価による入札 者の選定 2 次評価:最低落 札価格による落 札者の選定	相場価格の 75%での調達 3年間で5百 万ポン人件費 削減見込み		

出典:OGCホームページ等に基づきPwC作成

_

⁷⁶ NHS 内のウェールズ地域における調達専門部門。

3.2.2 米国における競り下げ方式

(1) 競り下げ方式の推進状況

米国では、政府をあげてインターネット上の競り下げ方式の活用が進められている。

1995 年までは、FAR において競り下げ方式の利用を規制していたが、1996 年に、そ の規制する条文を削除した77。さらに現行のFARでは、予算を効率的に使用でき、適切 であると判断される場合には、電子入札を使用した競り下げ方式を推奨している78。そ の他にも、調達制度の制定機関である OMB や米国会計検査院、米国請求裁判所79も競 り下げ方式の活用を推奨している80。

その例として、OMB は、2010 年の通知「説明責任を果たす政府への改革(The Accountable Government Initiative - an Update on Our Performance Management Agenda) | の中で、「インターネット上の競り下げ方式等の先進的な調達手法の活用によ りさらなるコスト削減が可能である」と言及するなど、競り下げ方式による費用削減効 果の可能性を示唆するとともに、競り下げ方式の積極的な活用を推奨している81。

以下では、連邦政府で最も広く利用されている競り下げ方式のサービスである FedBid について説明する。

(2) インターネット上における競り下げ方式を提供する FedBid の概要

米国は、競り下げ方式のシステム整備や運用を、民間企業に委託している。民間企業 が提供する競り下げ方式のサービスの中でも、最も連邦政府で活用されているのが FedBid である。

FedBidは、同名のFedBid社によって提供されている競り下げ方式のサービスである。 FedBid 社は、世界の 160 を超える都市においてサービスを提供している民間企業であ り、米国政府に対しては、1年間の試用期間を経て、2002年から本格的に FedBid のサ ービスを提供している。現在では、数十の機関が FedBid と契約し、競り下げ方式のサ ービスを活用している82 83。2010 年度には、1,000 人を超える調達担当者が、FedBid を利用して約14,000件の取引を実施しており、その取引額は11.5億ドルに及ぶ。FedBid のサービスを利用する場合、手数料として開始価格から落札金額の差額のうち最大 3% を落札金額の一部から得る仕組みとなっている84。

(3) FedBid による競り下げ方式の適用範囲 対象物品・サービス

FedBid のサービス開始当時には、その取引対象は、IT 関連の物品に限定されていた が、現在は、その他の物品やサービスにも拡張されている。また、一般的な調達規模は **2.500** ドル~10 万ドルとなっており、全体取引数の 90%以上は 10 万ドル以下の取引が

⁷⁷ GSA (2000), "Reverse Auction Notice"

⁷⁸ Federal Acquisition Regulation 13条

⁷⁹ United States Court of Federal Claims。合衆国憲法や連邦法、行政規則に基づく請求、契約に基づく請求、不 法行為以外の損害賠償の請求などを取り扱う。

⁸⁰ FedBid, "Buyer Frequently Asked Questions (FAQs)" http://www.fedbid.com/buyers/faq/

⁸¹ OMB (2010), "The Accountable Government Initiative - an Update on Our Performance Management Agenda"

⁸² FedBid, "Seller Frequently Asked Questions (FAQs)" http://www.fedbid.com/sellers/faq/#anchor2

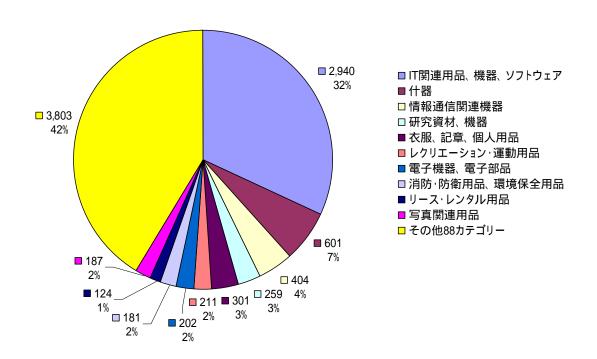
^{83 2005} 年時点では、15 の省庁と契約を結んでいる。

⁸⁴ FedBid, "Seller Frequently Asked Questions (FAQs)" http://www.fedbid.com/sellers/faq/#anchor2

占めている。

その一例として、米国陸軍(Army)、国土安全保障省(Department of Homeland Security: DHS)、国務省(Department of State: DoS)が、FedBid を利用して調達した物品・サービスのカテゴリー毎の調達額を以下に示す85。IT 関連用品、機器、ソフトウェアが特に多く、全体の 32%を占めており、それに続き、什器 (7%)、情報通信関連機器 (4%)の割合が大きい。

図表 17 FedBid 利用における 2009 年度のカテゴリー別調達件数 (10 万ドル以下の取引のみ)



出典: FedBid (2010), "FY 201006 BUYER TRAINING PPT" に基づき PwC 作成

(4) 競り下げ方式に適切でない対象物品・サービス

仕様を明確にすることが困難である物品・サービスや、事業者の選定において価格以外の要素が重要となる物品・サービスには、競り下げ方式の適用は適切でないとされている。

国土安全保障省では、競り下げ方式の利用が適切でない物品・サービスの条件を以下のように定めている86。特殊なものや市場性が低いものが適切でないとされている。

- ・ 標準的でないサービス
- 要求が複雑なもの
- ・ 多様な基準からの総合評価が必要なもの

85 FedBid (2010), "FY 201006 BUYER TRAINING PPT"

⁻

⁸⁶ 国土安全保障省(Department of Homeland Security)へのヒアリング結果より

- ・ FedBid の事業者が取り扱っていないブランドのもの
- ・ 非営利物品・サービス

(5) FedBid のメリット

政府機関のメリット

FedBid の活用は、政府機関にとって、調達担当者の業務負荷の削減やコスト削減、コ ンプライアンスの向上、中小企業の活用の増進といったメリットがあるとされている87。 政府機関が享受可能なメリットは以下の通りである。

予算の有効活用

・ コスト削減が実現されるとともに確立されたプロセスによる効率的な調達 手続の実施によって、少ない予算でより高い成果を上げることができる。

調達関連文書の改善

・ FedBid は、事業者や入札に係る情報等、各調達についての詳細な情報を提 供するため、より良い調達関連文書を作成することが可能となる。

コンプライアンスの向上

FedBid は、価格の妥当性やプロセスの透明性を高め、税金の無駄遣いを防 ぐための一助となる。

中小企業の活用促進

・ 調達機会への参加が容易なことから、FedBid を利用した調達額の 80%は、 中小企業からの調達となっている。

事業者へのメリット

一方、事業者にとっての FedBid の活用は、機会の拡大やコスト削減、業務負荷の軽 減、公平性の向上といったメリットがあるとされている88 89。詳細は以下の通りである。

機会の拡大

情報の集約化や要求仕様の明確化、調達案件掲載時の連絡等により、事業者 の調達への参加が容易になる。

コスト削減

・ 調達の参加に要するコスト、人材を削減できる。

時間の節約

・ 使い易いインターネット上のシステムを提供することにより、時間に制限さ れず容易に調達への参加が可能になる。

競争プロセスの改善

・ コンプライアンス、公平性、公正性、透明性の向上により、すべての事業者 に対してより良い競争環境を提供している。

⁸⁷ FedBid, "FedBid's Value Proposition for Buyers" http://www.fedbid.com/buyers/results

[&]quot;FedBid's Value Proposition for Sellers" http://www.fedbid.com/sellers/results "FedBid's Value Proposition for Buyers" http://www.fedbid.com/buyers/results

⁸⁹ FedBid,

(6) FedBid の成果

FedBid 社は、FedBid の活用により平均 12%のコスト削減が達成されるとしている。 FedBid 社と政府機関で最初に契約を結んだ国務省は、2002年の契約締結から 2006年 8 月までに、4,700件、総額1億6,900万ドルの競り下げ方式を実施し、1,760億ドルのコ スト削減を達成したと発表している。参考として、米国陸軍 (Army)、国土安全保障庁 (DHS) および国務省 (DOS) の 2009 年度における取引実績およびコスト削減額等を 以下に示す90。

図表 18 2009 年度の競り下げ方式の利用統計(10 万ドル以下の取引のみ)

項目	Army	DHS	DOS
取引数	5,178	2,243	1,792
調達者の見積額	\$126,761,594	\$60,247,911	\$37,540,964
最終調達額	\$106,555,836	\$50,485,214	\$33,482,178
コスト削減総額	\$20,205,758	\$9,762,697	\$4,058,786
コスト削減割合	15.9%	16.2%	10.8%
平均入札者数	8.8	4.9	6.1
平均入札件数	17.6	11.1	13.3
調達実施の知らせを受けた	0.110	1 470	0.500
平均事業者数	2,113	1,479	3,502
中小企業からの調達額の割合	84%	96%	74%

出典: FedBid (2010), "FY 201006 BUYER TRAINING PPT" に基づき PwC 翻訳

(7) FedBid の利用プロセス

政府機関の調達担当者や事業者が FedBid を利用して取引を実施するにあたってのプ ロセスは、利用登録からはじまり、落札者を決定し、通知するまでとなる。この概要を 次ページに図表で示す91 92。

92 国土安全保障省(Department of Homeland Security)へのヒアリング結果より

FedBid (2010), "FY 201006 BUYER TRAINING PPT"
 FedBid (2010), "Standard_Presentation_20100131"

図表 19 FedBid の利用プロセス

調達者/事業者 FedBidに登録

- •利用者(調達者および事業者)は、初めての利用時に一度登録をする。
- FedBidは、利用者の審査をする。
- 利用者は、FedBidの利用規定に同意する。

調達者 調達案件の登録

- 調達者に向けたトレーニングおよび支援が提供されている。
- 投稿内容の変更も可能である。
- ・調達者は、調達内容を事業者に提示する。

事業者

- •約2,000社の事業者に対して調達実施の知らせが自動的に送られる。

入札、再入札の実施

事業者

- 事業者に向けたトレーニングおよび支援が提供されている。
- 調達実施の知らせ受領
- 事業者は、24時間365日を通して入札をすることができる。 • 事業者は、自らの入札が最低価格 (Lead)か、最低価格でない (Lag) か を確認することができる。
 - 事業者は、手動入札をするか、自動入札の金額範囲を設定する。
 - 調達者 入札の評価
- すべての入札情報は、保管される。
- 調達者は、提示した評価基準を基に入札の評価を行う。

調達者

- 調達者は、価格またはベストバリューに基づき落札者を決定する。 • 調達者は、発注書または、調達カードにて支払をする。
- 調達者は、入札の概要と上位3件の入札をPDF形式でダウンロードできる。

落札者の決定

- 落札者は、Eメールで落札の知らせを受ける。
- 落札者以外の入札参加者は、掲示板 (FedBid dashboard) 上で知らせを受ける。
- FedBidは、調達者の満足度向上のため、質問を受け付けている。

落札者 落札通知の受領

出典: FedBid (2010), "Standard_Presentation_20100131"および

国土安全保障省へのヒアリングに基づきPwC作成

(8) FedBid による競り下げ方式の入札方法

事業者は入札する際、入札対象の調達を指定し、調達内容および評価方法に同意した 後に入札する手続となっている。

FedBid の入札過程では、入札する事業者に競合他社の入札情報は公開されない。また 価格については、最低価格は公開されず、入札する事業者は、自社の入札価格が最低価 格かそうでないかのみを知ることができる仕組みとなっている。

次ページに、事業者が入札をする際に表示される画面を示す93。最初の画面は、入札 する事業者が調達案件を検索することや現状の自社の入札状況を管理することができる 画面である。次の画面は、入札を実施する際の入力の画面になる。

http://www.fedbid.com/dictator/media/68/201101_general_overview.pdf

⁹³ FedBid (2011), "201101 general overview"

図表 20 入札案件の確認、自社の入札状況の確認



出典: FedBid (2011), "201101 general overview"に基づき PwC 作成

以下の入札を実施する際の入力画面では「自動入札」が可能である。自社の設定する 最低価格を入力した場合、その最低価格に達するまで自動で入札される。例えば、現時 点の入札価格が100万円の場合に自社の最低価格を80万円とした場合、80万円以下に達 するまでは、他者が入札した金額よりも安い入札を自動で行う。

Help & Training | Logout FedBid Bid Results View Details LINE ITEMS FOR BUY 297147_01 **Buy Description: Tractors** Rid Decrement: \$1 BUY COUNTDOWN Submit a ? Current System Time: 11:28:38 Time Remaining: 125:01:22 Refresh Time 入札方法 ①手動入札 LINE ITEM(S) 入札の都度入札価格を Item No. Description Qty. Unit | Unit Price Stop Auto Rebid At 手動で入力 ②自動入札 Tractor, Model A EA 最低価格を入力する 最低価格にいたるまで、 included in line item # (Optional) 自動で入札が続けられる Tractor, Model B EA included in line item # Tractor Model C included in line item ∓ (Optional) Centel Eat Save as Draft Continue

図表 21 入札価格の入力

出典: FedBid (2011), "201101 general overview" に基づきPwC作成

3.3 電子カタログ

電子カタログは主にインターネット上において事業者が提供する物品やサービスを提示し、調達担当者はそこで開示される情報に基づいて発注することができる調達支援手法の一つである。英国及び米国でこうした取組が行われており、代表的な取組を紹介する。

3.3.1 英国: Zanzibar

(1) Zanzibar の概要

Zanzibar は、2006 年 2 月に開設された電子カタログのサービスである。Zanzibar は、インターネット上で、物品・サービスの選択・購買申請から支払い処理までを実施可能なシステムを備える。Buying Solutions とフレームワーク契約を結ぶ ProcServe 社によって運営されており、スコットランドを除く英国内のすべての政府機関が利用可能なサービスとなっている94。

(2) Zanzibar の登録事業者、物品、サービス

政府機関が定めた手続により申請すれば、どの事業者でも Zanzibar に登録することができ、インターネットを通じて無償で Zanzibar を利用することができる95。

また、Zanzibarにおける事業者の提示価格は、各政府機関が過去に事業者と交渉した物品・サービスの価格が反映される。よって、他の政府機関は、自ら交渉の手間をかけることなく低価格で物品・サービスを調達することが可能となる。事業者にとっても、他の政府機関との取引機会が拡大する利点がある96。

また、事業者は、自らが所有するインターネット上のマーケットプレイス97のシステムを Zanzibar と連携させることができるため、容易に自社の製品を登録することもできる。同様に、Zanzibar に登録する物品・サービスの価格の更新も容易に行うことができる。

これらのように個別に事業者が登録する物品・サービス以外にも、Buying Solutions がフレームワーク契約を結ぶすべての物品・サービスが Zanzibar 上に登録されることとなっている。

(3) Zanzibar 導入による成果

現在、4 万人以上の政府の調達担当者が Zanzibar を利用しており、登録している事業者数は 1,000 を超えている。Buying Solutions によると、Zanzibar の利用により、政府機関は、一回の取引につき少なくとも 30 ポンドから 41 ポンドのコスト削減が実現でき、年間 7,000 万ポンドのコスト削減が可能であるとしている98。

38

⁹⁴ OGC, "Zanzibar" http://www.ogc.gov.uk/markets_and_collaborative_procurement_zanzibar.asp

⁹⁵ ProcServe, "Supplier FAQ" http://www.procserve.com/solutions-and-services/363/supplier-faqs.html

⁹⁶ ProcServe, "Buyer FAQ" http://www.procserve.com/solutions-and-services/buyer-faqs.html

⁹⁷インターネット上に設けられた企業間取引所。Web サイトを通じて売り手と買い手を結び付ける電子市場。

⁹⁸ ProcServe (2009), "Zanzibar Managed eProcurement Service)

(4) Zanzibar の活用における課題 高いサービス利用料金の水準

英国会計検査院によると、Zanzibar 導入直後の 2006 年 12 月時点で、調査対象の 132 の政府機関のうち、94%が Zanzibar を利用していなかった99。この要因として、Zanzibar を利用していない小規模な機関の約 20%が、サービス利用料金が高いことを挙げている。 Zanzibar への登録は、事業者は無料であるが、政府機関は利用のための手数料に加え、年間の調達額に応じて4,000 ポンドから 167,000 ポンドの年間登録料が必要になるため、小規模な機関にとっては大きな負担となっているようである。

Buying Solutions と調達機関の連携

英国会計検査院は、Zanzibar を運営する Buying Solutions とその他の調達機関との 連携が不十分なため、Zanzibar の活用を含めた調達の効率化に向けた取組が十分に取ら れておらず、十分にその効果を発揮していないと指摘している¹⁰⁰。

3.3.2 米国: GSA アドバンテージ (GSA Advantage)

(1) GSA アドバンテージの概要

GSA アドバンテージ (GSA Advantage) は、GSA によって開発され、1995 年から運用が開始されたインターネット上の電子カタログである。Zanzibar と同様に、インターネット上で、物品・サービスの選択や購買申請から支払い処理を実施可能なシステムを備えている。

(2) GSA アドバンテージの登録事業者、物品、サービス

GSA では、連邦政府を代表して事業者と契約を締結し、各政府機関はこの契約に基づいてそれらの契約事業者に直接発注することが可能な仕組みを構築している¹⁰¹。この仕組みに基づいて、実際に取引を行うツールが GSA アドバンテージである。この GSA アドバンテージを利用して物品・サービスを購入することで、競争入札等の手続を省略し、少量でもボリュームディスカウントされた価格で購入することが可能¹⁰²になる。

登録事業者が同様の物品・サービスにおいて、競合他社との優位性を得るためには、 価格を下げる、納期を短縮する、1回あたりの最低購入数・量を減らす、商品の仕様を 明確に示すといった努力が求められる。その結果、通常の入札と同様に価格の低減やサ ービスの拡充が進むこととなる。

GSA アドバンテージを利用して購入できる物品、サービスの分類を以下に示す。一般的に市場で扱われている物品、サービスについて広く対応していることが分かる103。なお、米国会計検査院の調査によると、GSA アドバンテージを利用して最も多く購入されているものは基本的なオフィス用品であり、特に、ファイルフォルダー、多目的用紙、付箋、書類かばん、印刷トナー、印刷用紙、バインダークリップ、3 リングバインダー

39

⁹⁹ NAO (2006), "Assessing the value for money of OGCbuying.solutions"

 $^{^{100}}$ NAO (2006), "Assessing the value for money of OGCbuying.solutions"

 $^{^{\}rm 101}$ GSA, "GSA Schedules" http://www.gsa.gov/portal/content/197989

¹⁰² 事業者にとってはGSAアドバンテージ上で多くの取引が期待できるため、物品・サービスの割引が行われている。

¹⁰³ GSA, ホームページ https://www.gsaadvantage.gov/advantage/main/start_page.do

図表 22 GSA アドバンテージ取扱い物品・サービスの分類

分類	内容	分類	内容
物品	・ 建物・工業	サービス	公告・マーケティング
	什器		・ 建設・工業サービス
	・ 清掃・化学品		・ エネルギーサービス
	・ IT・電子機器		・ 工学サービス
	・ 研究・科学・医療		・ 環境サービス
	・ 法関連・防火・防犯		・ 施設管理サービス
	オフィス用品		・ 財務サービス
	レクリエーション・装飾		什器関連サービス
	工具・資材・機械・ハードウェア		・ 人事・雇用サービス
	・ 車両・船		・ 語学サービス
			・ 物流サービス
			・ 経営・コンサルティングサービス
			・ オフィスサービス
			・ 出版・印刷サービス
			・ 科学・医療サービス
			・ 防犯・法関連サービス
			・ IT 技術サービス
			・ 臨時雇用サービス
			・ 輸送サービス
			旅行サービス
			・ 車両関連サービス

出典: GSA アドバンテージ ホームページに基づき PwC 作成

(3) GSA アドバンテージ導入による実績·成果

GSA アドバンテージを通じた取引は、現在、登録企業数が 8,800 社以上、掲載されている物品・サービスの数は 300 万以上に上る。GSA アドバンテージを通じた調達は、2008 年までに 320 万件を超え、それによって達成されたコスト削減額は、2 億ドル以上と推定されている105。

(4) GSA アドバンテージの活用における課題

GSA アドバンテージの活用は、1998年から 2002年の間では 8,000 万ドルにも満たず、 米国会計検査院は、**GSA** アドバンテージの活用向上に向けた改善策を **GSA** に求めていた。その後の **GSA** の取組により、2006年までの間に **GSA** アドバンテージを利用した調達額は、4 億 8000 万ドルを超えるとされ、利用が増加している。しかし、なおその利用は **GSA** による調達の約 1.2%に過ぎず、さらなる改善が必要とされる 106 。

_

 $^{^{104}\,}$ GAO(2002), "Business Strategy Needed for GSA's Advantage System"

¹⁰⁵ GSA, ホームページ

 $[\]label{locality} $$ $$ $ \frac{y}{www.gsa.gov/Portal/gsa/ep/contentView.do?pageTypeId=8199\&channeIId=-13260\&P=XAP\&contentId=23068\&contentType=GSA_BASIC $$ $$ $$ $$ $$ $$ $$ $$$

¹⁰⁶ GAO (2003), "Electronic Procurement: Business Strategy Needed for GSA's Advantage System"

3.4 政府調達カード

政府調達カードとは、旅費や書籍等の小口の調達について、決済が可能なカードをい う。政府職員は、このカードを利用して効率的に調達手続を実施することができる。英 国、米国ともに以前から政府調達カードを導入しており、これらの取組を説明する。

3.4.1 英国における政府調達カード

(1) 政府調達カードに係る規定、ガイドライン

英国では、政府調達カードは OGC が利用を推進している。OGC は「Cardholder Instruction Manual」の中で、政府調達カード(Government Procurement Card)の発行プロセスや、使用方法、支払内容の確認・承認プロセス等を定めている¹⁰⁷が、あくまで基礎的なレベルにとどまる。利用上限額や承認者といった実際の運用における具体的な項目については各機関のガイドラインにて規定されている。

(2) 支出負担に関する権限

ここで、支出負担に関する権限を確認しておく。

英国では、「政府資源会計法¹⁰⁸(Government Resources and Accounts Act 2000)」にて支出負担に係る事項が規定されている¹⁰⁹。当該規定では、支出管理者として、各政府機関に主任会計官(Principal Accounting Officer)および会計官(Accounting Officer)の設置が義務付けられている。

また、これらの業務の一部を担う会計官補佐(Additional Accounting Officer)の設置が認められており、実際に 1 名以上の会計官補佐の設置が、大規模機関におけるベストプラクティスとして推奨されている¹¹⁰。基本的な支出負担行為はこの体制で処理がされることとなっている。ただし、具体的な管理方法や管理事項については、各機関にて定めることとされている¹¹¹ため、各職員が政府調達カードにより支出負担行為を行うことが可能になっていると思われる。

なお、参考までに日本と英国における支出負担に係る権限を、以下に示す。

 $http://www.\,ogc.\,gov.\,uk/documents/GPCC ard holder Instruction Manual.\,pdf$

¹⁰⁷ OGC, "Cardholder Instruction Manual"

¹⁰⁸資源会計とは、政府の支出計画、予算、決算において、非財務資源をも含めた経済資源に基づきこれらを統合的 に行うことを目的とする制度。2000 年より本格的に導入された。資源会計では発生主義により予算編成が行われる。

¹⁰⁹ Government Resources and Accounts Act 2000

 $^{^{110}}$ HM Treasury (2010), "Corporate governance code for central government departments"

¹¹¹ OGC, "An Introduction to Public Procurement"

http://www.ogc.gov.uk/policy_and_standards_framework_introduction_to_public_procurement.asp

図表 23 日本と英国における支出負担に係る権限

	日本 (会計法)	英国(会計に係る法令、ガイドライン)
	日本 (云訂伝)	大国(云司に体の伝)、カイトノイン)
支出/契約	支出負担行為担当官、支出官	主任会計官、会計官、会計官補佐
管理者		
支出/契約	支出負担行為担当官は、国の支	主な役割は以下の通りである。
管理者の	出の原因となる契約およびその	・公金の適正な管理
官理有の	他の行為を管理する役職。(契約	・適正な財務手続と会計記録の保持
定義	については別途契約担当官を設	・内部統制証明書の提出
	置する場合もある。)支出官は、	主任会計官/会計官は財務省より任命を受ける。
	歳出金を支出するための小切手	主任会計官には各政府機関の事務次官
	の振り出し、国庫金振替書又は	(Permanent Head)が、会計官には一般的に
	支払指図書の交付権限を持つ役	政府高官(senior official)が任命される。
	職。いずれも各省各庁の長より	会計官補佐は、主任会計官/会計官より任命を受
	任命を受ける。	け、主任会計官/会計官の業務の一部を担う。
支出/契約	交通通信の不便な地方で支払う	各機関にて定めることとされている。
**************************************	経費や、庁中常用の雑費、その	(例) 防衛省および防衛省管轄機関では、5,000
管理者以外に	他経費の性質上、主任の職員が	ポンド以下の支出を管理する少額調達担当
よる支出	現金支払いをしなければ実務上	官(Low Value Purchasing Officer)の設置
	差し支える場合のみ、主任職員	が義務付けられている。
	に必要な現金を前渡ししてい	
	る。	

出典:会計法および Government Resources and Accounts Act 2000 に基づき PwC 作成

(3) 政府調達カードの特徴

英国における政府調達カードのコストや利便性等の特徴は以下の通りである112。

コスト

発行手数料、使用手数料、取引手数料、維持費が無料である。

利便性

- ・ 任意に発行機関 (クレジットカード会社) を選択できる。
- インターネットでの利用のため、カード番号のみを発行することもできる。
- ・ EU 全域におけるクレジットカード会社の加盟店で利用できる。

制限·管理

- 購買一回当たりまたは、月当たりなどの枠組みで決済額に上限を設定できる。
- ・ 購買品の分類コードを用いて購買可能な対象を制限できる。
- ・ 調達できる事業者を制限できる。
- ・ 購買履歴が電子的に記録され、監査のための証跡としての利用や、会計システム等との連携ができる。

(4) 政府調達カードによる調達範囲

官公庁、学校、カレッジ、警察、地方当局を含む 500 以上の公共機関で使用されており、対象物品は、比較的調達回数が多く安価なものが中心となっている¹¹³。決済上限額について規定はないが、中央政府では、上限額を 5,000 ポンド以下に設定する場合が一

42

¹¹² OGC, "GPC Frequently Asked Questions" および OGC (2006), "saving money with the government procurement card"を基に作成

¹¹³ OGC (2006), "saving money with the government procurement card"

般的である¹¹⁴。VISA によると、政府調達カードの 2009 年における 1 決済あたりの平均額は 151 ポンドであったとしている¹¹⁵。

(5) 政府調達カード導入のメリット

政府調達カードの導入は、公共機関、カード利用者、事業者および地球環境、の 4 つの側面でメリットを与えるとされており、具体的に以下のようなメリットがあるとされている¹¹⁶。

政府機関へのメリット

業務の効率化、コスト削減

- ・ 購入、請求手続の効率化、コスト削減が実現する。
- ・ 支払早期化により、事業者への値引き交渉機会が生まれる。
- ・ 銀行への月次一括支払により事務処理が削減される。
- ・ 取引に係る手続きの減少により、銀行手数料の値引き交渉機会が生まれる。
- ・ 現金による小規模の取引が減少する。

情報管理能力の向上

- 質の高い情報管理が実現されることによって、より高度な調達に係る情報の 分析が可能になる。
- · 会計管理、予算管理が向上する。

コンプライアンスの向上

- ・ 不正な支出、契約外の支出が減少する。
- ・ 明瞭かつ簡潔な監査証跡が残る。

カード利用者(職員)へのメリット

業務の効率化、負担の軽減

- ・ 物品、サービスの調達が効率化される。
- ・ 支払処理の遅延や未処理が実質無くなる。
- ・ 出張、旅費の清算等のための立替が不要になる。

コア業務への集中

- 事務処理ではなく、生産性の高い業務に集中できる。
- ・ ペーパーワークおよび「お役所仕事」を大幅に削減できる。
- ・ 派遣社員を形式的な書類作成業務による物理的な拘束から解放する。

事業者へのメリット

キャッシュフローの向上

· 一般に入金が4日以内に短縮される(平均2~3日)。

 $^{^{114}}$ OGC, GPC Frequently Asked Questions

http://www.ogc.gov.uk/government_procurement_card_gpc_gpc_frequently_asked_questions.asp

¹¹⁵ Buying Solutions (2009), "GPC Annual Report 2009"

¹¹⁶ OGC, "Government Procurement Card Benefits"

http://www.ogc.gov.uk/tools___services_government_procurement_card_4732.asp

業務の効率化

・ 支払遅延や滞納が実質的に無くなり、請求業務の負荷が削減される。

物品、サービスの利用者との関係性向上

・ 物品、サービスの利用者との直接的な関係が築きやすくなる。

事業機会の増加

・ 中小企業の参入機会が増加する。

地球環境へのメリット

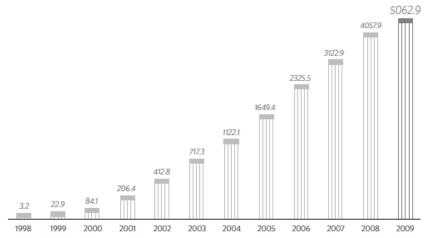
- 廃棄物の削減
- ・ 取引のペーパレス化により、毎年大量の紙(平均10トン)が節約される。
- ・ インターネット上での購入増加により、紙のカタログの拡散を防ぐ。
- ・ 情報管理能力の向上により、購入が能率化し、廃棄物の減少が期待できる。

(6) 政府調達カード導入の成果

利用規模

英国財務省 と 英国会計検査院によって、政府調達カードは費用対効果の最も大きい電子調達のツールであると認められている¹¹⁷。英国では 2009 年まで政府調達カードは VISA のみで行われており、1998 年から 2009 年の間に 50.6 億ポンド利用されている。

図表 24 政府調達カードの累計決済額(1998-2009年) 単位:100万ポンド



出典: Buying Solutions (2009), "GPC Annual Report 2009"

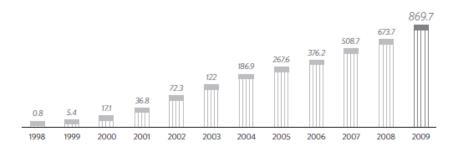
コスト削減効果(1998年から2009年)

Buying Solutions は、1998 年から 2009 年の間で、50.6 億ポンドの利用額に対して約8.7 億ポンドのコスト削減効果が達成されたと発表している。

http://www.ogc.gov.uk/government_procurement_card_gpc_gpc__frequently_asked_questions.asp

¹¹⁷ OGC, GPC Frequently Asked Questions

図表 25 政府調達カードの累計コスト削減額(1998-2009年) 単位:100万

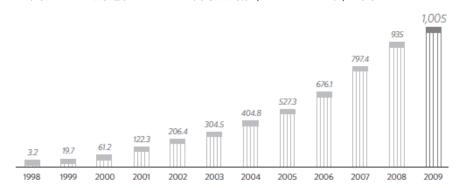


出典: Buying Solutions (2009), "GPC Annual Report 2009"

年間利用規模

2009 年には、政府調達カードは、**14** 万枚以上利用され、約 **664** 万件の取引が行われたとのことであった。そして、総額約 **10** 億ポンドの利用額に対し、約 **1.9** 億ポンドのコスト削減効果が得られている 118 。

図表 26 政府調達カードの年間決済額(1998-2009年) 単位:100万



出典: Buying Solutions (2009), "GPC Annual Report 2009"

(7) 成果の要因

英国会計検査院は、調達カードの導入によって調達プロセスが効率化され(下図参照)、 以下のようなメリットが実現されるとしている¹¹⁹。

購入コストの削減

・ カード利用者は事業者から直接購入することが可能になり、申請書への記入 が不要となることによって購入プロセスに要する費用が削減される。

納期短縮

・ カード利用者が購入品を手にする納期が大幅に短縮され、在庫が削減される。

<u>効率性の向上</u>

¹¹⁸ Buying Solutions (2009), "GPC Annual Report 2009"コスト削減額は、政府調達カードを利用しない場合の 支払プロセスにおける費用と比較して算出されている。NAO は、政府調達カードを利用した場合は、政府調達カード を利用しない場合に比べ、1 決済あたり 28 ポンドの費用削減効果があると結論付けている。

 119 NAO (2004), "Improving Procurement Progress by the Office of Government Commerce in improving departments' capability to procure cost-effectively"

・ 購入内容の確認や承認に要する時間が短縮される。これらの業務は、利用明 細と一括請求書の発行時に月次で実施されることとなる。

図表 27 所要費用と所要時間の比較

	従来の購入	調達カードを利用した購入
所要費用	1取引あたり 50~100 ポンド	1 取引あたり 20~40 ポンド (60%削減)
所要時間	購入手続:8日間 納期:2~3週間 支払:30~60日以内	購入手続:1日以内 納期:即時の入荷も可能 支払:4日以内

出典: NAO (2004), "Improving Procurement Progress by the Office of Government Commerce in improving departments' capability to procure cost-effectively" に基づき PwC 作成

図表 28 購入プロセスの比較

主に購入申請、購入内容の確認・承認、発注にかかる。プロセスを短縮した。

	従来の購入プロセス		調達カードを利用した場合の購入プロセス	
	担当者	実施プロセス	担当者	実施プロセス
	購入者	事業者への連絡価格、納期の決定購入申請書への記入	購入者	・ 事業者への連絡・ 価格、納期の決定・ 調達カードでの発注
	購入者の管 理者	・ 購入申請書の承認		
	購入者	購入申請書の調達部門 への送付		
	調達部門	購入申請書の受領発注書の作成、送付		
	経理部	・ 発注書の受領、保管		
J	購入者	・ 発注書の受領、保管		
	事業者	・ 発注書の受領・ 受注品の発送・ 請求書の経理部への送付	事業者	・ 取引確認・ 受注品の発送・ 銀行からの入金確認
	荷受部門	・ 発注品の受領・ 納品通知・ 購入希望者への引渡し	荷受部門	・ 発注品の受領 ・ 購入希望者への引渡し
	購入者	・ 発注品の受領	購入者	・ 銀行から取引明細書受領 ・ 請求書と取引記録の照合
	牌八 有	・光任品の支順	購入者の管 理者	・ 取引明細書の承認
	経理部	・納品通知・請求書の受領・請求書と納品通知・発注書・購入申請書の照合	経理部	・ 取引明細書の受領・ 付加価値税(VAT)の算出・ 取引明細書と請求書の保管・ 銀行への支払
	事業者	· 入金確認	事業者	· 入金確認

出典:NAO (2004), "Improving Procurement Progress by the Office of Government Commerce in improving departments' capability to procure cost-effectively" に基づき PwC 作成

(8) 政府調達カードにおける課題と対応

上記で取り上げたような成果がある一方で、政府調達カードの紛失や盗難、不正利用 といったリスクが懸念されている。これに対し Buying Solutions は、カード所持者に対 し、注意、対策を促すガイドラインを発出している120。

また、英国会計検査院は政府調達カードの利用におけるリスクについて過去事例で実 施された予防手段を以下のように挙げている121。

図表 29 政府調達カードの利用におけるリスクと予防手段

リスク	過去事例における予防手段
カード所有者によ	カード所有者を正職員でかつ在籍期間が 12 ヶ月を超えている
る個人使用目的で	者とする。
の物品調達	所属する政府機関は、カード所有者の検査や信用調査を行う。
	カード所有者にすべての誤用および乱用が規律違反となること
	を理解させる。
	カード所有者は取引記録を管理する。カード所有者の管理者は
	月次でこの取引記録と月次のカード利用明細を照合する。
	規定の上限額や利用方法によりカードの利用を制限する。
利用が認められて	カード所有者に対して、カードと身分証明書を安全に保持する
いない者によるカ	よう指導する。
ードの利用	各部署の責任者は、カード所有者の利用明細書を月次で確認し
	承認する。
カード所有者と事	他の調達方法と同様に、このリスクをなくすことは困難である。
業者間の癒着	過去事例では、異常および傾向を把握するため、事業者および
	商品ごとに、月次の支出管理レポートを検査し、リスクを最小
	限に抑えるように取組んでいる。
	カード所有者の管理者は、納品と支払の記録を検査する。

出典: NAO (2004), "Improving Procurement Progress by the Office of Government Commerce in improving departments' capability to procure cost-effectively" に基づき PwC 作成

(9) 政府調達カードの導入手順

政府調達カード導入当初、利用できるクレジット会社は VISA のみであったが、2010 年2月にフレームワーク契約が更新され、VISA、American Express、Master Card の 中からカードを選択することが可能になった。政府調達カードを導入するためのカード 発行手続は、これらのカードの発行銀行を介して行われることとなる122。

Buying Solutions は、下記の手順による政府調達カードの導入を推奨している123。

47

¹²⁰ Buying Solutions, "GPC Fraud Prevention Guide"

http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:Dq3I_gCx0LoJ:www.buyingsolutions.gov.uk/categorie s/e Commerce/publications + gpc + fraud + prevention + guide + buying + solutions &cd = 1&hl = ja&ct = clnk&gl = jp&source = was the solution + grades + gww.google.co.jp

¹²¹ NAO (2004), "Improving Procurement Progress by the Office of Government Commerce in improving departments' capability to procure cost-effectively"

¹²² OGC, "Payment Card Solutions & Associated Services (GPC 3)"

 $[\]label{eq:http://www.ogc.gov.uk/tools} $$ \underline{ \mbox{services_government_procurement_card.asp}} $$ Buying Solutions (2004), "GPC Implementation Guide"$

現状業務・コスト構造を分析、調達カー 1.目標の設定 ド導入後の業務設計、改善目標の策定 業務改訂における組織の余力と資質、抵 2.業務改訂マネジメント 抗要因の整理、実施案の策定 3.内部からの支援の確立 4.発行銀行の確定 組織の規模に応じて2~8名程度のチー 5.導入チームの召集 ムを召集、必要に応じて専門家を招集 導入目標を達成するための具体的活動、 6.導入計画の策定 計画、評価指標の策定 調達品目に応じた事業者の特定、調達カ 7. 調達カードを用いて取引する事業者の確保 ード対応状況の調査、対応要請、事業者 への説明会実施、事業者とのコミュニケ ーション 8.調達カード用口座の開設 9.調達カードの利用規則・運用ポリシーの策定 10.職員に対するトレーニング 11.プロジェクトの開始・推進・継続的モニタリング・ レビュー

図表 30 政府調達カードの導入手順

出典:Buying Solutions (2004), "GPC Implementation Guide" に基づき PwC 作成

3.4.2 米国における政府調達カード

(1) 規定、ガイドライン

米国では、FARに、「Governmentwide Commercial Purchase Card」と呼ばれる調達用クレジットカードについて規定されている124(以下、調達カードと呼ぶ)。FARでは調達カードの大まかな用途、使用者、使用上の規制/推奨事項等について記されているのみで、具体的な発行手続、内部統制、その他詳細な使用方法については、各政府機関にて別途ガイドラインを定めることとされている。また、これらのガイドラインを作成するにあたっては、財務省が定める「各政府機関に対する財務ガイダンスマニュアル

_

¹²⁴ FAR 13.301 および 52.232-36

(Treasury Financial Manual for Guidance of Departments and Agencies: TFM)」における調達カードに係る条項125、および GSA がクレジットカード会社と締結している契約の同意事項と整合することが条件とされている。

(2) 支出負担に関する権限

ここで、英国同様に支出負担に関する権限を確認しておく。日本・米国共に、調達業務は適切な支出/契約管理者の決裁を経て行われる。しかし、FARでは、\$3,000以下の少額購入(Micro-Purchase) ¹²⁶については、管理者以外の職員が自己判断で実施する権限を与えることが推奨されている。また、少額購入を実施する際には、効率化のため、調達カードを使用することが推奨されている¹²⁷。

図表 31 日本と米国における支出負担に係る権限

	日本 (会計法)	米国 (FAR)
支出/契約 管理者	支出負担行為担当官、支出官	契約管理者(Contracting Officer)
支出/契約管理 者の定義	支出負担行為担当官は、国の支出の原因となる契約およびその他の行為を管理する役職。(契約については別途契約担当官を設置する場合もある。)支出官は、歳出金を支出するための小切手の振り出し、国庫金振替書又は支払指図書の交付権限を持つ役職。いずれも各省各庁の長より任命を受ける。	支出および契約 (入札含む) の締結、履行、解消に関する決裁権限を持ち、契約関連業務における意思決定や調査を執り行う役職。各政府機関の長より任命を受ける。
支出/契約 管理者以外に よる支出	交通・通信の不便な地方で支払う経費や、庁中常用の雑費、その他経費の性質上、主任の職員が現金支払いをしなければ実務上差し支える場合のみ、主任職員に必要な現金を前渡ししている。	各政府機関の長は、少額購入については、 支出管理者以外の各政府職員・軍職員に、 調達権限を委譲することが推奨される。

出典:会計法および FAR に基づき PwC 作成

(3) 調達カードの概要

FAR および財務省の定めるマニュアルでは、調達カードについて次ページのように規定している¹²⁸。

¹²⁶ FAR 2.1 (原則\$3,000以下であるが、建設工事は\$2,000、サービスは\$2,500以下等、例外も定められている)

 $^{^{125}}$ TFM part 4 chapter 4500

¹²⁷ 会計法第3章およびFAR 1.6

¹²⁸ FAR 13.301、52.232-36、およびTFM part 4 chapter 4500

図表 32 調達カードに係る規定

-11 m +t.	±11.045.765.711 +V.	
利用者	・契約管理者	
	・契約管理者以外の政府職員・軍職員	
用途	・少額購入の実施	
	・基本契約や包括契約(Blanket Purchase Agreement)に基づく製品・	
	サービスの購入129	
	・その他、クレジットカード払い可能な事業者からの購入	
規制事項	・契約管理者以外の職員は、少額購入以外では使用できない。	
	・滞納債務を持つ契約者への支払いには使用できない。(ただし、少額購	
	入のみ支払い可能)	
	注:契約管理者は、少額購入以外の調達においては、カードを使用す	
	る前に契約者の滞納債務の有無を調査する義務がある。)	
推奨事項	・少額購入については、調達カードの利用に制限を設けず、できる限り調	
	達カードでの決済を促す。その他の決済方法は、調達カードでの支払い	
	が不可能又は非効率な場合のみ使用すること。	
	・契約管理者は、少額購入以外においても、上記「用途」に基づき調達カ	
	ードの利用範囲を拡充すること。	

出典: FAR および TFM に基づき PwC 作成

上記「推奨事項」のとおり、FAR は調達カードの利用および用途の拡大を推奨している。例えば、USAID (U.S. Agency for International Development: 米国国際開発局)が 2002 年に OIG (Office of Inspector General: 監察総監室)より受けた監査¹³⁰では、USAID 職員が少額購入において調達カードを利用しないケースが多い点、また少額購入以外での利用が限定されている点が指摘されており、組織内での啓発活動等を行うよう改善提案を受けている。こうした事例からも、米国政府が調達カードの活用を強く推進している姿勢がうかがえる。

(4) 調達カードのメリット

調達カードの導入は、カード利用者および政府機関共に、恩恵をもたらしている。以下は、USDA(U.S. Department of Agriculture: 農務省)が、調達カードに関する自らのガイドライン¹³¹上に挙げているメリットの例である。

カード利用者へのメリット

調達時間の短縮・効率化

- ・ 契約管理者による支払い承認が不要
- ・ 購入申込書や小切手、インボイス等の発行など、事務手続が不要

50

¹²⁹ 基本契約や包括契約とは、取引における価格の決定方法や納期等の大枠の条件を定める契約を指す。

 $^{^{\}rm 130}$ USAID (2002), "Audit of USAID's Governmentwide Commercial Purchase Card Program, Audit Report No.9-000-02004-P"

¹³¹ APC/LAPC (2000), "Purchase Card Program Guide"

- ・ 利用者に都合の良い時間、タイミングで発注・支払いが可能
- ・ 経費等の個人立替が不要
- ・ Visa や MastarCard 等の広く普及しているカードにより、使用機会が限定されない(かつて少額購入は購入申込書や SF44 フォーム[次頁参照]で行われていたが、政府からの支払いに時間がかかった為、これら書類による支払いを受け付けないサプライヤーも存在した。132)

自主性の向上

・ 職員が各自の判断で調達を行うことで、個人の意思決定・自主性が向上

政府機関へのメリット

調達時間の短縮・効率化

- 調達に係る書類発行、データベースへの情報入力等の事務手続にかかる時間・人員等のコストを削減
- ・ 少額購入に係る契約管理者の管理負荷を軽減
- ・ 日々、数百万件に上る少額購入案件を、システムにより一括処理することが 可能
- ・ 調達カードの利用金額に応じて、また請求書等を(紙面でなく)電子データ で受け取ることにより、金融機関よりキャッシュバックを受けることが可能

管理の向上

- ・ 少額購入に係る契約管理者の負荷を軽減することにより、より高額な調達や、 主要事業者のマネジメントへの集中を促進
- ・ 質の高い情報管理が実現することで、調達に係る分析や、事業者への価格交 渉が可能

(5) 調達カードによるコスト削減

1993 年時点でのコスト削減試算

1993年の「国家業績評価(National Performance Review)」では、少額購入の 50% を調達カードで行うことによって、約1億8千万ドルのコストを削減できる可能性があると報告されている。特に購入申込書(Purchase Order)を使用した調達については、調達カードに切替えることにより、一件の取引当たり約29~227ドルのコスト節減効果が見込まれるとしている 133 。

コスト削減要因

1986年、商務省(Department of Commerce)の主導により 24 政府機関で行われた 調達カードのパイロット導入では、少額購入において、調達カードが従来の書類作成や 契約管理者等の承認手続を要する手法(次ページの表を参照)と比較し調達コストが低

132 GAO (1990), "Cash Management: Benefits and Limitations of the Small Purchases Credit Card Program"

¹³³ Ibid (1993), "National Performance Review -Lower Costs and Reduce Bureaucracy in Small Purchase Through the Use of Purchase Cards"

いことが報告され、1989年に正式導入へとつながった134 135 136。

正式導入の年に米国会計検査院が7つの政府機関を対象に実施した調査結果として、 具体的に以下のコスト削減要因が報告されている。

図表 33 調達カードによるコスト削減要因

要因	内容	
時間・手続	・購入申込書や SF44 フォーム等の書類作成および、その承認手続の削減	
費用の改善	・銀行を通じた事業者への一括支払いにより、各事業者に対して個別に支払手続を行う負荷および手数料の低減 【例】 財務省では、個々の事業者に対し小切手を発行する都度、30 セントの手続費用および郵送費がかかるため、個別支払いが減少することによる効果は大きいと報告している。	
	・各事業者からの膨大な請求書を取り扱うことによる、支払い遅れや、督促状の 受領といったトラブルを回避し、対応に係る時間の大幅な低減 【例】 Coast Guard Ninth District (米国沿岸警備隊第9管区)は、1987年に200 件あった支払い遅れが、1989年には10件に減少したと報告している。	
資金運用の 改善	・小口現金として取り置く資金の削減、政府機関のキャッシュフローの改善、およびその分の銀行預金による、利子の獲得 【例】	
	商務省では、パイロット期間中の1988年、小口現金の支給額が約40%減少し、 その分の利子として9万1千ドルを節約したと報告している。	

出典:米国会計検査院(1989) に基づき PwC 作成

(参考) 調達カード導入以前、少額購入に使用されていた手法

包括契約(Blanket Purchase Agreement)

・ 契約管理者が要否を判断の上、契約書を作成して事業者と締結。(契約締結 後の個別オーダーはより簡易的に実施する)

購入申込書(Purchase Orders)

- ・ 発注量や納入希望日等を明記し、契約管理者の承認を受け、事業者に発行。 小口現金(Imprest Funds)又は小切手(Third Party Draft)
- ・ 原則、小口現金は\$500以下、小切手は\$2,500以下とし、契約管理者の承認 又は各政府機関にて定めた承認プロセスを経て職員に支給/発行。

SF44 フォーム (SF44, Purchase Order—Invoice—Voucher)

・ 少額購入および緊急時専用の購入申込書フォーム。購入量や目的を明記し、 事業者に発行。

出典: GAO (1996), "Acquisition Reform: Purchase Card Use Cuts Procurement Costs,

Improve Efficiency"

_

¹³⁴ GAO (1996), "Acquisition Reform: Purchase Card Use Cuts Procurement Costs, Improve Efficiency"

¹³⁵ GAO (1990), "Cash Management: Benefits and Limitations of the Small Purchases Credit Card Program"

¹³⁶ FAR 13. 3

(6) 調達カードの運用に関する課題事例

2000~2004 年に米国会計検査院により実施された各政府機関における調達カードの運用に関する監査の結果として、2004 年に課題事例の報告書¹³⁷が提出されている。報告書によると、内部統制の欠陥、およびコスト削減努力の欠如が、調達カードの不正利用(私用目的での利用、第三者への貸与、過剰利用等)やコストの無駄につながっているとしており、米国会計検査院は、内部統制の強化や、積極的な価格交渉・割引制度利用を推進するよう、促している。

図表 34 調達カードの運用に関する課題

課題テーマ	課題事例	
内部統制の	・各組織における調達カードの発行枚数を把握するための仕組み	
欠陥	(具体的方針、管理責任者、発行条件の規程、等)がない。	
	・調達カードの利用履歴は、契約管理者による月次チェックが必	
	要とされているが、履歴の量が膨大で、全てをチェックできる状	
	態となっていない。	
	・必要以上に高額な利用限度額が設定されている。(*)	
	・契約管理者に対し、調達カード運用に関する充分なトレーニン	
	グが行われた証拠が残されていない。	
	・必要な内部統制を整備する上で、人員が不足している。	
	(*通常は過去の調達規模に応じた上限金額が設定される)	
コスト削減	・組織によっては、金融機関と料金の割引交渉を実施していない。	
努力の	・カード利用者に対し、利用可能な割引制度について充分に周知	
欠如	されてらおらず、利用されていない。	

出典:米国会計検査院(2004) に基づき PwC 作成

上記のような課題について、米国会計検査院は例えば国防総省に対し、以下の例のような改善提案を行っている¹³⁸。国防総省は、これらの提案事項を具体的手続としてガイドラインに明記し、政府機関内に展開・啓発することにより、改善を図っている。

¹³⁷ GAO (2004), "GAO-Purchase Cards :Increased Management Oversight and Control Could Save Hundreds of Millions of Dollars"

¹³⁸ GAO (2003), "GAO-Purchase Cards: Steps Taken to Improve DOD Program Management, but Actions Needed to Address Misuse"

図表 35 米国会計検査院による調達カードの運用に関する課題に対する改善提案

課題テーマ	米国会計検査院改善提案(例)
内部統制の欠陥	 ・カード発行枚数の管理方針やカードの利用資格を明確に定め、利用者を制限する。 ・適切な利用限度額の設定に向けた方針を定める。 ・カード調達のモニタリング活動において、人的リソースに不足がないか調査した上で、必要に応じて補充を行う。 ・適切なトレーニングの実施と、実施の証跡を書類に残すことを義務付ける。 ・ガイドラインを改訂し、内部監査書類(抽出課題と改善提案を含む)の作成と適切な管理者および管轄司令部への提出を必須とする。
コスト削減 努力の 欠如	・金融機関の割引やキャッシュバック額を最大化する方法を調査する。(例:利用履歴の電子データでの受取り促進、等) ・金融機関より受けた割引内容について定期的に計算・精査する方針・手続を定める。

出典:米国会計検査院(2003)に基づき PwC 作成

4調達手続の改善

本章では、競争的交渉方式や民のインセンティブ等の事業者が参入しやすい調達手続の取組や、調達案件の評価や異議申し立て制度等、調達手続の改善を促すための取組について以下説明する。

4.1 競争的交渉方式

競争的交渉方式とは、入札公告後に官民で相対して質疑応答や入札内容についての確認を行う等の取組を指す。欧州では EU 指令に基づき競争的対話と呼ばれる手法で各国により実施されている。また、実施方法は異なるものの、米国においても競争的対話に類似する交渉契約という手続が行われている。以下、各国の取組を説明する。

4.1.1 英国における競争的対話方式

(1) 規定法令

2004年4月に交付されたEU指令2004/18/ECにて、競争的対話方式が導入されている。EU加盟国は、国内法をEU指令に合わせて整備しなければならない義務を負っており、大半のEU加盟国が国内法への適用を完了している¹³⁹。フランスは、2004年に公共契約法典において競争的対話方式を制度化しており¹⁴⁰、英国は、2006年1月に公共契約法を改正して競争的対話方式を制度化している¹⁴¹。また、フランス、英国の競争的対話方式に係る法令は、どちらもEU指令2004/18/ECに準拠しているものとなっている。

(2) 適用範囲

EU 指令 2004/18/EC では、競争的対話の適用範囲を、特に複雑であると考えられる契約で、以下のいずれかに該当するものとしている¹⁴²。

- 発注者がニーズまたは目的を満たすことのできる技術的方法を客観的に特定することができない場合
- 発注者がプロジェクトの法的または財務的構成のいずれか、または両方を明確に規定 することができない場合

EU 指令説明文書では適用例として、道路等の社会基盤 (インフラ)、大規模コンピューターネットワーク、複雑かつ財務的および法的構造を事前に規定することが不可能なストラクチャード・ファイナンス143を用いるプロジェクトを挙げている144。

また、OGC と財務省共作のガイダンス(以下、OGC/HMT ガイダンス)では、法的 または財務的に複雑である場合の例として、学校や病院、刑務所のような長期的な建設

¹³⁹ DIRECTIVE 2004/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts ¹⁴⁰ PUBLIC PROCUREMENT CONTRACTS CODE,

 $^{^{141}}$ The public Contracts Regulations 2006 $\,$

¹⁴² EU 指令 2004/18/EC 第 11 条 11(c)

¹⁴³ 資産を証券化する等の仕組み(structure)を利用し、市場リスク・信用リスク等をコントロールする金融技術

 $^{^{144}}$ EXPLANATORY NOTE - COMPETITIVE DIALOGUE - CLASSIC DIRECTIVE 2.1 $\,$

と運営が見込まれる施設に係るプロジェクトを挙げている145。

財務省の調査によると、2010年11月時点で、既に1,200以上の調達において競争的対話方式が適用されており、調達した物品/サービスにおける契約期間および契約金額には以下のような傾向がみられた146。

契約期間

• 5年以下:44%

・ 5年より長く10年未満:23%

• 10年以上: 33%

契約金額

・ 資本投下報酬(Capital Value)が 500 万ポンド以下:52%

・ 役務提供報酬(Service Value)が 500 万ポンド以下: 41%

また、財務省は、これまで実施された調達の傾向から、以下のような明らかに複雑な 調達対象には、競争的対話導入のメリットが顕著に見られたとする一方で、複雑とは判 断しきれない調達対象に対しても競争的対話が適用されていることに懸念を示している。

適用が推奨される調達対象

- 大規模 IT プロジェクト
- ・ 病院および刑務所における PFI プロジェクト
- ・ 都市再生のための官民連携

適用を避けるべき調達対象

- 単年保険契約
- 衣類
- · 洗剤
- ・ ニュースレターの印刷
- 一つの学校における清掃サービス

(3) 調達手続

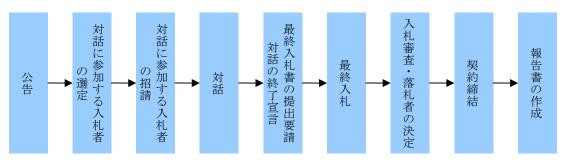
EU 指令 2004/18/EC では、競争的対話方式の実施手続として、次ページに示すように 9 つのステップを定めている。各ステップの詳細については、次項以降にて説明する。

_

¹⁴⁵ Competitive Dialogue in 2008 - OGC/HMT guidance on using the procedure

 $^{^{146}}$ HM Treasury, Review of Competitive Dialogue

図表 36 競争的対話方式の実施ステップ



出典: EU 指令 2004/18/EC に基づき PwC 作成

(4) わが国の調達手続に係る法令と競争的対話の比較

我が国の「国の機関」の調達手続については、法律では「会計法」(昭和22年法律第35号)、 政令では「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)および「予算決算及び会計令臨 時特例」(昭和21年勅令第558号)、省令では「契約事務取扱規則」(昭和37年大蔵省令第 52号)が制定されている。WTO政府調達協定上の調達手続については、政令として「国 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)、省令 として「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」(昭和55年大蔵省令第 45号)が制定されている。

E U 諸国の競争的対話方式をわが国に導入するに当たっての、主な規定上の制約を次のページに示す。予定価格の告知の可否、入札者の絞込み方法等に差が見られる。

図表 37 わが国の調達手続に係る法令と競争的対話の比較

手続	EU 指令 2004/18/EC ¹⁴⁷	他の法令・ ガイドライン	わが国における 法令上の制約
	・物品・役務契約の場合は、見積額	• 発注者は、公告前に、	• 予定価格を告知できない。
	が75万ユーロを超える場合にその	供給市場に競争性が	「競争入札に付する事項
公告	見積総額を、工事契約の場合は、	あるかどうか、マーケ	の価格を当該事項に関す
	見積額が 624.2 万ユーロを超える	ットリサーチ等を実	る仕様書、設計書等によっ
	場合にその主要特徴を、できるだ	施して確認する必要	て予定し、その予定価格を
	け早急に欧州委員会に送達する	がある。(OGC/HMT	記載し、又は記録した書面
	か、バイヤープロフィール上に発	ガイダンス 第5条	をその内容が認知できな
	表する。(第35条1)	148)	い方法により、開札の際こ
	・調達内容、要件を公告または入札	・入札者に入札プロセ	れを開札場所に置かなけ
	説明書にて告知する。(第29条2、	スに係る費用を一部	ればならない。」(予算決算
	第 35 条 2)	補助することも考え	及び会計令 第七十九条)
	・公告または入札説明書内にて以下	られる。その場合、	
	を示す。(第29条4、第44条2、3)	公告にその旨を明	
	- 契約締結基準	示。(OGC/HMT ガイ	
	- 入札者に求める最低限の能力水	ダンス 第5条)	
	準	・公告には、左記の事	
	- 調達の目的	項に加え、下記を示	
	- 入札において適用される差別的	す必要がある。	
	でない基準または規則、	(OGC/HMT ガイダ	
	- 招請する最低限の入札者数、適	ンス 第5条)	
	切であると思われる場合には、最	- 対話期間中におい	
	大限の入札者数	て入札者または解	
	- 各評価基準に与える相対的加重	決策を絞り込む意	
	値(適当な加重値を付すことが不	思の有無	
	可能な場合、重要度の降順で基準	- 一つの入札者が複	
	を示す)	数の入札をするこ	
		とを許可するかど	
		うか	
入二	• 十分な数の適格の入札者がいるこ	・8 者以下の選定が推	• 絶対評価による入札者の
人札 オ 対	とを条件として、公示された基準	奨される。(BSF ガイ	絞込みは可能だが、相対的
入札者の選定二、対話に参	に基づき、対話に参加する入札者	ダンス 第13条149)	基準により上位数社に絞
	を3者以上の範囲で絞り込む。招	・4 者以下の選定が推	り込むことはできない。
加する	請される入札者数は、真の競争を	奨される。(DH ガイ	• 指名競争に付することが
る	保障するために十分な数とする。	ドライン 第3条 ¹⁵⁰)	できる主な条件は、契約の

 $^{^{147}}$ 日本総研(2006), "PFI における今後の入札契約制度の在り方に関する調査"を一部参照

 $^{^{148}}$ OGC/HMT, Competitive Dialogue in 2008 - OGC/HMT guidance on using the procedure

¹⁴⁹ BSF, BSF GUIDANCE NOTE —How to Conduct a Competitive Dialogue Procedure—
150 DH, The Private Finance Initiative How to conduct a Competitive Dialogue Procedure

手続	EU 指令 2004/18/EC ¹⁴⁷	他の法令・ ガイドライン	わが国における 法令上の制約
	(第 44 条 3)	・参加表明の受領期間	性質又は目的により競争
	・参加表明の受領期間は、公告が送	は、最低 52 日とする	に加わるものが少数で一
	達された日から最低 37 日とする	ことを推奨する。	般競争とする必要がない
	(だだし、通告が電子的手段で送	(BSF ガイダンス	場合、一般競争とすること
	信される場合には7日間、補完図	第 12 条)(DH ガイ	が不利と認められる場合
	書への電子的手段によるアクセス	ドライン 第2条)	と、小規模の調達(工事:
	を提供する場合は5日間短縮が可		5 百万円以下、物品:3百
	能)。(第 38 条 3-6)		万円以下、役務等:2百万
			円以下 (予算決算及び会計
			令 第九十四条))。
=	・選定された入札者に対して、入札		• 現行法令は、競争的対話を
三、	書の提出、対話への参加を書面に		想定しないため、対話に参
話	よって招請する。(第40条1)		加する入札者の招請に係
対話に参加する入札者	• 招請には以下を含む。(第40条2、		る言及はないが、現行法内
かす	5)		で実施するうえでの制約
る入	- 仕様書、説明図書、その他補完		は、特にないと考えられ
札者	図書、のいずれか(電子的手段に		る。
\mathcal{O}	よる取得が可能な場合には、その		
招請	入手方法)		
	- 公告指示内容		
	- 入札受領期限、入札書送付先住		
	所、入札書作成の言語		
	- 対話の開始日付と住所、使用言		
	語		
	- その他関連図書への指示内容		
	- 評価基準の相対的重み付け、当		
	該基準の重要度の降順(公告、仕		
	様書、説明図書で説明されていな		
	い場合)		
四	• 発注者の要求を満たす最も適切な	・時間やコストの観点	・現行法令は、競争的対話を
	解決策を特定、明確化するため、	から、対話は概要評	想定しないため、対話に係
対話	対話を実施する。(第29条3)	価と詳細評価の2段	る言及はない。入札説明会
	• 議論すべき解決策の数や対話する	階で実施することが	や書面上での複数回の質
	入札者を絞り込む場合、公告、仕	望ましい。第1段階	疑応答が実施されている
	様書または説明図書に述べる評価	で、入札者を3から4	ことから考えても、現行法
	基準を適用して行う。(第44条4)	者に絞ることが推奨	内で複数回の質疑応答を

	1		他の法令・	わが国における
手網		EU 指令 2004/18/EC ¹⁴⁷	ガイドライン	法令上の制約
		• 入札者別に契約のあらゆる側面に	される。(4ps ガイド	実施すること自体は可能
		ついて対話を行うことができる。	ライン p14 ¹⁵¹)	であると考えられる。
		(第29条3)	一つの事業者が一つ	・質疑内にて、予定価格につ
		・入札者に対して、価格または支払	の解決策を提案して	いて言及することはでき
		いについて具体的に述べることが	いる場合には、解決	ない。
		できる。(第29条8)	策を絞り込むことは	「競争入札に付する事項
		一つまたは必要とするものと合致	事業者を絞り込むこ	の価格を当該事項に関す
		する複数の解決策を特定すること	とを意味する。一つ	る仕様書、設計書等によつ
		ができるまで、対話を継続する。	の事業者が複数の解	て予定し、その予定価格を
		(第29条5)	決策を提案している	記載し、又は記録した書面
		• 発注者は、全入札者の公平性を保	場合には、一つの事	をその内容が認知できな
		証する。	業者におけるすべて	い方法により、開札の際こ
		• 対話の中である入札者から提案さ	の解決策が棄却され	れを開札場所に置かなけ
		れた解決策その他秘密事項を、対	た時点で、その事業	ればならない。」(予算決算
		話相手の同意なしに漏らすことは	者が離脱することを	及び会計令 第七十九条)
		できない。(第29条3)	意味する。	・回答範囲について、法令上
			(OGC/HMT ガイダ	の取決めはない。独自の提
			ンス 第5条)	案や機密事項が全体応募
				者に開示されることを恐
				れて、入札者が技術的な質
				問を躊躇する場合がある。
五		• 対話の終了を宣言し、対話期間中	• 以降のプロセスで	• 現行法令は、競争的対話を
対 話	最終	に提出された一つまたは複数の解	は、入札の基本的性	想定しないため、対話の終
\mathcal{O}	の <u>分</u>	決策にもとづき、最終入札の提出	質の変更が不可能で	了宣言・最終入札書の提出
終了	書	を入札者に求める。(第29条6)	あるため、入札者が	要請に係る言及はないが、
了宣言	の提		十分な情報を得て、	現行法内で実施するうえ
·	出要請		必要要件をすべて満	での制約は、特にないと考
	請		たした最終入札書を	えられる。
			作成できることを確	
			認したのち、対話を	
			終了しなければなら	
			ない。(BSF ガイダン	
			ス 第 22 条)	
			• 最終入札に参加する	
			入札者は、一般的に2	
			者に絞られるべきで	
			ある。(DH ガイドラ	

 $\overline{}^{151}$ 4ps, a map of the PFI process using competitive dialogue

手続	EU 指令 2004/18/EC ¹⁴⁷	他の法令・ ガイドライン	わが国における 法令上の制約
ЛУЦ		イン 第3条)	四日工小川沙小
六、	• 入札者は、最終入札書類を提出す	• 最終入札書類の明確	・入札書は変更・取消しがで
	る。入札には、プロジェクト実施	化、具体化、細部手	きないとの考え方が原則
最終る	の際に要求されるすべての要素を	直しは、細心の注意	となっている。
入札	含む。(第29条6)	のもとで行われるべ	「入札者は、その提出した
	• 最終入札書類は、入札の基本的性	きであり、入札者と	入札書の引換え、変更又は
	質の変更、競争性を歪め、差別的	の交渉等を行うべき	取消しをすることができ
	な影響を及ぼす可能性のある変更	ではない。(DH ガイ	ない」(会計法 第29条の
	を除き、発注者の要請に応じて明	ドライン 第5条)	五.)
	確化、具体化、細部手直しが可能。		
	(第29条6) ・公告または、入札説明書に定める		● 価格による審査が基本と
ţ	評価基準により、経済的に最も有		なっているが、総合評価の
入机	利な入札を選定する。(第29条7)		ように、価格面以外での審
入札審査	・経済的に最も有利な入札を選定す		査も可能ではある。
•	るために、品質、価格、技術的価		「その性質又は目的から
落札者	値、芸術的・機能的特長、環境面		前項の規定により難い契
0)	の性質、経常費用、対費用効果、		約については、(中略)価
決定	アフターサービス、技術支援、納		格及びその他の条件が国
	入日、納入期間、竣工期間といっ		にとつて最も有利なもの
	た基準を設けること。(第53条1)		をもつて申込みをした者
			を契約の相手方とするこ
			とができる。」(会計法 第
			二十九条の六)
八	・落札者選定後、48 日以内に選定結	• 英国における公共契	・落札者の決定時には、落札
	果を通知する。契約締結に関する	約法では、入札内容	者に「必要な事項の通知」、
契約締結	情報は、公開が法律の施行を妨げ	の明確化や、詳細化	落札者とならなかった者
結	る、公共の利益に反する、公平な	に加え、微調整が可	に「落札者とならなかった
	競争を妨げるといった場合には公	能とされている。	理由その他必要な事項の
	表を差し控えることができる。(第	(The public	通知」をすることと定めら
	35 条 4)	Contracts	れており、契約締結に関す

手続	EU 指令 2004/18/EC ¹⁴⁷	他の法令・ ガイドライン	わが国における 法令上の制約
	・入札者は、入札の内容を明確化、	Regulations 18条	る情報の公表を差し控え
	詳細化することが求められる。た	(26))	ることは原則不可能と考
	だし、入札の実質的な内容が変更		えられる。(契約事務取扱
	されないこと、競争を歪めないこ		規則 第10条)
	と、差別の原因となる恐れがない		
	ことを条件とする。(第 29 条 7)		
九	・下記の事項を含む報告書を作成す	フランスにおける公	• 「最低入札者を落札者と
	る。欧州委員会が要請する場合、	共契約法典では、報	しなかった場合」には、「当
報告書の	報告書またはその要点を伝達す	告書の作成に加え、	該競争に関する調書を作
書 の	る。(第 43 条)	議事録の作成と、入	成」し、「理由及び意見を
作成	- 契約当局の名称と住所、契約対	札委員会への提出を	記載」した書面を提出する
	象、価格	義務付けている。	こととされているが、それ
	- 入札者の名称および選定理由	(PUBLIC	以外の場合において、報告
	- 落札できなかった入札者の名称	PROCUREMENT	書を作成する規定はない
	および不合格理由	CONTRACTS	と考えられる。(予算決算
	- 異常に低価格であった入札者の	CODE, Article 67	及び会計令 第九十条)
	不合格理由	Π)	
	- 落札者の名称およびその選定理		
	由、分かる場合には、落札者が第		
	三者へ下請に出そうとする契約		
	の比率		
	- 競争的対話方式の適用を正当化		
	する状況(特に複雑であることを		
	証明する状況)		

出典: EU 指令 2004/18/EC および会計法等に基づき PwC 作成

(5) 導入のメリット

競争的対話方式によって適切に調達を実施した場合には、一般的に以下のようなメリットがあるとされている¹⁵²。

- 競争環境の確保が可能になる
- すべての入札者に入札期間中の機密保持といった規律を課すことが可能になる
- 官民における良好な協働関係が構築される
- 公共部門にとってより価値のある解決策の立案が実現される
- 業務内容および価格における認識の相違が解消される
- 対話に参加する入札者を絞り込むことにより、より優れた入札者に集中することが可能になる

_

 $^{^{\}rm 152}$ HM Treasury, Review of Competitive Dialogue

(6) 課題

競争的対話の適用にあたり、以下のような人材、コスト、時間に係る課題が懸念されている¹⁵³。

人材確保の困難

• 競争的対話を成功させるためには、他の調達手続に比べ、より高いレベルでのプロジェクトマネジメント能力や、法的・財務的知識および、調達プロジェクトに係る経験が必要とされ、人材の確保に課題を抱える機関が多くみられる。特に、地方の公共機関において、この課題が顕著に見られる。

コストの増加

• 事務手続や評価方法の策定、評価の実施、外部支援者の獲得等によって、他の調達手 続に比べ調達にコストを要することが多く、それにともなう入札者の減少が懸念され ている。

調達の取消や遅れ、期間の長期化

• 財務省の調査によると、競争的対話を適用した調達のうち、10%近くの調達が、発注者における戦略方針や要求の変更によって取消または保留となったとの結果が出ている。また、競争的対話は、他の調達手続に比べ、調達期間が長期化する場合が多く、時間的制約による入札者の減少が懸念されている。

(7) 競争的対話の具体的事例

英国放送協会(BBC)による地上デジタル放送移行事業業務の調達

アナログ放送の終了にともない、2008 年から 2012 年にかけて、700 万人の対象者の デジタルテレビへの移行支援プロジェクトが計画され、その実施業者の調達手続きにおいて競争的対話が活用された。総額で 6 億ポンドのプロジェクトコストが想定されている154。

図表 38 英国放送協会による競争的対話の活用事例

実施機関	• 英国放送協会(BBC)
調達対象	・ 地上デジタル放送移行事業業務(コンタクト管理、関連装置の受け渡し、
	設置、インストール、アフターサポート等)。
	• ひとつの競争的対話方式による調達の中で、パイロットプロジェクトと
	メインプロジェクトの2つの契約を締結している。
	① 対象地域を限定した地上デジタルテレビ移行支援パイロットプロジ
	ェクトの実施(プロジェクトコスト:約 100 万ポンド)
	② 地上デジタルテレビ移行支援のメインプロジェクトの実施(プロジェ
	クトコスト:5億ポンド以内
調達時期	• 2007年2月1日~2008年2月25日
	(パイロットプロジェクトの契約締結は 2007 年 6 月 19 日、完了は 2008
	年 4 月 30 日)

¹⁵³ HM Treasury, Review of Competitive Dialogue NAO, Improving the PFI tendering process

_

¹⁵⁴ OGC(2009), "Case Study of the Competitive Dialogue Procedure"

参加企	パイロットプロジェクトとメインプロジェクトの対話には同じ企業が	参
	加した。	
	• パイロットプロジェクト:4社が参加	
	• メインプロジェクト:3社が参加(4社のうち1社が辞退)	
落札企	• パイロットプロジェクトの実施: Capita	
	• メインプロジェクトの実施: eaga plc	

出典: OGC(2009), Case Study of the Competitive Dialogue Procedure に基づき PwC 作成

1) 競争的対話方式の適用理由

このプロジェクトは、以下の要素により、特に複雑な契約であると判断されたため競争的対話方式の適用が決定された。規模の大きさ、専門性の高さ、実績の少なさ等が決定要素となっていることが分かる。

- 700 万人が対象となる、大規模で広範囲にわたるプロジェクトである
- プロジェクトの実行方法を明確にする方法が不明
- サービスを提供する市場が確立されていない
- 実行手法を熟知した実行者が必要である

2) 実施プロセス

本プロジェクトにおける調達プロセスは次ページに示す通りである。対話実施前の入 念な準備や、1回あたりの対話の長さ等が特徴となっている。

図表 39 英国放送協会の事例における調達プロセス

手続	内容
1.公告	 公告前に、入札に興味を示す業者を特定するため、コンタクトセンターや、データベースディベロッパー等から意見を収集した。 公示後すぐに、入札説明会を開始し、コンタクト管理、関連装置の受け渡し、設置、インストール、アフターサポート等について話し合いが実施され、実行方法に影響しない範囲で、要求の明確化が行われた。
2.対話に参加する入	4 社が選定された。
札者の選定	
3.対話に参加する入	・ 選定された4社のうち、パイロットプロジェクトの入札には4社
札者の招請	が、メインプロジェクトの入札には3社が参加した。
4.対話	 ・提案の不足事項、弱み、強み、プロジェクトの重要成功要因、入札の評価方法といった点を中心に対話を実施した。これは、オープンで信頼できる雰囲気の醸成に効果を発揮した。 ・各社と1日をかけての対話を8回ずつ行った。 ・各社独自の提案を促すため、機密保持契約が結ばれた。
5.対話の終了宣言・	・ 不足事項やその他問題の最終調整のため、最終入札書の1週間前
最終入札書の提出要	に、各社に、最終入札書のドラフトを提出させた。
請	

手続	内容
6.最終入札	・ 各業者は、最終入札条件を承認し、最終入札書を提出した。
7.入札審査・ 落札者の決定	・ 価格要素と非価格要素の両面から審査を実施した。
8.契約締結	・ 落札者と、曖昧箇所の解釈を中心に、 BBC による要求を明確化 するための協議が行われた。

出典: OGC(2009), Case Study of the Competitive Dialogue Procedure に基づき PwC 作成

3) 課題

競争的対話の実施に際する課題、困難として、以下のようなコストに係る事項が挙げられている。

発注者における人材コストの負担

・ 人材コストを含む調達コストは100万ポンドを要した。

入札者における入札コストの負担

・ 各社 100 万~150 万ポンドを要した。

※ただし、5億ポンド規模の調達であったことを考えると、それほど大きな額ではないという 認識が、発注者および入札者の間では浸透している。

オリンピック実行委員会(ODA)によるオリンピック関連設備の共同運営の調達

2012 年のロンドンオリンピック開催に向け、オリンピック実行委員会主導のもと、英国における最初の大規模な競争的対話方式を採用した調達が実施された¹⁵⁵。

1) 競争的対話方式の適用理由

プロジェクトが本質的に複雑であること、要求を満たす技術的手段の特定および、プロジェクトの法的・財務的構成の明確化が不可能であったこと、革新的な解決策が求められることから、競争的対話方式による調達が選択された。

図表 40 オリンピック実行委員会による競争的対話の活用事例

実施機関		オリンピック実行委員会(ODA)
大心极因	Ť	スプンピプク关门委員芸 (ODA)
調達対象	•	オリンピック関連設備の共同運営業務
		(計画、建設、検査、試運用を含むすべての運営に係る活動)
調達時期	•	2006年2月17日~9月11日 (EU 官報への掲載から落札者との契約締
		結まで)
	•	調達の公示から契約締結の公示まで 34 週間、対話に参加する入札者の
		告知から契約締結の公示までは17週間を要した。
参加企業	•	7 社が参加希望を表明し、4 社が対話に招請された。

出典: OGC (2006), "Olympic Delivery Authority Delivery Partner Procurement using Competitive Dialogue"に基づき PwC 作成

65

-

 $^{^{155}}$ OGC (2006), "Olympic Delivery Authority Delivery Partner Procurement using Competitive Dialogue"

2) 実施概要

本プロジェクトにおける調達プロセスは下記の通りである。対話期間の短さと、それに応じた工夫、評価の配点等が特徴となっている。

図表 41 オリンピック実行委員会の事例における競争的対話方式の実施概要

手続	内容
1.公告	・ ODA からの要求や評価基準を詳細に記載した入札説明書を作成・配付した。
2.対話に参加する	・ 7 社が参加希望を表明し、4 社が選定された。
入札者の選定	
3.対話に参加する	・ 選定された4社が招請され、すべての事業者が対話への参加を承諾した。
入札者の招請	
	・ 対話は、3週間にわたり実施された
	・ 対話の期間が短いため、価格やリスク移転等について話し合わない方針とし、
4.対話	提案書の提出は求めず、対話段階では評価は実施しなかった。
4. 刈 亩	・ 対話を短期間で実施するために、技術についての対話と、法務と業務内容に
	ついての対話の 2 つの対話が並行して実施された。関係者を含む ODA の中心
	メンバーによる進捗管理ミーティングは、週1回実施された。
5.対話の終了官言・	・ 各入札者が、入札に対して問題がなく、入札の意向があることを確認したの
最終入札書の提出	ち、対話を終了した。
要請 要請	・ 対話の終了後、ODA と入札者の間で、互いを理解しあうことを目的とした実
女明	際の業務実施を想定したワークショップを開催した。
6.最終入札	・ 提案書の提出と、提案内容のプレゼンテーションが実施された。
7.入札審查·	・ 評価基準は、技術的な質および能力に重きを置いて設定された。
7.八代番重・ 落札者の決定	・ 技術的な質および能力の評価項目として、提案内容のプレゼンテーションは
冷化有り次化	全体の評価点の27%を占めた。
8.契約締結	・ 最終入札書類の内容を事業者と確認し、契約を締結した。

出典: OGC (2006), "Olympic Delivery Authority Delivery Partner Procurement using Competitive Dialogue"に基づき PwC 作成

3) 課題

本プロジェクトにおいては、以下に示す通り、競争的対話の実施に際し、コストの負担、長期間にわたること、評価の難しさに係る課題が挙げられている。

コスト

・ 競争的対話方式は、特にコストがかかる手法であるため、コスト管理を徹底 しなければ、コストを理由に入札数が減少する恐れがある。

時間

・ 競争的対話方式は、他の方式に比べ調達に係る期間が長期になり、要求される事項が多くなる。

評価

・ 競争的対話方式は、多様な解決策の立案を奨励し横並びで評価するため、評価方法の工夫が重要となる。

ノーサンプトン州による複合高速道路事業の運営業務の調達

ノーサンプトン州における複合高速道路事業の運営業務の調達が、競争的対話を活用 して実施された¹⁵⁶。

1) 競争的対話方式の適用理由

定められた業務内容について、斬新な解決策の検討を行うため、競争的対話が用いられた。特に、最適な支払メカニズムおよびモニタリング方法やその類似の経験が求められた。

図表 42 ノーサンプトン州による競争的対話の活用事例

実施機関	• ノーサンプトン州
調達対象	• 複合高速道路事業の運営業務(メンテナンス、デザインと建築、改善、 道路ネットワーク管理、専門的アドバイス等)
	・ 契約額は3億2000万ポンド(4000万ポンド×8年)
調達時期	• 2006 年 9 月 29 日~2008 年 1 月末 (EU 官報への掲載から落札者との契約締結まで)
参加企業	対話には6社が招請された。

OGC (2009), "Competitive Dialogue Case Study: A bidder's perspective"に基づき PwC 作成

2) 実施概要

本プロジェクトにおける調達プロセスは下記の通りである。対話の過程における事業者の絞込みの実施が大きな特徴となっている。

図表 43 ノーサンプトン州の事例における競争的対話方式の実施概要

手続	内容
1.公告	・ 入札者の招請に係る大量の紙資料の発生を防ぐため、電子入札ポータルを利用した。
2.対話に参加する入 札者の選定	・ 競争的対話に参加する入札者を決定する際の一般的な評価基準を 基に 6 社を選定した。
3.対話に参加する入	6 社が招請された。

 $^{^{156}}$ OGC (2009), "Competitive Dialogue Case Study: A bidder's perspective"

67

手続	内容	
札者の招請		
4.対話	 対話は3段階に分けて実施された。事業者の絞込みは、段階毎に同じ評価基準に対して異なる重み付けにより実施された。 第1段階は6週間かけて実施され、6社中4社が選定された。 第2段階は7週間かけて実施され、3社が選定された。 第3段階の対話は、選定された3社と3週間かけて実施された。 	
5.対話の終了宣言・ 最終入札書の提出要 請		
6.最終入札	・ 各事業者は、最終入札書類を承認し、提出した。	
7.入札審査・ 落札者の決定	・ 一般的な総合評価によって選定された。落札者である MGWSP は、一年間のビジネスプランと、複数の支払スケジュールを提示し、 20~30 ページの比較的短い提案書としてまとめた。	
8.契約締結	 ノーサンプトン州職員は、落札者である MGWSP に対し、入札内容の明確化のためのいくつかの質問をした。 MGWSP は、これに回答したが、結果として、入札内容の変更はされなかった。 入札内容の変更がなかったことから、落札者の決定から 4 週間で契約が締結された。 	

出典: OGC (2009), "Competitive Dialogue Case Study: A bidder's perspective" に基づき PwC 作成

3) 課題

競争的対話の実施における課題として、以下に示す通り、コストの負担およびチーム 体制に起因するコミュニケーションに係る困難が挙げられている。

- 発注者、入札者の双方にとって、他の契約方法に比べて多くのコストを要した。
- 調達チームを編成するための人件費として、50万ポンドを要した。
- 発注者側の調達チームは、様々な機関から様々な専門家によって構成され、それを外部のプロジェクトマネージャーが管理していたため、入札者から、発注者の要望が理解できなかったとの不満が寄せられた。(この課題は、ノーサンプトン州の職員を対話に参加させたことにより解決された。)

以下に参考として、競争的対話方式が適用された事業の一覧を示す。全体として施設整備を伴う等規模が大きく、専門性をともなう調達対象に対して競争的対話方式が適用されていることがわかる。

図表 44 競争的対話方式適用事例一覧

カテゴリー	事例		
	No	調達機関	調達対象

カニゴリ	事例			
カテゴリー	No	調達機関	調達対象	
サービス提供	1	国防省、海上保安庁	ヘリコプターによる捜索救助業務	
	2	国防省	航空管制業務(政府飛行場における軍事機、民間機の発着 管理等)	
	3	国防省	海上軍事輸送支援業務	
	4	英国放送協会(BBC)	地上デジタル放送移行事業業務(コンタクト管理、関連装置の受け渡し、設置、インストール、アフターサポート等)	
	5	オリンピック実行委員 会 (ODA)	オリンピック関連設備の共同運営業務(計画、建設、検査、 試運用を含むすべての運営に係る活動)	
	6	サセックス州	廃棄物処理業務(廃棄、リサイクル、道路清掃等)	
	7	ノーサンプトン州	複合高速道路事業の運営業務(メンテナンス、デザインと建築、改善、道路ネットワーク管理、専門的アドバイス等)	
PFI	8	ケント州	3つの学校の再建と、8つの学校の改装	

OGC (2009), "Competitive Dialogue Case Study: A bidder's perspective"に基づき PwC 作成

4.1.2 米国における交渉契約

(1) 規定法令

米国における調達には、少額調達向けの簡易手続である①簡易調達手続(Simplified Acquisition Procedures)と、公開での入札および開札を行った上で最低価格を入札した事業者と契約する②封印入札(Sealed Bidding)、そして提案要請書(Request for Proposal: RFP)で提案を呼びかけ、最も優れた提案書を提出した事業者と契約する③交渉契約(Contracting by Negotiation)が存在する。

上記のうち、③交渉契約は FAR において、入札者と提示提案内容の欠点等について議論する機会を持つことが認められており、最終的な評価の前に提案内容が改訂されることもある。発注者との議論を踏まえて、事業者は最終提案書を提出し、これに基づき契約者が選定されることとなる¹⁵⁷。

(2) 適用範囲

FAR によれば、交渉契約は封印入札の実施が相応しくない場合に適用する。封印入札が相応しい状況は以下の通り定められており、これらが満たされない場合に交渉契約を利用することとなる。

- 封印入札の公告、入札、入札審査の一連のプロセスを行う時間的余裕がある
- 契約者は価格要因に基づき決定できる
- 入札について、入札者と議論する必要性が乏しい
- 1 社以上の事業者が入札に応じる可能性が十分にある

-

¹⁵⁷ 「交渉契約」には、単独の業者に発注する"Sole Source Acquisition (単独調達)"と、複数の業者間で競争を伴う"Competitive Acquisitions (競争調達)"が存在するが、ここでは後者を指している。(FAR 15)

また、これ以外にも、法律や規制が異なる海外で入札を行う場合には、入札者との議論が必要となるケースが多く、交渉契約が利用されやすいとしている¹⁵⁸。

(3) 調達手続

交渉契約の実施手続は以下の通りである。下記手続は FAR および、エネルギー省 (Department of Energy: DOE) のガイドラインを参照している¹⁵⁹。

図表 45 交渉契約の実施手続

出典: FAR および DOE (2005), "Source Selection for the Source Selection Official" に基づき PwC 作成

(4) わが国の調達手続に係る法令と交渉契約の比較

米国の交渉契約をわが国に導入するに当たっての、主な規定上の制約を以下に示す。 入札者の絞込み方法、予定価格の開示の可否、入札価格の変更可否等に差がみられる。

図表 46 わが国の調達手続に係る法令と交渉契約の比較

手続	FAR および DOE ガイドラインの規定	わが国における法令上の制約
	・政府機関は、入札を実施する前に、調達対象と	• 指名競争に付することができる主な条
プ	なる商品/サービスに関する概要情報を記載し	件は、契約の性質又は目的により競争
レ 公	たプレ公告を提示することができ、関心のある	に加わるものが少数で一般競争とする
告に	事業者はこれに対して必要事項を回答する。政	必要がない場合、一般競争とすること
レ公告による絞込み	府機関はこれら全てをプレ公告に記載した基	が不利と認められる場合と、小規模の
絞	準に則って評価し、事業者が入札者として必要	調達(工事:5百万円以下、物品:3
込 み	な資質を備えているか判断した上で、各入札者	百万円以下、役務等:2百万円以下(予
	に適合・非適合結果を文書にて返答する。(FAR	算決算及び会計令 第九十四条))。
	15.202)	
	(※当該手続は任意)	

.

¹⁵⁸ FAR 6. 401

¹⁵⁹ FAR 15 および DOE (2005), "Source Selection for the Source Selection Official"、"Acquisition Guide (December 2005)"

手続	FAR および DOE ガイドラインの規定	わが国における法令上の制約
二、公告	・政府機関は RFP により、商品/サービスに対する要求事項の提示と提案書の招請を行う。RFP には、少なくとも以下事項が含まれている必要がある。 (FAR 15.203)	・価格による審査が基本となっているため、公告時の価格以外の評価基準の公表等に関する制約はない。(予算決算及び会計令 第七十五条)
	商品/サービスに対する要求事項契約規約提案書への記載事項提案書の評価基準	
三、提案書評価	 提出された提案書は、以下の観点で評価する。 (FAR 15.305) コストおよび価格 事業者の過去の経歴・成果 コスト/価格以外で予め設定した評価基準 下請け契約を中小企業に発注しているか否か160 	・価格による審査が基本となっているが、総合評価のように、価格面以外での審査も可能ではある。 「その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、(中略)価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。」(会計法 第二十九条の六)
四、入札者絞込み	・入札時に交渉の実施を宣言している場合には、 交渉に向けた入札者の絞込みを行う。161「三、 提案書評価」に加え、事業者との対話 (Communication)を通じ、最も評価が高い 数社を選定するが、効果的な競争を行う上で必要と判断される数の入札者を残す必要がある。 対話は、入札者として残すか否か判断に迷う事業者を主たる対象とし、以下の目的で行う。 (FAR 15.306) - 提案書内容をより深く理解する - 提案書内容に係る不明瞭な点を解決する - 事業者の過去の成果・経歴について確認する ・なお、対話を受けて事業者は、提案書の不明瞭な点を明確化したり、誤りを微修正したりする ことは可能だが、契約条件の変更等、大幅な修正を行ってはならない。(DOE PartVII)	・絶対評価による入札者の絞込みは可能だが、相対的基準により上位数社に絞り込むことはできない。 ・指名競争に付することができる主な条件は、契約の性質又は目的により競争に加わるものが少数で一般競争とすると必要がない場合、一般競争とすることが不利と認められる場合と、小規模の調達(工事:5百万円以下、物品:3百万円以下、役務等:2百万円以下(予算決算及び会計令第九十四条))。

 160 中小企業を保護するため、大型プロジェクトを受注した企業に対し、下請け業務を中小企業に発注することが求められている。

¹⁶¹ 入札時、交渉を行わない旨を宣言している (提案書内容のみで契約者を選ぶ) 場合は、質疑応答 (Clarification) のみ実施する。

手続	FAR および DOE ガイドラインの規定	わが国における法令上の制約
五、交渉	 ・絞り込まれた入札者と発注者である政府機関職員(契約管理者等)との間で交渉 (Discussion)を行う。政府機関職員は、契約内容について未だ不明瞭な点があれば、入札者に説明を求める。 ・また、政府機関にとってのベストバリューを追及するため、入札者の提案内容で脆弱な箇所や、契約条件を変更することで契約可能性が高まる箇所等について言及し、改善を促す。 ・ただし交渉を行う過程で、政府機関職員は特定の入札者を有利に導くことがあってはならない。 ・また、入札者が提示する商品・サービスや契約条件の内容を、他の入札者に漏らしてはならない。 ・政府機関の契約管理者は、交渉を行う過程において、契約の可能性がないと判断した事業者を候補から除外することができる。その場合、当該事業者に対して即座に書面にてその旨通知する必要がある。(FAR 15.306、15.503) 	 ・現行法令は、交渉に係る言及はない。 入札説明会や書面上での複数回の質疑 応答が実施されていることから考えて も、現行法内で複数回の質疑応答を実 施すること自体は可能であると考えら れる。 ・質疑内にて、予定価格について言及す ることはできない。 「競争入札に付する事項の価格を当該 事項に関する仕様書、設計書等によっ て予定し、その予定価格を記載し、又 は記録した書面をその内容が認知でき ない方法により、開札の際これを開札 場所に置かなければならない。」(予算 決算及び会計令 第七十九条) ・回答範囲について、法令上の取り決め はない。独自の提案や機密事項が全体 応募者に開示されることを恐れて、入 札者が技術的な質問を躊躇する場合が ある。
六、最終提案書の提出要請	 ・政府機関職員は入札者に対し、交渉結果に基づく提案書の改訂、最終提案書の提出を指示する。ただし、交渉の時点で候補より除外された事業者については、最終提案書を受諾しない。(FAR 15.307) ・政府機関は各入札者の最終提案書の内容を比較し、要求事項を総合的に評価し契約者を決定する。決定に至った評価および判断根拠については、書面に残す必要がある。(FAR 15.308) 	・入札書は変更・取消しができないとの考え方が原則となっている。 「入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない」(会計法 第29条の五)
七、契約締結	 ・政府機関は、契約書又はその他連絡用フォーマットを使用して、落札者に落札の通知を行う。また、その3日以内に、最終提案書まで提出したものの、落札できなかった事業者に対する書面による通知を行う。(FAR 15.503、15.504) ・各事業者は、落札の有無に係らず、政府機関に対して入札結果に関する報告を受ける権利が 	・落札者の決定時には、落札者に「必要な事項の通知」、落札者とならなかった者には「落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知」をすることと定められており、特段制約はないと考えられる。(契約事務取扱規則 第10条)

手続	FAR および DOE ガイドラインの規定	わが国における法令上の制約
	ある。報告は口頭、書面等、契約管理者が相応	
	しいと判断した形式で実施する。(FAR	
	15.505、15.506)	

出典: FAR および会計法等に基づき PwC 作成

4.1.3 各国の取組状況の比較162

英国、米国、カナダにおける競争的交渉方式の導入状況を比較すると以下のような特徴がみられる。

(1) 導入状況

競争的交渉方式は英国では競争的対話として積極的に活用されているが、米国の連邦政府においても競争的対話に類似の交渉契約が積極的に実施されている。また、カナダでもブリティッシュコロンビア州政府(以下、BC州政府)ではPPP分野中心に競争的対話が活用されている。

一方、カナダの連邦政府では、透明性・公平性・公正性を重視する現行制度を踏まえ 慎重な意見が聞かれた。ただし、大きな調達金額になる船舶の調達では競争的対話に近 い手法が試行的に採用されている。

(2) 適用範囲

英国同様、米国においても高度に専門性の高い領域での活用がみられる。

(3) 交渉·対話方法

BC 州政府の取組は EU の競争的対話を参考にしていることもあり、英国やフランス 同様、主に要求水準や契約内容についての対話を中心にしている。

一方、米国では同様の要素もあるものの、より提案内容の修正に重きを置いている。 また、対話の実施方法も欧州・BC 州政府では、対面であるのに対して、米国では書 面が主流とのことであった。

(4) 調達期間

欧州では複数年であるのに対して、米国、BC 州政府ともに単年度での取組である。なお、BC 州政府では全体の調達が $6\sim9$ ヶ月とのことである。

上記内容の詳細について以下に記載する。

_

¹⁶² この項は全て現地調査に基づいて記載している。

図表 47 各国の競争的交渉方式への取組状況の比較

		以因の表述却外	
	英国の競争的対話方式 	米国の交渉契約	カナダの競争的対話
導入	・2006年1月に公共契約法を	・米国は交渉契約を 30 年以	・連邦レベルの取組は慎重で
状況	改正して競争的対話方式を	上にわたり活用してきた。	あり、一部の州(BC 州政
	制度化した。	・交渉契約の特徴として以下	府) で実施している。
	・競争的対話の導入により以	のような点があげられた。	・連邦政府における現行制度
	下のようなメリットがあ	- 価格以外の要素を評価項	では、入札者とのやりとり
	る。	目に含めることができ	はすべて公開することが原
	- 競争環境の確保が可能に	る。	則であるため、対話の実施
	なる。	- 政府の担当者と事業者の	は困難となっている。
	- すべての入札者に入札期	交渉が許可されている。	・しかし、連邦政府において
	間中の機密保持等の規律	- 事前に定めた評価基準と	も、競争的対話の導入の試
	を課すことが可能になる。	重み付けの利用のもと	みは始められており、船舶
	- 官民における良好な協働	で、ある程度の主観的評	の調達(今後 25 年間におけ
	関係が構築される。	価が可能。	る 350 億カナダドルに及ぶ
	- 公共部門にとってより価	・実際に、交渉契約による調	船舶の調達)では、競争的
	値のある解決策の立案が	達は頻繁に用いられてい	対話に極めて近い方法で調
	実現される。	る。 ¹⁶³	達が行われた。
	- 業務内容および価格にお		・以下の理由から政府には、
	ける認識の相違が解消さ		対話の導入に対し慎重な意
	れる。		見がある。
	・対話へ参加する入札者を絞		- 外部機関、専門家からア
	り込むことにより、より優		ドバイスを受ける方が効
	れた入札者に集中すること		率的である。
	が可能になる。		- 中小企業の参入余地を狭
			める懸念がある。
			- 調達の単位が適切かどう
			かまでは対話では判断で
			きない。
			・入札者に対する不平等な扱
			いや秘密事項の漏洩などの
			リスクがある。

	英国の競争的対話方式	米国の交渉契約	カナダの競争的対話
適用	 特に複雑であると考えられる契約に対して用いられるべきとされている。 例としては、道路等の社会基盤 (インフラ)、大規模コンピューターネットワーク、複雑かつ財務的および法的構造を事前に規定することが不可能なストラクチャード・ファイナンスを用いるプロジェクトなどが挙げられる。 	・封印入札の実施が相応しくない場合に使用すべきとされており、汎用的な調達手法となっている。 ・特に IT や兵器システム等、高度に専門性が高く、予め仕様を明確にすることが困難な場合、事業者の提供するソリューションを予想・理解しにくい、等の場合に用いられる。 ・ただし、実施頻度を踏まえるとより広い範囲で用いられているようである。	・BC 州政府では、PPP/PFI などの特に複雑な調達に対 して用いられている。
交渉· 対話 方法	 ・発注者の要求を満たす最も 適切な解決策を特定、明確 化するために実施する。 ・入札者別に契約のあらゆる 側面について対話を行うこ とができる。 ・入札者に対して、価格また は支払いについて具体的に 述べることができる。 ・入札者から提案された解決 策やその他秘密事項を、当 該入札者の同意なしに開示 することはできない。 	 ・交渉は1対1で行われることが普通であるが、一般的には書面で行われ、対面で行われることは稀である。 ・交渉では、事業者が提示する提案に対して改善の要求を行うことが多い。その改善要求は、価格を含むあらゆる点に対して行うことができる。 	(BC州政府の場合) ・対話の内容、方法については、EUにおける競争的対話と同様である。 ・対話をうけて調達のスコープや予算が変更されることは非常にまれであり、同ースコープ・同一予算内で主に仕様が変更される。病院のPPP事業入札の場合の、平均的な対話の頻度は6週間に1回程度。一回の調達でおよそ4回~6回程度。
期間	・1 年を超える調達が頻繁にみられる。(複数年度予算であるため、年度をまたいでも執行が可能である。)	・基本的には通常の調達で用いられるため、1年未満の短期の調達が中心と推測される。	(BC 州政府の場合)基本的には1年未満の短期の調達が中心である。病院の PPP 事業入札の場合の平均期間は6-9ヶ月。

	英国の競争的対話方式	米国の交渉契約	カナダの競争的対話
課題	 (公共側) ・複雑とは判断しきれない調達への適用。 ・人材確保が困難。 ・コストの増加。 ・調達の取消や遅れ、期間の長期化。 (民間側) 事業ノウハウ・アイディアの流出。 	(公共側) 透明性、公平性、開示性への 懸念。	(BC 州政府の場合)・透明性、公平性、開示性への懸念。(民間側)事業ノウハウ・アイディアの流出。
課題への対応	アドバイザーの起用。入札者への資金補助。	 ・書面での対話の実施。 ・異議申し立て (Protest system)の整備。落札者が入札の結果に対し異議を唱えた際には、すべての入札に係る記録が検査され、政府が事業者に対しどのような質問・要求をしたのかを確認することとなっている。 	 公平性監視官(Fairness Officer)を配置している。 同じ人物がすべての対話に 出席することとなっており、弁護士などが担当することが多い。 特定の入札者に帰属する情報以外は入札者間で共有する。

出典:現地ヒアリングに基づき PwC 作成

4.2 民のインセンティブ

調達による効果を得るためには、コスト節減や質の向上といった民間事業者の創意工夫の活用が不可欠であり、動機付け手法としてのインセンティブ付与が有効であると思われる。ここでは、英国や米国で行われている事例について紹介する。

4.2.1 英国におけるインセンティブ

(1) インセンティブに係る取組

OGC および英国会計検査院は、インセンティブの付与を調達改革における重要な要素 として推奨している¹⁶⁴。

(2) 契約プロセスにおけるインセンティブの位置づけ

OGC および英国会計検査院は、契約マネジメント全般に係るガイドライン「契約管理の枠組みにおける優れた取組(Good practice contract management framework)」の中で、インセンティブの付与を推奨しているが、インセンティブを付与した場合の契約プロセスにおける支払、およびインセンティブの仕組みについて、以下の要素が求められると言及している¹⁶⁵。

- インセンティブ(金銭的、非金銭的)の仕組みは期待される成果に結びつくことが明らかであり、かつ適切な検査および確認方法によって優れた管理、ガバナンスが可能になっていること。
- インセンティブの仕組みに基づく、支払方法や損益分配方法が良好に管理され、事業者の収益性とバランスがとれていること。
- インセンティブの仕組みとともに、オープンブック方式¹⁶⁶または同様の価格決定メカニズムが用いられる場合、そのプロセスは十分な専門性を満たし、かつ公平に管理されていること。
- 公共機関の契約管理者は、価格上昇や硬直的な価格変更等の煩雑な契約内容によって 組織が膠着状態となることを避けるために、契約期間を通して適宜必要な対応を取ら なくてはならない。

(3) 支払メカニズムの例

OGC は、公共工事における支払メカニズムとして、以下のインセンティブを付与する場合と付与しない場合の例を挙げている。インセンティブを付与しない固定報酬や、目標金額を掲げてそれより効率化できた金額の一部もしくは全部を事業者に支払う目標報酬、予め定めた成果の達成状況に応じて支払う成果報酬が挙げられている。このうち、目標報酬を導入する場合には、オープンブック方式を用いることにより、掛かった経費の透明性を確保することとなる。また、発注者の目的に応じてこれらのインセンティブを付与することやその際の注意点について説明している167。

-

¹⁶⁴ NAO, Modernizing Procurement

 $^{^{165}}$ OGC/NAO, Good practice contract management framework

¹⁶⁶ 入札前に入札参加希望者が、契約を予定する事業者名や予算、単価を発注者に示す方式

 $^{^{167}}$ OGC (2007), "Procurement and contract strategies"

図表 48 公共工事における支払メカニズム

大きな	図衣 46 公共工事にのける文仏/リースム 				
・事業者は、施設の設計・建設の対価として固定金額でできる。 ・(設計のみ発注される場合に比べて)事業者が、設計設階において建設の実現可能性を十分に検討するように促される。 ・要求事項の変更をする場合、価格の上昇による適正価格の超過を招く可能性がある。 ・要求事項の変更をする場合、価格の上昇による適正価格の超過を招く可能性がある。 ・質の低い施設が建設されることを防ぐため、仕様が明確である必要があり、抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFMを維持することが重要になる。 ・養注者と事業者は共同で施設整備の目標報酬を設定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとももにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備における全体的な性能を十分に考されるように促された事業者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促された。 ・本書が、利用者の長期的なニーズや施設整備における全体的な性能を十分に考慮するように促された。 ・本書が、利用者の長期的なニーズや施設整備における全体的な性能を十分に考慮するように促された。素者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促された。素者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促された。素者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促された。素者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促された。	支払メカニズム	利点	注意点		
設の対価として固定金額で報酬を受け取る。設計が予定通りに実施されないリスクは事業者が負う。 ・ (設計のみ発注される場合に比べて)事業者が、設計段階において建設の実現可能性を十分に検討するように促される。 ・ 要求事項の変更をする場合、価格の上界による適正価格の超過を招く可能性がある。 ・ 要の低い施設が建設されることを防ぐため、仕様が明確である必要があり、抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFMを維持することが重要になる。 ・ 発注者と事業者は共同で施設整備の目標報酬を設定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・ 発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・ 事業者が、利用者の長期的なエーズや施設整備における全体的な性能を十分に考される。 ・ 事業者は、プロジェクトの進捗で含意された基準(信頼性、協力、安全性)の達成度に基据を表していて事業者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促され	固定報酬	・発注者は、施設整備に要す	・「新しい施設が必要な際に利用できな		
・ (設計のみ発注される場合には関連を受け取る。設計が予定通りに実施されないリスクは事業者が負う。	・事業者は、施設の設計・建	る費用を確定することが	い」といったリスクは事業者に移転さ		
 定通りに実施されないリス クは事業者が負う。 合に比べて)事業者が、設 計段階において建設の実 現可能性を十分に検討するように促される。 質の低い施設が建設されることを防ぐ ため、仕様が明確である必要があり、 抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階において でオーツクポイントを設け、実現性を 確認し、VFM を維持することが重要になる。 発注者と事業者は共同で施設整備の目標報酬と改定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実 強値の差額を官民で共有する。 発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備において対る全体的な性能を十分に検討する。 事業者は、プロジェクトの進捗や合意された基準(信頼性、 能力、安全性)の達成度に基づいる全体的な性能を十分に検討する。 要求事項の変更をする場合、価格の上 がある。 発注者と事業者間の効率化やコスト削減の目標や契約条件は、VFMを達成するように慎重に設定される必要がある。 る。 ションが促される。 事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備において事業者との合意形成に時間を要する。 能力、安全性)の達成度に基づいて事業者との合意形成に時間を要する。 	設の対価として固定金額で	できる。	れないため、費用対効果が得られない		
クは事業者が負う。 計段階において建設の実現可能性を十分に検討するように促される。 現可能性を十分に検討するように促される。 質の低い施設が建設されることを防ぐため、仕様が明確である必要があり、抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFM を維持することが重要になる。 ・事業者によるコスト削減が促送される。 ・整注者と事業者は共同で施設整備の目標報酬を設定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するともにリスクも共有することもにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・事業者が、利用者の長期的なニとも多い。 成果報酬 ・事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備における全体的な性能を十分による意味の合意された基準に指揮性、はる全体的な性能を十分に検討するように促される。 ・ま者との合意形成に時間を要する。	報酬を受け取る。設計が予	・(設計のみ発注される場	可能性がある。		
現可能性を十分に検討するように促される。 ・質の低い施設が建設されることを防ぐため、仕様が明確である必要があり、抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFM を維持することが重要になる。 ・発注者と事業者は共同で施設整備の目標報酬を設定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することもにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備におり、目標や成果の測定方法について事業者との合意形成に時間を要する。に考慮するように促され	定通りに実施されないリス	合に比べて)事業者が、設	・要求事項の変更をする場合、価格の上		
・ 質の低い施設が建設されることを防ぐため、仕様が明確である必要があり、抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFMを維持することが重要になる。 ・ 事業者によるコスト削減 が促される。 が促される。 が促される。 が発注者と事業者間の効率化やコスト削減の目標や契約条件は、VFMを達成するように慎重に設定される必要がある。 ・ 発注者と事業者は、効率性の向上やイノベーションが促される。 が発達を言民で共有する。 ・ 発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 ・ 事業者が、利用者の長期的なことを防ぐため、仕様が明確である必要があり、連続である。 ・ 本語の拡大が動機となり、 ・ 本語の対象を連続を定される必要がある。 ・ 本語の変質を表するともにリスクも共有することも多い。 ・ 本語の変質を表するともにリスクも共有することも多い。 ・ 本語の変質を表するに表するとも多い。 ・ 本語の変質を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを対象を表するともを表するともを表するともを表するともを表するともを表するともを表するともを表するともを表するともを表するともを表するとものなども表するともを表するともともともを表するともを表するともを表するともともともともともともともともともともともともともともともともともともとも	クは事業者が負う。	計段階において建設の実	昇による適正価格の超過を招く可能性		
ため、仕様が明確である必要があり、 抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFM を維持することが重要になる。 「整理者と事業者は共同で施設整備の目標報酬を設定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実護値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・事業者は、プロジェクトの進数を発生に、利用者の長期的なことも多い。 成果報酬 ・事業者は、プロジェクトの進数を発生に、利用者の長期的ない。この契約形式は複雑になる可能性があり、目標や成果の測定方法について事業者との合意形成に時間を要する。		現可能性を十分に検討す	がある。		
抽象性や曖昧さを避けなければならない。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFM を維持することが重要になる。 ・事業者によるコスト削減 が促される。		るように促される。	・質の低い施設が建設されることを防ぐ		
い。そのために、事業の各段階においてチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFM を維持することが重要になる。			ため、仕様が明確である必要があり、		
でチェックポイントを設け、実現性を確認し、VFM を維持することが重要になる。			抽象性や曖昧さを避けなければならな		
■ 作認し、VFM を維持することが重要になる。 ■ 「事業者によるコスト削減が促される。 ・ 発注者と事業者間の効率化やコスト削減が促される。 ・ 利益の拡大が動機となり、 し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・ 発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 ■ 大変を性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 ■ 大変を性の方式に関連に設定される必要がある。 ・ 本による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 ■ 大変を性の方式に関連に設定される必要がある。 ・ 本による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 ・ 事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備におり、目標や成果の測定方法について事業者との合意形成に時間を要する。 ・ 大変全性の産素の検に表して、実施するように促され			い。そのために、事業の各段階におい		
1標報酬			てチェックポイントを設け、実現性を		
 ■ 事業者によるコスト削減 ・発注者と事業者間の効率化やコスト削減 が促される。 ・ 利益の拡大が動機となり、 し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・ 発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・ 事業者が、利用者の長期的事業者は、プロジェクトの進捗や合意された基準(信頼性、ける全体的な性能を十分能力、安全性)の達成度に基に設定される必要がある。 ・ 不可契約形式は複雑になる可能性があり、目標や成果の測定方法について事業者との合意形成に時間を要する。 ・ この契約形式は複雑になる可能性があり、目標や成果の測定方法について事業者との合意形成に時間を要する。 			確認し、VFM を維持することが重要に		
 発注者と事業者は共同で施設整備の目標報酬を設定し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 発注者と事業者は、効率性の向上やイノベーションが促される。 発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 事業者は、プロジェクトの進歩や合意された基準(信頼性、能力、安全性)の達成度に基本が促される。 が促される。 が促される。 ある。 本国ンが促される。 ・ 事業者が、利用者の長期的なニーズや施設整備におり、目標や成果の測定方法について事業者との合意が成に時間を要する。 能力、安全性)の達成度に基本を達成するときなり、の達成度に基本を達成するとの含意形成に時間を要する。 			なる。		
 設整備の目標報酬を設定 し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 事業者は、プロジェクトの進歩や合意された基準(信頼性、能力、安全性)の達成度に基 ・利益の拡大が動機となり、	目標報酬	・事業者によるコスト削減	・発注者と事業者間の効率化やコスト削		
し、目標報酬以内で実施できた場合には目標報酬と実績値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 ・事業者が、利用者の長期的・この契約形式は複雑になる可能性があま業者は、プロジェクトの進歩や合意された基準(信頼性、ける全体的な性能を十分能力、大変全性)の達成度に基がある主が、に考慮するように促され	・ 発注者と事業者は共同で施	が促される。	減の目標や契約条件は、VFM を達成す		
きた場合には目標報酬と実 績値の差額を官民で共有す る。 ・発注者と事業者は、効率性 の向上による利益を分配す るとともにリスクも共有す ることも多い。	設整備の目標報酬を設定	・利益の拡大が動機となり、	るように慎重に設定される必要があ		
 積値の差額を官民で共有する。 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 ・事業者が、利用者の長期的・この契約形式は複雑になる可能性があ事業者は、プロジェクトの進なニーズや施設整備におり、目標や成果の測定方法について事捗や合意された基準(信頼性、ける全体的な性能を十分に対して表達している。 能力、安全性)の達成度に基に考慮するように促され 	し、目標報酬以内で実施で	効率性の向上やイノベー	る。		
る。	きた場合には目標報酬と実	ションが促される。			
 ・発注者と事業者は、効率性の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 	績値の差額を官民で共有す				
の向上による利益を分配するとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬 事業者は、プロジェクトの進 排や合意された基準(信頼性、 ける全体的な性能を十分	る。				
るとともにリスクも共有することも多い。 成果報酬	・ 発注者と事業者は、効率性				
成果報酬 ・事業者が、利用者の長期的 ・この契約形式は複雑になる可能性があ 事業者は、プロジェクトの進 なニーズや施設整備にお り、目標や成果の測定方法について事 捗や合意された基準(信頼性、 能力、安全性)の達成度に基 り、目標や成果の測定方法について事 業者との合意形成に時間を要する。	の向上による利益を分配す				
成果報酬 ・ 事業者が、利用者の長期的 ・ この契約形式は複雑になる可能性があ 事業者は、プロジェクトの進 なニーズや施設整備にお り、目標や成果の測定方法について事 捗や合意された基準(信頼性、 ける全体的な性能を十分 業者との合意形成に時間を要する。 能力、安全性)の達成度に基 に考慮するように促され	るとともにリスクも共有す				
事業者は、プロジェクトの進 なニーズや施設整備にお り、目標や成果の測定方法について事 捗や合意された基準(信頼性、 ける全体的な性能を十分 能力、安全性)の達成度に基 に考慮するように促され	ることも多い。				
#や合意された基準(信頼性、 ける全体的な性能を十分 業者との合意形成に時間を要する。 能力、安全性)の達成度に基 に考慮するように促され	成果報酬	・事業者が、利用者の長期的	・この契約形式は複雑になる可能性があ		
能力、安全性)の達成度に基 に考慮するように促され	事業者は、プロジェクトの進	なニーズや施設整備にお	り、目標や成果の測定方法について事		
	捗や合意された基準(信頼性、	ける全体的な性能を十分	業者との合意形成に時間を要する。		
づいて報酬を受け取る。	能力、安全性)の達成度に基	に考慮するように促され			
	づいて報酬を受け取る。	る。			

出典: OGC (2007) "Procurement and contract strategies"に基づき PwC 作成

(4) インセンティブの活用における動向

成果基準報酬(Payment by Outcome)の概要

英国では、より民間の事業者にリスクを移転し、成果と報酬が明確に連動したインセンティブ付与の取組みが進められている。その新しい取組の一つとして、成果基準報酬

の報酬体系の取組が模索されている¹⁶⁸。これは、基本的に上記の成果報酬と同じ考え方だが、より政策的な貢献を成果とすることや、民間の事業者がリスクを取る点等が特徴である。

成果基準報酬とは、事業の成果として計測可能な指標を設定し、その指標の計測結果を報酬と連動させるインセンティブ付与の取組みの一つである。成果基準報酬のモデルでは、成果を直接計測できない場合には、その成果に大きな影響を与えると考えられる間接的な指標を設定することを推奨している。例えば、刑務所の運営業務においては、その成果として再犯率の低下を計測するために、間接的な指標として、出所後の就職率や学習プログラムの受講率等に応じた報酬を支払う試行的な取組が行われている169。以下に、この事例を説明する。

成果基準報酬の活用事例:犯罪者への就労支援

1) 犯罪者への就労支援におけるインセンティブの活用動向

英国では、刑事施設からの出所後 12 ヶ月以内に再び罪を犯す成人受刑者の割合が約50%と高くなっており、それにともなうコストの増大が懸念されている。そのため、新たなインセンティブの活用によって、犯罪者への教育や就労支援業務における事業者の効率的で効果的な業務運営を促し、再犯率の低下につなげることが求められている。このような流れの中で、成果基準報酬の試験的な導入が進められている。

現在実施されているパイロットプロジェクトの一つに Job Deal と呼ばれる受刑者の 就労支援のプロジェクトがある。Job Deal は、受刑期間が 3 年未満の被収容者への就労 支援を目的としたプロジェクトであり、犯罪者管理局 (National Offender Management Service: NOMS) の管理のもとで、サーコ (Serco) により実施されている。

図表 49 Job Deal プロジェクトの概要

プロジェクト名	Job Deal
実施事業者	サーコ (Serco)
管理主体	犯罪者管理局(National Offender Management Service: NOMS)
事業期間	2010 年から 2012 年まで
事業の目的	受刑期間が3年未満の被収容者の就職支援
事業内容	受刑者に対して管理者をつけ、個別の計画を策定し、必要な支援を特定する。 プログラムへの参加は自由であるが、参加者は、最低3週間に1度、管理者と の面談を行うことが義務付けられる。

出典: 2020 Public Services Trust (2011), "Payment by Outcome A Commissioner's Toolkit"に基づき PwC 作成

2) 報酬額の決定方法

Job Deal プロジェクトの報酬は、全報酬額の 70%程度が定額報酬、その他 30%程度

¹⁶⁸ Serco Institute へのヒアリング結果より

 $^{^{169}}$ 2020 Public Services Trust (2011), "Payment by Outcome A Commissioner's Toolkit"

は設定された指標の目標に対する達成度に連動する変動報酬となっている。このうち、 変動報酬の基準となる指標は、以下のようなものである。

- 受刑者のプログラムへの参加率
- 出所後の受刑者の就職率や、他の学習プログラムへの参加率
- 銀行口座の開設支援や指導教育 (メンタリング)、就労支援の提供状況

4.2.2 米国におけるインセンティブ

(1) 米国における調達契約の種類170

FAR では、調達契約を大きく定額型契約 (Fixed Price)、実費償還型契約 (Cost Reimbursement)、間接作業型契約 (Level Of Effort) の3つに分類している。

定額型契約では、契約金額が固定され、実際のサービス提供に当たってコストが予定を超過したとしてもその分の払戻しは行われない。実費償還型契約では、実際に掛かったコストに応じた報酬が支払われるため、コストが予定を超過した場合、その分の払戻しを受けることができる。間接作業型契約では、契約時点に合意された作業単位(必要な作業時間等)ごとの固定価格に基づき、報酬が支払われる。

上記のうち、インセンティブ契約に使用されるものは、定額型契約および実費償還型契約の2つとなる。下記はFARが示すこれら2つの契約をタイプ別に分けたものであるが、このうち点線枠で示した契約形態をインセンティブ契約として位置づけている。

定額型契約(Fixed Price)

- FFP (Firm-fixed-price contracts:完全定額契約)
- ・「FPI (Fixed-price incentive contracts:インセンティブ付定額契約) [
- ・ !FPAF (Fixed-price contracts with award fees:報奨付定額契約) A

実費償還型契約(Cost Reimbursement)

- · CPFF (Cost-plus-fixed-fee contracts:確定報酬付実費償還契約)
- ・ 「CPIF (Cost-plus-incentive-fee contracts:報酬付実費償還型契約)
- · ¦CPAF (Cost-plus-award-fee contracts:報奨付実費償還型契約) A

I:インセンティブ型 A:アワード型

上記インセンティブ契約のうち、FPIと CPIF は「インセンティブ型」、FPAFと CPAFは「アワード型」と呼ばれている。「インセンティブ型」契約は目標価格と実際価格の差額を基に、下記(コスト削減インセンティブ)に示すような数式に従って金銭的報酬を与える手法である。「アワード型」とは、目標数値を定めることが難しく、都度の判断によらなければ報酬金額を決定しがたい場合に、事前に定めた評価手続に従って一定の報酬金額を報奨として与える手法である。FARでは、「インセンティブ型」と「アワード型」を合わせてインセンティブ契約と総称している。

IPA-「政府 IT 調達におけるインセンティブ付契約の適用に関する調査 調査報告書 (2004)」および 東京大学公共政策大学院-「米国政府のパフォーマンス基準契約による調達(PBA)の状況 (2008)」および FAR Part 16 および DoD- 「Contract Pricing Reference Guides」

図表 50 インセンティブの種類と特徴¹⁷¹。

種類	特徴
コスト削減インセ	コスト削減に対して与えられるインセンティブ。
ンティブ	アワード型契約の場合を除き、契約締結の際、目標コストと目
	標利益、目標報酬、そして以下の考え方で報酬額を求める関数
	式が予め決定される。
	・実際コスト=目標コストの時⇒ 実際利益・報酬=目標利益・報酬
	・実際コスト<目標コストの時⇒ 実際利益・報酬>目標利益・報酬
	・実際コスト>目標コストの時⇒ 実際利益・報酬<目標利益・報酬
	関数式に基づき、コストを削減するほど報酬額は増え、コスト
	が超過した場合には、報酬額が下がる仕組みをとる。
成果向上インセン	成果の向上に応じて与えられるインセンティブ。
ティブ	契約締結の際、物品・サービスの特質に応じた成果の評価基準
	が定められ、それを上回る結果を残した場合に与えられる。
納期短縮インセン	納期の短縮に応じて与えられるインセンティブ。
ティブ	契約締結の際、納期目標が設定され、納期をより短縮できた場
	合に与えられる。

出典: FAR に基づき PwC 作成

「インセンティブ型」契約は、通常コスト削減インセンティブとなる。172

「アワード型」契約における成果評価基準には、コスト、成果、納期のいずれか、または全てに係る評価基準が設定される。ただし、インセンティブ契約は、少なくとも一つのコスト削減インセンティブを含まなければならないと FAR に規定されているため、コストに係る評価基準は必ず含まれることになる。

-

¹⁷¹ FAR 16. 402-1, 16. 402-2, 16. 402-3

¹⁷² 稀に成果や納期の要素も関数式に組み込まれる場合がある。(FAR16.405-1)

図表 51 米国における調達契約の種類

契約		契約		リスク負担			
分	種別		適用基準(調達対象の特性)	予定コストの超過		コスト節減 に伴う利益	
分類	(形態)	報酬の決定方法	適用推奨分野		受注者		
	FFP (–)	・支払は固定報酬であるため、契約で定められた報酬を支払う。	・発注者に同一・類似の物品・サービスの購入履歴があり、適切な価格決定を行うことが可能である。 ・成果物の要件が明確に定義されており、市場情報から、現実的なコストを予見できる。 ・市場が安定している。 一般に流通する物品・サービス	_	0	_	0
定額型契約(受注者のリスク	FPI (インセンティブ型)	た場合に、合意した比率に 基づいて、発注者と受注者 双方でコスト節減分を分 配する。	できる。 ・受注者による効率化の成果を、客観的に評価することができる。 ・受注者のコスト算出方法に対する	1	0	△ 支払額 の低減	<u></u>
(高)	FPAF (アワード型)	される製品・サービスの 品質等に基づく報奨金を 支払う。 ・報奨金は予め定められた 成果評価基準により算出 する。	・固定報酬部分を客観的な根拠に 基づき見積もることができる。 ・報奨金の支払いにより、受注者の サービス向上等の創意工夫を 動機付けることができる。 ・報奨金産出の成果評価基準が発注 者・受注者双方にとって公正で ある。 ・報奨金確定の管理作業の負荷が 適切であること。 利用者の増加等の成果向上を期待 するサービス	_	0	_	0

		契約		リスク負担			
分	種別	Leg weight NI a La La NI	適用基準(調達対象の特性)	予定コの起			ト節減 5利益
分類	(形態)	報酬の決定方法	適用推奨分野		受注者		
	CPFF (–)	件費単価や経費率) に基づき、最終的な実コストを算	・成果に対して報奨額を関連付ける ことが不可能な場合。 ・必要な人的リソースが契約 時点 で定量的に把握できない場合。 調査・研究	0	_	0	
実費償還型契約 (発注者のリスク	CPIF (インセンティブ型)	金額を設け、その幅の中で 発生コストに応じた報酬 金額が支払われる。	 ・必要な人的リソースが契約時点で定量的に把握できない場合。 ・契約時に、高い精度で目標コストを見積もることができない場合。 ・受注者の効率化の成果を、客観的に評価することが可能である。 ・受注者のコスト算出方法に対する信頼性が高い。 調査、大規模システムの試作モデル(プロトタイプ)の開発 	Δ	△ 但し、報は 担保	△ し、報まで	Δ
ク高)	CPA (アワード型)	CPFF と同様の手続きで 支払う。	 契約時に、十分な精度で目標コストを見積もることができない。 報奨金の支払いにより、受注者のサービス向上等の創意工夫を動機付けることができる。 報奨金確定の成果評価基準は発注者・受注者双方にとって公正である。 報奨金確定の管理作業の負荷が適切であること。 規模の大きな調査、研究 	0	_	0	

(凡例) ○全て負う、△一部負う

出典: DoD, Contract Pricing Reference Guides 等に基づき PwC 作成

(参考)「報奨金計画」の内容について

Department of Defense (国防総省: DOD) の「国防総省調達指針 (Defense Procurement and Acquisition Policy)」に、報奨金計画の作成に関するガイドラインが掲載されている。これによれば、報奨金計画には、以下の内容を明記する必要がある。

報奨額の金額決定のための組織体制

・ 成果のモニタリング、評価、報奨額の決定に係る管理や責任の所在を明確化する。

パフォーマンス評価基準

・ 評価される分野の特定と、評価方法を明確化する。また、複数評価基準がある場合は、基準ごとの重み付けや組み合わせ方についても説明する。

パフォーマンス評価結果のレポート用フォーマット

・ パフォーマンス評価結果のレポートは所定のフォーマットに基づいて作成 する。

出典: DOD "Defense Procurement and Acquisition Policy "に基づき PwC 作成

(2) インセンティブ契約の事例:マクスウェル空軍基地における基地運営の委託契約

2007年、国防総省のマクスウェル空軍基地では、基地の包括的な運営委託業務をインセンティブ契約により委託している¹⁷³。このインセンティブ契約では、PTA(配分比率適用限界コスト)という基準値を設定し、このPTA以内にコストを抑えることにより、事業者の利益も増加することで、事業者がコストを抑制するように動機付けている。

図表 52 マクスウェル空軍基地におけるインセンティブ契約の事例

発注機関	マクスウェル空軍基地
契約対象	・基地運営の請負事業者(情報システムの保守・運営、情報インフラ
	の設置・保守、什器の設置、人事、広報等)
契約形態	・FPI (Fixed-price incentive contracts:インセンティブ付定額契約)
契約要素	・目標コスト:5000 万ドル
	・目標利益:目標コストの4% (200 万ドル)
	・支払上限価格:目標コストの 106% (5300 万ドル)
	・利益共有比率: 50%
	・損失共有比率:50%
	・PTA(配分比率適用限界コスト)174:目標コスト+(上限支払価格
	- (目標価格+目標利益)) ÷ (1- (利益・損失共有比率)) = 5200
	万ドル

出典: Maxwell AFB (2007), "SOLICITATION, OFFER AND AWARD"に基づき PwC 作成

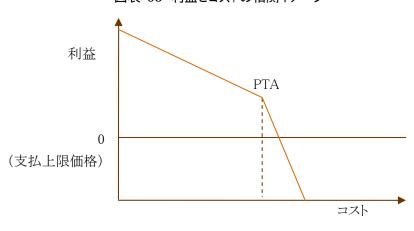
.

¹⁷³ Maxwell AFB (2007), "SOLICITATION, OFFER AND AWARD"

¹⁷⁴ リスクを受注者に負わせることで、発注者が上限価格以上の支出をしないようにする分岐点

報酬金額の算出方法

事業者への報酬金額は、実コスト、目標コスト、PTA、支払上限価格の相関に基づいて決定される。以下に、利益とコストの関係性と、導き出される報酬金額の例を示す。 PTAまでは利益が大きく、PTAを超えると急激に利益が小さくなる。



図表 53 利益とコストの相関イメージ

出典: Maxwell AFB (2007), "SOLICITATION, OFFER AND AWARD"に基づき PwC 作成

報酬金額の算出パターン

- 1) 実コストが 4,800 万ドルの場合(実コスト < 目標コスト < PTA の場合)
 - ・ 報酬額=(目標コスト-実コスト)×利益共有比率+目標利益
 - ・ (5000 万ドルー4800 万ドル) ×50%+200 万ドル=300 万ドル
- 2) 実コストが 5,200 万ドルの場合(目標コスト<実コスト<PTA の場合)
 - ・ 報酬額=(目標コストー実コスト)×損失共有比率+目標利益
 - ・ (5000 万ドルー5200 万ドル) ×50%+200 万ドル=100 万ドル
- 3) 実際コストが 5,250 万ドルの場合 (PTA < 実コスト < 支払上限価格の場合)
 - ・ 報酬額=支払上限価格―実コスト
 - ・ 5300 万ドルー5250 万ドル=50 万
- 4) 実コストが 5,500 万ドルの場合(実コスト> 支払上限価格の場合)
 - ・ 報酬額=0 ドル
 - ・ 受注者は、200万ドル(実コストー支払上限額)を負担する。

(3) インセンティブ契約に係る課題事例

以下は、2005年に米国会計検査院がエネルギー省(Department of Energy: DOE)の調達業務を監査した結果において、インセンティブ契約に係る課題と、米国会計検査院が提示した改善提案が挙げられている。インセンティブ契約を導入する上で直面し得

る課題の一例として記載する175。

以下の例では、インセンティブ契約においてそのインセンティブ金額の根拠となる情報を事業者側に依存しており客観性が十分でないこと、インセンティブ契約に関する担当職員の教育不足、インセンティブを適用する基準が統一されていないことが指摘されている。

図表 54 インセンティブ契約に係る課題

課題 テーマ	契約 種別	課題内容
パフォーマンス評価の精度	CPIF	CPIF 契約に必要な目標コスト等のデータのほとんどを、事業者側より 提供されるデータに依存しており、データの正確性、網羅性、適時性等 を発注者側(DOE)が精査していない。
担当職員の 教育不足	(全般)	発注・契約業務を担当する職員に対し、Earned Value Management System (コスト、スケジュール等を基にプロジェクトのパフォーマンスを定量的に測定・分析し、管理を行うプロジェクト管理手法)の充分なトレーニングがなされておらず、職員の責務を遂行する上で必要なノウハウが浸透していない。また、プロジェクト管理者のほとんどが、EVMS に関連する資格を有していない。
適用業務の 基準の不在	CPAF	どのようなプロジェクトを CPAF 契約対象とするか、明確に規定されていなかったため、同一政府機関内でありながら、部署によって Award 契約を適用する業務が異なっている。

出典:米国会計検査院 (2005) "Further Actions are Needed to Strengthen Contract Management"に基づき PwC 作成

こうした課題に対して、米国会計検査院では以下のように、インセンティブ金額の算 出に用いる評価情報の信頼性の確保や、担当職員の役割の明確化、管理の徹底などを提 案している。

図表 55 インセンティブ契約に係る課題に対する改善提案

米国会計検査院改善提案 (例)

- ・調達業務規程を改定し、評価の基礎データの信頼性確保に関する条項や、対象プロジェクトの明確な判断基準を織り込む。
- ・一貫性のあるプロジェクト管理を遂行する上での各職員の役割や責任の所在を明確化 する。
- ・3年毎に調達業務の自主チェックを実施し、上記が遵守されていることを確認する。

出典:米国会計検査院 (2005) "Further Actions are Needed to Strengthen Contract Management"に基づき PwC 作成

 $^{^{175}}$ GAO (2005), "Further Actions are Needed to Strengthen Contract Management"

4.2.3 日本におけるインセンティブ

わが国においても、官民連携事業や IT 等の調達において民のインセンティブの取組が 見られる。以下、それらの事例について説明する。

(1) 実績に基づ〈インセンティブ

地方公共団体における指定管理者制度では、事業者の業績に応じて追加報酬を支払う例が見られる。

横浜市や倉敷市の市営住宅の指定管理者事業では、使用率の収納状況や新規入居、過年度滞納家賃の収納等の業績に応じて、定められた追加報酬を支払うことを定めている。

(2) 要求水準に基づ〈インセンティブ

PFI 事業では、事業者の要求水準の遵守状況に基づいてインセンティブを付与している事例が 4 割程度あり、そのうち 9 割がインセンティブ付与の効果があるとの結果を受けてインセンティブの活用を推奨している¹⁷⁶。

このような考えを受けて、内閣府作成の PFI 事業契約に関するガイドライン「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」にて示されているペナルティポイント制177では、要求水準を超えた場合にペナルティポイントと相殺できる仕組みの付与を提示している。このような仕組みにより、要求水準の向上を促している。

(3) 過去実績に基づくインセンティブ

横浜市や北九州市の指定管理者制度では、事業実績に基づいて次期の選定において一定の加点・減点を行う仕組みを導入している。

横浜市では、指定管理者事業において、事業実績に基づき毎年度評価を実施している。 指定期間終了の前年度には、この、事業実績に基づく評価結果を次期の指定管理者の選 定評価に活用することが定められている178。具体的には、事業実績に基づく評価結果に 応じて、次期の指定管理者の選定の際に当該事業者の入札評価の点数に対して加点や減 点を行うこととしている。ただし、この次期選定への活用は新規参入などの競争環境を 阻害する可能性があるためそのバランスに留意することが必要である。そのため、以下 のような基準を整備している。

- ア 実績評価の選定に占める割合は最大でも 10%以下とすること (競争性の阻害を 最小限とするため)
- イ 加点だけではなく、要求水準を下回った場合には減点を行うこと(他の入札者と の公平性の確保のため)
- ウ 最低限の要求水準(協定の下限)を満たすだけでは加点しないこと(協定の下限 遵守は当然であり、加点には値しないため)

上記の考えに基づいて、次のページに示すような実績評価の反映例が示されている。

¹⁷⁶ 内閣府(2007)「PFI 推進委員会報告」

¹⁷⁷ 要求水準の未達に対し減額ポイントを付与し、一定の点数以上になったときに実際に減額する仕組み

¹⁷⁸ 横浜市(2009)「市指定管理者制度運用ガイドライン」

上記の考えに基づき新規参入を阻害しないように 10%以下とされるとともに、加点だけではなく減点も行われている。

図表 56 横浜市の実績評価の反映例

○ 評価は4 段階

S:極めて優秀(協定を大きく上回る)

A:優秀(協定を上回る)

B: 良好(協定の下限を保持)

C:不良(協定の下限を満たさない)

○ 実績反映ポイント:10 点(全評点100点満点の場合)

評価「S」の場合、+10 点

評価「A」の場合、+5点

評価「B」の場合、± 0 点

評価「C」の場合、- 5 点

出典:横浜市(2009)「市指定管理者制度運用ガイドライン」

(4) IT における運用結果に基づ〈インセンティブ

PFI 事業と同様に、IT 分野においても、要求水準の達成状況に応じてインセンティブを付与する等のパフォーマンスベース契約による民間委託の事例がいくつか存在している。地方自治体においては、以下のような先進的な取組みが実施されている。

- ア SLA (Service Level Agreement) と、コ・ソーシングの導入。コ・ソーシングとは、受託者の提案によるコスト低減策提案を実施した結果、契約を上回るコスト削減の効果や利益が生じた場合、コスト低減額をユーザー企業と受託企業が折半するもの。
- イ 情報システムのアウトソーシングにおいて、SLA によるサービス品質保証(品質低下による対価の減額)と、品質向上・サービス向上による評価(減額分との相殺)の仕組みを導入。
- ウ 調達書の仕様を効果という観点で定義し、効果自体を応札者に競争させる仕組みを導入。SLA に満足度の項目を含めるなどして効果の測定・評価を行い、インセンティブ或いはペナルティとして反映する。

なお、IT に関連するインセンティブについては、以下のガイドラインや報告書にインセンティブの付与方法や、インセンティブを含むパフォーマンスベース契約の種類とその適用方法等が示されている。

「情報システムに係る政府調達への SLA 導入ガイドライン」

独立行政法人情報処理推進機構が示した IT 事業の調達指針の一つであり、ペナルティポイント制を採用している場合に、事業者が高いサービスレベル(要求水準)を達成した場合には、追加報酬を支払うことや、契約延長や次期選定に優遇することをインセンティブの付与方法として提示している。

図表 57 IT 事業の要求水準に基づ〈インセンティブの付与方法

1千 坐工	Apr auc
種類	概要
運用上の対応	サービスレベルが未達成の場合、リソースの増強や代替手段の適用など
	具体的な対応方法を規定しておく。提供者は、業務への影響や緊急性等の
	重要性に基づき、暫定的、中長期的に必要な措置を講じる。
	重要はに基って、自たが、主義があれた心安が自己を呼びる。
H 1 - 1 - 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	and the second s
財務上の対応	サービスレベルが未達成の場合、サービス提供者にサービスレベルの改
	善を促すため、金銭的なペナルティを設定することがある。金額は、問題
	の深刻さ、頻度等の要因から算定する。一般に、SLAは提供者に改
	善行動を促すことを目的としており、提供者の経営に深刻な打撃を与
	えない程度に収められることが多い。
	高いサービスレベルが達成された場合、委託者はインセンティブとし
	て報奨金を提供者に支払うことがある。報奨金の算出方法に関して
	は、SLAであらかじめ取り決めておく必要がある。
契約上の対応	サービスレベルの未達成が頻繁に繰り返される場合や、サービスレベル
	が極めて低水準となる場合に備えて、契約解除条件を設定しておく。
	高いサービスレベルが達成された場合、民間企業の場合、契約の延長
	や次期契約の優先的交渉などによって、契約上のインセンティブを与
	えることがある。

出典:独立行政法人情報処理推進機構(2004)「情報システムに係る 政府調達への SLA 導入ガイドライン」

「情報サービスのパフォーマンスベース契約に関する調査研究」報告書

経済産業省が平成 21 年 3 月に提示した報告書で、インセンティブを含むパフォーマンスベースの契約パターンとして、収益向上型・コスト削減型・CS 向上型・業務品質向上型・システム品質向上型・納期短縮型の 6 つのパターンを提示している他、パフォーマンスベース契約のメリット・デメリットや成功に向けた要点等を示している。

図表 58 パフォーマンスベース契約のメリット/デメリット

図衣 58 ハフォーマンスペース契約のメリット/ ナメリット					
	メリット	デメリット			
ユーザの視点	・無駄な投資の削減等、適正な価格での IT 投資が可能となる ・目的の共有に伴い、ベンダの積極性を期待することができる ・IT 投資に対する経営層の理解が得られやすい ・IT 投資による効果の把握をより明確に行うことが可能	・契約時に価格が確定せず、実績に 基づき事後に価格が変動するため、定額固定契約と比べて予算確 保が難しい ・設定する KPI の数や内容によって 測定作業が煩雑となる可能性がある			
ベンダの視点	・提供物より創出された効果に応じた適正な対価を得ることが可能・人月ベースの契約から脱却することで、付加価値の創出や効率化に対するモチベーションが向上する・営業の手段として効果的な活用が可能(特に新規ユーザの場合)	・期待した効果が出ない場合、定額 固定契約と比べて収益の縮小となる可能性がある。 ・KPIの数や内容により、測定作業 が煩雑化する可能性がある・取引 額がサービス提供後の測定によっ て決定されるため、定額固定契約 と比べて対価を得るタイミングが 遅くなる			

出典:経済産業省(2010)「情報サービスのパフォーマンスベース契約に関する調査研究」報告書

4.3 調達案件の評価

より適切な調達手続を実現するためには調達案件の評価を行い、課題を把握することや生じうるリスクを把握し管理することが重要である。英国では、OGC によるゲートウェイレビューという取組を実施しており、この取組概要について説明する。

4.3.1 英国におけるゲートウェイレビュー

(1) ゲートウェイレビューによる事業評価

OGC のゲートウェイレビューは、事業におけるリスクを評価する方法であり、各政府機関が自己評価に用いたり、OGC に依頼して第三者評価に用いたりしている。ゲートウェイレビューでは、初期に設定したビジネス・ケースや VFM 評価の検証を行い、基本的には、事業者のパフォーマンス評価ではなく、プロジェクトの管理・成果等の全体的な評価を行うこととされている。ゲートウェイレビューにおける主な検証事項は以下の通りである179。

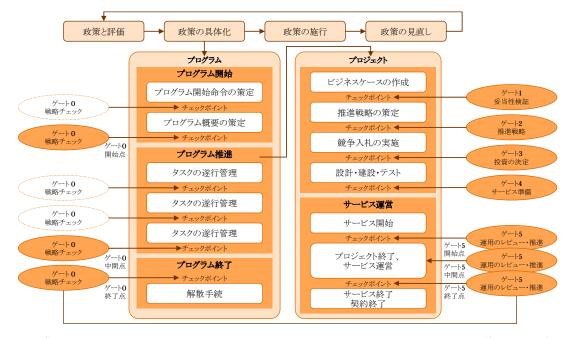
- 調達されているサービスが必要であるか
- 期待されていたメリットが実現されているか
- 契約の管理プロセスが効率よく行われているか
- ベンチマーキングおよび市場比較は十分に実施されているか
- 政府組織が契約を効率よく管理するための十分なリソースを有しているか
- 契約に変更があった場合、その変更が当初の方針を妨げていないか
- 環境変化に応じた契約の変更が必要か
- 契約期間終了に向けて準備が進められているか

ゲートウェイレビューの実施時期は定められていない。契約の期間およびサービスの内容により、1回~複数回実施されることとされている。複数回実施する場合は、1回目はビジネス・ケースの検証を行い、中間評価では契約管理の効率および変更の検証、最終評価では終了に向けての準備の実施状況の確認に焦点が合わせられる。ゲートウェイレビューの実施プロセスは、次ページに示す内容の通りである180。

http://www.ogc.gov.uk/what_is_ogc_gateway_review.asp

180 OGC (2007), "OGC Gateway Process Review 0: Strategic assessment"

¹⁷⁹ OGC, "OGC Gateway Review for Programmes & Projects"



図表 59 ゲートウェイレビューの実施プロセス

出典: OGC (2007), "OGC Gateway Process Review 0: Strategic assessment"に基づき PwC 翻訳

ゲートウェイレビューの評価の留意点としては以下のように、ユーザー満足度や、プロジェクトの協力体制、仕様書の内容に係る事項が挙げられている。

- プロジェクトの全体的な評価をする際、ユーザーの満足度を考慮すべきである。その 検証の仕方として、事業者がユーザー調査を定期的に行い、その結果を基に改善がな され、ユーザー調査の結果が支払いメカニズムと連動していることが重要である。
- 官民の関係によって PFI の成果が大きく左右されるため、プロジェクトが協力的に行われているかを評価する必要がある。その基準として、オペレーションの状況、課題等について定期的なミーティングが政府組織と事業者の間で行われていることや、事業者にとって潜在的な課題を伝える機会が定期的にあり、発生した問題への対応の手順が十分に理解されていること、スタッフのスムーズな入れ替わりのための計画が存在することが重要である。
- PFIでは支払いのメカニズムがパフォーマンスと連動しているため、パフォーマンスが当初の仕様書で規定されている基準を満たしていること、仕様書が現在のニーズに適していることを確認することが重要である。また、契約の管理者が仕様書を完全に理解していることが求められている。

(2) ゲートウェイレビューの実施事例: 治安判事裁判所の IT システム導入事例

治安判事裁判所における IT システムの導入事例では、2001 年(1 次レビュー) および 2002 年(2 次レビュー) のあわせて 2 回、ゲートウェイレビューが実施され、問題点

の指摘およびそれに対する提言がなされている¹⁸¹。当該事例は、治安判事裁判所の旧来型のシステムを置き換えるため、同裁判所を管轄する大法官府(Lord Chancellor's Department)が 1998 年に ICL 社(現 Fujitsu Services)と新システムの導入について契約したものであったが、当初のコスト見積りの甘さなどから、想定より大幅な遅延・コスト増を招く事態となっていた。契約後の 2000~2001 年にかけて、大法官府と ICL間では 2 度に渡る契約条件の再交渉が行われ、1 度目の交渉では納期延長と契約金額の大幅な上昇が同意された。2 度目では大法官府は ICL 社からの納期・契約金額の更なる調整要求には応じず、ICL 社への委託領域をシステムインフラの構築のみとし、ソフトウェアサプライヤーを他社(STL 社)に移すことを決定した。

ゲートウェイレビューの目的

ゲートウェイレビューは、事業の問題点を改善し、それ以降のプロセスを円滑に実施することを目的としている。1次レビューは、大法官府とICL社の2度目の交渉前(ICL社が納期の遵守が困難である旨を大法官府に報告した後)、2次レビューは2度目の交渉中(大法官府がICLとの契約続行について検討を実施していた期間)にそれぞれ実施された。

チェックポイント

本事業に対するゲートウェイレビューは、以下の 6 つの重要チェックポイントを設定して実施された。

実施タイミング ゲート チェック項目 ゲート0 戦略評価 事業のニーズを明確化した後に実施 ゲート1 事業の公正性 事業案を策定した後に実施 ゲート2 調達戦略 調達戦略を策定した後に実施 ゲート3 投資判断 競争入札を行った後に実施 ゲート4 サービス準備 契約締結後に実施 ゲート5 サービスの実施中および収益が達成されてい 収益性評価 るうちに実施

図表 60 治安判事裁判所の事例におけるチェックポイント

出典: NAO (2003), "New IT systems for Magistrates' Courts: the Libra project" に基づき PwC 翻訳

1次レビューの結果

1) レビュー結果

1 次レビューでは、以下のように、事業計画や、実施体制、事業プロセスといったプロジェクト全体にかかるリスクが主に抽出されている。

92

 $^{^{\}rm 181}$ NAO (2003), "New IT systems for Magistrates' Courts: the Libra project"

事業策定プロセスにおけるリスク

- ・ 複数存在する治安判事裁判所の間で業務プロセスが異なり、IT 導入前に業務プロセスの統一・見直しが実施されなかったことが、事業の基礎となる全体計画を策定する上で妨げとなっている。
- ・ 妥当な全体計画の欠落は、事業の推進にあたり深刻な影響を与える可能性がある。事業の契約締結者である大法官府は、各裁判所内部の業務プロセスに対して統率能力を持った新システムのユーザーとしての立場で ICL 社とコミュニケーションを取ることができていない。
- ・ 治安判事裁判所についても、裁判所ごとに独立して業務を実施しているため、 一体となって事業に参画できる立場にはない。

業務/システムにおけるリスク

・ 数年間において事業が実施されてきたにも関わらず、業務/システムの全体 像が描けていない。

契約におけるリスク

- ・ 契約内容について、大法官府は実現可能性が低いと考えている。
- ICL 社は財務リスクが大きすぎる上に、リスクをコントロールできる立場になく、契約内容の妥当性が低いと考えている。

2) レビューチームによる提言

上記リスクについて、レビューチームは大法官府と ICL の双方に対し、事業のマネジメント方法と業務/システムプロセス、契約形態それぞれの見直しを早急に実施するよう提案した。また、そうした見直しを反映し、必要に応じては契約に含まれる複数の業務を切り離し、個別契約とすることも考えられると示唆した。

2次レビューの結果

1) レビュー結果

2回目のレビューは、大法官府が ICL 社との契約を続行すべきか、他社に変更すべきか等を検討していた際に実施され、当該検討に対する見解を提示する内容となっている。

- ICL 社の再提案内容はコストがかかり、VFM が見込まれない。また、システムの中核となるコア・アプリケーションの構築遅延は、大法官府の ICL に対する信頼を落としている。
- ICL 社はプロジェクトの初期段階において、不十分な要件定義や無益な初期開発、初期投資額の誤った算定、プロジェクト要員の頻繁な配置換えといった多くのミスを犯している。
- 現在利用されている旧来型システムのうち、(ICL 以外の事業者として) STL 社の EQUIS は中期的にはコア・アプリケーションに必要な機能を提供することが可能で ある。
- ただし、システムインフラまでSTL社に担わせるのはコストがかかる可能性がある。 またSTL社のキャパシティでは、自力で全ての治安判事裁判所に対応可能なアプリケーションを構築し展開することは困難と考えられる。

2) レビューチームによる提言

- 大法官府は、ICL 社のシステムインフラ及び STL 社の EQUIS アプリケーションによって、中期的に治安判事裁判所のニーズを満たすことが可能かどうかを検討する必要がある。
- STL 社の EQUIS アプリケーションの調達は、大手システムインテグレーション企業 と協働して実施すべきである。
- 大法官府は、ICL 社によるシステムインフラの展開を続行すべきであるが、リスクを 認識し充分な管理を行うべきである。特に、ICL 社が提示しているインフラ費用は、 費用対効果が乏しく高額すぎると考えられるため、ICL 社と交渉し、費用の削減を図 るべきである。

4.4 調達に係る異議申し立てや訴訟の制度

米国では、調達の公平性・公正性を維持し適切な調達手続きを担保するために異議申 し立て制度やキイタム訴訟制度のような訴訟制度が整備されている。

4.4.1 米国における異議申し立て(Bid Protest)

(1) 入札異議申し立て制度の概要

米国では、入札者が落札結果に疑義がある場合、入札を実施した政府機関を訴え、落 札結果の再考を求めることを認める入札異議申し立て (Bid Protest) が整備されている。

入札異議申し立て制度は、1984 年に制定された契約競争法(Competition in Contracting Act)によって定められており、この法律に基づき 1985 年に制定された規定である入札異議申し立て規則(Bid Protest Regulations)にて、詳細な手続が定められている¹⁸²。

(2) 入札異議申し立てのプロセス

入札異議申し立て

落札結果に疑義がある入札事業者は、入札を実施する政府機関に対しその判断理由の 開示を求めることが可能となっているが、その内容に不服がある場合には、米国会計検 査院に対して入札異議申し立てを行う。入札異議申し立ての受付は、米国会計検査院が 指定するフォームまたは、GSAのホームページを利用して行う¹⁸³。

落札者選定プロセスの審査

入札異議申し立てが行われると、米国会計検査院は対象政府機関の落札者選定プロセスについて審査を行う。米国会計検査院は、落札者決定前の段階における競争の適切性と、落札者決定段階における選定の合理性について審査する。

米国会計検査院は、この入札異議申し立ての審査において、政府機関が説明責任を果たすことを求めるとともに、法的に侵害を受けた入札者の正当な手続上の権利を保護し、調達手続を不適切に中断しないように配慮する184。

異議に対する対応

米国会計検査院は、異議申し立てを受理した日から 100 日以内にその異議申し立てを解決しなければならない185。そして、審査の結果、落札者選定プロセスに問題があったと判断される場合には、その入札における発注者である政府機関と落札事業者との契約は破棄され、再度入札を行うか、異議申し立てを行った企業へ契約を委譲することなどを指導する186。

入札異議申し立て制度は、弁護士を登用する必要がなく、法廷訴訟に比べ、早期に解 決が図ることができる¹⁸⁷。

¹⁸² GAO (2009), "Bid Protests at GAO: a Descriptive Guide"

¹⁸³ GAO (2009), "Bid Protests at GAO: a Descriptive Guide"

¹⁸⁴ GAO (2008), "Bid Protest Regulation"

¹⁸⁵ GAO (2009), "GAO BID PROTEST OVERVIEW"

¹⁸⁶ GAO (2008), "Bid Protest Regulation"

¹⁸⁷ GAO (2009), "Bid Protests at GAO: a Descriptive Guide"

(3) 入札異議申し立て制度の活用状況

入札異議申し立ては毎年増加傾向にあり、2010年の申し立て数は、12,226件であった。判決までに至った事案のうち、異議を支持する判決の割合は、2010年度は19%であり、その割合は29%を占めた2006年度以降、減少傾向にある188。

また、米国会計検査院は、和解等、裁判外の紛争処理方法を活用することもある。2010年度における裁判外紛争処理(ADR)の件数は、159件、それによって解決された事案は、そのうちの80%を占めた。

さらに、米国会計検査院は、異議申し立てに対して文書ベースでのやり取りでは解決が困難と判断した場合、その実施事業者に対して直接又は電話ベースでのヒアリングを実施することもある。ただし、ヒアリングの実施はコスト及び労力がかかるため、不可欠と判断された場合にのみ実施される。2010年度においてヒアリングを受けて是正措置がとられた件数は、61件であった。

図表 61 2006 年度から 2010 年度における異議申し立て制度の統計結果

項目	2010 年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
申し立て総数	2,299	1,989	1,652	1,411	1,326
中し立て応数	(前年比 16%増)	(前年比 20%増)	(前年比 17%増)	(前年比 6%増)	(前年比 2%減)
対応が完了した	2,226	1,920	1,582	1394	1,275
申し立て数	2,220	1,520	1,362	1334	1,273
本案採決数	441	315	291	335	251
異議が認められた	82	57	60	91	72
ケース	02	37	00	31	12
本案採決中、異議が					
認められたケース	19%	18%	21%	27%	29%
の割合					
有効率(※)	42%	45%	42%	38%	39%
裁判外紛争処理	159	149	78	62	91
(ADR)	133	143	76	02	31
裁判外紛争処理に					
より解決された事	80%	93%	78%	85%	96%
案の割合					
ヒアリングにより					
是正措置がとられ	61	65	32	41	51
た事案の件数					
ヒアリング実施件					
数のうち是正措置	10%	12%	6%	8%	11%
がとられた割合					

(※異議申し立てを行った事業者に対し、何らかの形で救済措置が取られたケース。上記割合は GAO に報告があった事例数に基づく。)

出典:米国会計検査院 (2010), "GAO Bid Protest Annual Report to the Congress for Fiscal Year 2010" に基づき PwC 翻訳

 $^{^{188}}$ GAO (2010), "GAO Bid Protest Annual Report to the Congress for Fiscal Year 2010"

4.4.2 キイタム訴訟制度

(1) 制度の概要

米国では、1986年に制定された不正請求禁止法(False Claim Act、以下「FCA」と呼ぶ。)に基づき、政府機関と契約締結した相手方(企業/個人)による不正行為を牽制し発見する手段として、不正行為を通報した者に報償を与える制度が導入されている¹⁸⁹。不正行為を発見した者は、不正を行った契約相手方を被告として民事訴訟を提起でき、勝訴した場合には、米国司法省から報償(被告が政府に支払った賠償額の最大 30%の範囲内)を受けることができる。こうした訴訟は Qui Tam Action(キイタム訴訟)と呼ばれている。

(2) 最近の運用動向

過去 10 年間のキイタム訴訟には、政府の医療関連制度¹⁹⁰において、製薬会社による 医薬品の不適切な価格付けを訴えるものが多く見られている。

Department of Justice (司法省) の報告によると、1998 年 \sim 2008 年間のキイタム訴訟件数は 467 件から 375 件に減少しているものの、訴訟案件ごとの平均和解金額/賠償額は、1998 年の約 100 万ドルから 2008 年には約 280 万ドルと、ほぼ 3 倍近くに増加している。 1998 年の和解/賠償金の総額は約 4 億 6,900 万ドル、2008 年は約 10 億ドルとなっている。

2008 年度では、Department of Health and Human Services (保険福祉省: HHS) による契約に関する訴訟がキイタム訴訟の割合において上位を占めており、その件数は全キイタム訴訟案件の61%を占めている。また、和解/賠償により得た金額は、全キイタム訴訟の和解/賠償金額の93%を占めている。また、Department of Defense (防衛省: DOD) に関する訴訟件数は全体の12%、和解/賠償金額は全体の6%程度になっている。

(3) F C A の改正

改正の背景

2009 年度 **5** 月に可決された「Fraud Enforcement and Recovery Act」の第 **4** セクション「Clarifications to the False Claims Act(FCA の明確化)」に基づき、キイタム訴訟の根拠である FCA 条項の一部が改正されることとなった。この見直しが必要とされた背景としては、以下の要因¹⁹¹が挙げられる。

1) 経済政策による政府支出の増加

-オバマ政権による米国再建・再投資法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009)をはじめとする景気刺激策により、米国連邦政府から物品やサービスを受注する民間企業・団体数が増加することが見込まれる。これに伴い支出の増加も見込まれることから、不正請求が行われるリスクも大きくなるため、不

¹⁸⁹ The False Claims Act Legal Center website (http://www.taf.org/statefca.htm)

¹⁹⁰ Medicaid (低所得者医療扶助制度) や Medicare (医療保険制度)、または Tricare (国防総省による軍職員向けの国防厚生管理制度)

 $^{^{191}}$ The Library of Congress –"Senate Report 111-010 - FRAUD ENFORCEMENT AND RECOVERY ACT OF 2009, Section $\, \, \mathbb{III} \, "$

 $⁽http://thomas.loc.gov/cgi-bin/cpquery/?\&dbname=cp111\&sid=cp11123vD4\&refer=\&r_n=sr010.111\&item=\&sel=TOC_17601\&)$

正の防止・発見対策の重要性が増した。

2) 既存条項における制約

-既存条項では、政府に対する賠償が必要となる不正行為の定義が限定されていたため、裁判で賠償責任を立証できないケースがこれまでに発生していた。このような裁判の代表事例が 2008 年の「アリソンエンジン社 v.米国連邦政府」(以下、参照)であり、現行 FCA 条項における制約が最高裁判決により明らかとなったことで、改正の必要性が再認識されるきっかけとなった。

図表 62 (参考)アリソンエンジン社v. 米国連邦政府 (2008年6月7日)の概要 19:

背景:

1985 年、United States Navy(米国海軍)はミサイル駆逐艦造船の為、バス・アイロンウォークス(Bath Iron Works)およびインガルス・シップビルディング(Ingalls Shipbuilding)の 2 社と契約した。(2 社を合わせてシップヤード(造船所)と呼ぶ)造船所はアリソンエンジン社(Allison Engine Company)を下請け会社とし、またアリソンエンジン社は更にジェネラル・ツール社(General Tool Company (GTC))を、また GTC は Southern Ohio Fabricators (SOFCO)を下請けとして契約していた。米国海軍は、ミサイル駆逐艦の造船規準を明確に定めており、これを厳守すること、また当該規準への適合証明書の提出を契約者に課していた。

訴訟内容:

1995年、GTC の元社員がキイタム訴訟により、アリソンエンジン社、GTC、SOFCO が納入した製品が規準に即しておらず、またそれを知りながらも偽りの適合証明書を発行した上で、造船所に対価の請求を行っていたことを公表し、FCA 条項が定める不正請求に該当するとの申し立てを地方裁判所に行った。

最高裁判決:

アリソンエンジン社等が造船所に対し、自らの製品が規準に適合していると偽って請求した証拠は確認されたが、政府機関である米国海軍に対して直接、虚偽報告および不正請求が提出された証拠は認められなかった。これについて最高裁は、FCA条項§3729 (a)(2)では、賠償対象となるのは「意図的に虚偽の報告書や請求書を作成・利用し、又は作成・利用する事態を促すことにより、政府に対し虚偽/不正請求を行い支払わせた或いは支払いを承諾させた場合*」としており、政府へ直接的に不正請求を行った証拠、および不正請求と政府による支払いが直接関係しているという証拠がない限り、賠償対象行為に該当しないとして、政府側の訴えを退けた。

これにより、二審判決による「政府に対する直接請求がなくとも、政府資金を使って下請けに対価を支払っていた造船所に対して不正請求が行われたという証拠は、賠償責任を認める根拠として十分である。」との判断は覆されることとなった。

出典: Supreme Court of United States - "Opinion of the Court No. 07-214:" に基づき PwC 作成

主要な改正事項

「Fraud Enforcement and Recovery Act」による主な FCA 条項見直し内容の例を以下に記す。

1) 賠償対象となる不正請求の定義変更193 (FCA § 3729 (a)(1)(2)、(c) FCA § 3729

¹⁹² Supreme Court of United States - "Opinion of the Court No. 07-214: ALLISON ENGINE COMPANY, INC., ET AL., PETITIONERS v. UNITED STATESEX REL.ROGER L. SANDERS ANDROGER L. THACKER" (http://www.supremecourt.gov/opinions/07pdf/07-214.pdf)

¹⁹³ The Library of Congress - "Senate Report 111-010 - FRAUD ENFORCEMENT AND RECOVERY ACT OF

(a)(1)(A)(B), (b)(2)

- これまで、政府職員・軍職員に対して不正請求が行われた場合、またそうした 不正請求によって政府に支払わせた/支払いを承諾させた事実がある場合に、賠 償責任が認められていたが、政府に対して直接請求が行われた場合でなくとも、 政府を欺き金銭/資産を支払わせる結果につながるような虚偽・不正報告を行っ た場合や、政府の立場を代行している者に対し不正請求を行った場合も、賠償 責任が認められることとなった。

これにより、上記訴訟事例のように、政府から受託している造船所に対して不 正請求が行われ、結果として政府が支払うこととなった場合でも、賠償責任が 発生することとなった。

特に上記訴訟事例の判決要因となった \S 3729 (a)(2)に対する改正は、判決日の 2008 年 6 月 7 日まで遡及可能と定められ、その日以降の係争全てに適用される こととなる 194 。

2) 賠償対象となる債務の不正未払いの定義変更¹⁹⁵ (FCA§ 3729 (a)(7) FCA§ 3729 (a)(1)(G))

- FCA 条項では不正請求や政府に対する債務を意図的に隠蔽、拒否、または不正に減額する目的で虚偽/不正報告を行った場合について賠償責任を認めていたが、直接的な隠蔽等の行為が確認されない場合にも、それにつながる虚偽報告等を行った場合にも、賠償責任が生じることとなった。

3) 通報者保護の対象拡大¹⁹⁶ (FCA § 3730 (h))

- これまで、FCA 条項では全ての従業員は通報を行った代償としての解雇やハラスメント等から保護されるとしていたが、改正により、従業員だけでなく契約者 (contractor)、仲介者 (agent) についても、同様に保護されることとなった。

上記以外にも、FCA条項の明確化、不正摘発の促進を目的とした諸々の改正がなされている。

^{2009,} Section III" および Ethics Resource Center – "Amendments To The False Claims Act" (2009) (http://www.ethics.org/files/u5/FCA7-7.pdf)

¹⁹⁴ Fried Frank. CIVIL FALSE CLAIMS ACT: The False Claims Act is Amended for the First Time in More Than Twenty Years as the President Signs the Fraud Enforcement and Recovery Act of 2009" (http://www.friedfrank.com/siteFiles/Publications/96C624EIC1C818605ABF4C050E2677B9.pdf)

¹⁹⁵ Ethics Resource Center – "Amendments To The False Claims Act" (2009)

¹⁹⁶ Ethics Resource Center – "Amendments To The False Claims Act" (2009)

4.5 調達情報の管理

調達を効率的に行う上では、調達に関連する様々な情報を蓄積し、これらの情報を調達の戦略立案や調達手法の検討に活用することが重要である。ここでは、その取組の一例として英国における契約管理に基づくカテゴリーマネジメントの取組や、米国の過去実績情報の管理について説明する。

4.5.1 英国における契約情報管理

(1) 英国の情報管理と契約情報管理

英国では、調達をより効率的に行い VFM を達成するために OGC を中心に様々な情報を管理している。その一つが様々な調達に関する戦略や施策を支える OGC が管理する豊富な規定・指針・方法論である。 具体的には、前述のゲートウェイレビューや、調達全般の手順を示しているライフサイクル、標準契約書、IT 関連の実施標準などである。

図表 63 OGC の管理する方法論の例

ゲートウェイ レビュー	・プロジェクト・プログラムに内在するリスクを早期に発見し、修正措置を促すことにより、政府省庁の調達管理能力を高めようとする取り組み。 ・プロジェクトのライフサイクルを5段階に分けて定義し、各段階を終了するごとに、進捗状況を審査するようになっている。
調達の ライフサイクル	・調達の計画策定から契約、契約完了までの一連の手続きを標準化して各 プロセスで実施すべき事項をまとめている。
標準契約書	・PFIやIT等特徴的な事業の標準的な契約内容を定めた書類。適宜更新が 行われ、随時進化している。
ITIL (Information Technology Infrastructure Library)	・OGCが、ITサービス管理・運用規則に関するベストプラクティスを調和的かつ包括的にまとめた一連のガイドブック。 ・世界各国の標準的書類として活用されている。
カテゴリー マネジメント	・ITや建設など調達する物品・サービスごとに調達の戦略を策定し、効率的な調達方法を検討するための方法論。

出典:PwC 作成

こうした規定・指針・方法論を実施する上でより実務的な情報を提供するために、OGC では様々な事例の提供も行っている。これは共同調達や e オークション、競争的対話等の調達施策等のテーマごとに示唆のある事例を紹介する資料である。

また、英国では、これらの情報に加えて契約情報を蓄積し、その情報を活用することで様々な調達の戦略や具体的な取組に生かしている。契約情報は大きく 2 通りに分類され、過去実績に関する契約情報と現在進行中及び将来締結予定の調達契約に関する契約情報がある。

まず、過去実績に関する契約情報については、OGC や各政府機関で管理されている。 この情報は同種の調達の立案等様々な検討に活用される。その活用の一つにカテゴリー マネジメントがある。カテゴリーマネジメントとは、IT や建設、文房具等の調達分野ごとに、その市場の特性を分析し、あらゆる調達の側面においてどのような取組を行うことが効果的かを検討し、整理する考え方である。OGC では、分野としては次の図表にまとめたような分類を示している。

マーケティング 専門·技術 印刷 文書管理 一般財 出張·旅行 不動産 大分類 コミュニケーション サービス 専門人材 学習·教育 人材サービス コンサルティング 書記 中分類 育児·保育 - ITコンサルティング - 正規/臨時 採用 小分類 非ITコンサルティング OGDs & Charities 人事 医療 財務 - アドバイザリ 債務管理 - カウンセリング 通訳 クレーム・要望対応 法律 その他

図表 64 OGC のカテゴリーマネジメントにおける分類

出典: OGC (2007) "Procurement and contract strategies"に基づき PwC 翻訳

OGCでは、上記のような調達分野ごとに以下のように戦略の立案から契約締結後の管理に渡ってカテゴリーマネジメントを実施することを推奨している。例えば、共同調達が適しているかどうか、入札時の評価はどのように行うことが効果的か、契約管理における要点は何か、こうしたノウハウを蓄積し、実務に生かしていくことがカテゴリーマネジメントの具体的な取組である。このカテゴリーマネジメントを進める上で過去実績は、参加している事業者や過去の評価、価格の傾向等を分析できる重要な情報として使われている。

プロセス カテゴリー調達戦略 事業者選定•契約 契約管理 運営計画 契約における 要求管理 ゜ロジェクト ング・コミュ 運営 共同戦略 業績管理 詳細分析 事前評価 入札の開始 契約 事業者との関係管理 計画 戦略的事業者管理 実現要因 利益ガイドライン eオークション 報告 情報管理 コミュニケーション

図表 65 カテゴリーマネジメントのプロセス

出典: OGC (2007) "Procurement and contract strategies"に基づき PwC 翻訳

また、契約情報のもう一つの種類である現在進行中及び将来締結予定の調達契約に関する契約情報は、主に先述の共同調達を推進するために用いられる。このような契約情報を提供することで、各政府機関に共同調達の機会を示し、共同調達を実施することを支援している。

4.5.2 米国における過去実績情報管理197

1995年の連邦調達改革法以降、米国では、調達において過去の契約における実績評価 (Past Performance Evaluation)を活用することが推進されている。これは、前述の通りオバマ政権下でも継続している198。OFPPによる通達では、実施時期、情報源、評価内容等について以下のように定めている199。

実施時期

- ・ 契約で設定されている業務の終了時。
- 一年以上の契約の場合、中間評価の実施が奨励されている。

情報源

- 事業者
- 契約管理者
- ・ 物品・サービスの利用者
- ・ その他アドバイザー等

評価内容

- ・ 契約上の仕様・要求水準との一致
- ・ コスト予測と管理
- スケジュールの遵守
- ・ 協力的な姿勢
- ・ 利用者満足に対するコミットメント
- ・ 倫理的な姿勢 等

異議申し立て・修正

- ・ 評価後、30 日間、事業者に対して、コメント、修正、異議申し立て等の機 会を与える。
- ・ 官民の間に合意がなされない場合は、契約担当の幹部が判断する。

過去実績情報の管理

・ 過去実績情報を管理するシステムの活用を推奨。特に、PPIRS (Past Performance Information Retrieval System、過去実績参照システム)システムの活用を推奨している。

なお、上記の評価内容に基づき評価を実施する際には、以下のような基準に基づき判断することとされている。

-

¹⁹⁷ 内閣府(2010)を参照し、加筆・修正

¹⁹⁸ OMB (2009b) , OMB (2009c)

¹⁹⁹ Federal Acquisition Circular (FAC) 90-26

図表 66 過去実績を評価する差異の判断基準

	点数	基準
5	Exceptional	事業者が基準を大きく上回り、官にとって付加価値を生み出
		している。(例:業務の再構築)
4	Very Good	いくつかの基準を上回り、比較的に重要でない問題について
		は修正措置・解決策が実施された。
3	Satisfactory	契約水準が満たされている。必要に応じて実施された修正措
		置・解決策は基準を満たすのに十分であった。
2	Marginal	いくつかの契約水準が満たされていない。重要な課題に対し、
		十分な解決策が講じられていない。
1	Unsatisfactory	契約水準が満たされておらず、コスト・スケジュールについ
		て現実的な解決策が期待できない

出典:内閣府(2010)"市場化テストの事業評価等に関する調査"

一方、過去実績情報の活用については様々な課題も生じている。

第一に、事業者の選定時における有効性である。事業者の選定において、多くの場合、価格とともに提案の技術的な内容・アプローチが最も重視されており、過去実績情報が選定に決定的な影響を与えることはほとんど無いとの調査結果がでている²⁰⁰。その原因として、情報の客観性に対する疑問視が挙げられている。これは、その事業者との関係を悪くすることを恐れて問題を指摘しない場合や事業者の異議申し立てを避けるため過去実績評価を良くする場合等の要因や、問題の所在が事業者側によるものであったのか官側によるものであったかの判断が困難なこと等によるものである。

第二に情報の少なさの問題がある。FARでは一定の金額を超えた契約に関する過去実績しか求めないため十分な情報がないことや、途中解約等の重要な情報が必ずしも報告されていないこと等がある。

第三に類似のシステムがあり情報が統合化されていない問題である。PPIRS は、各政府機関が利用している情報を集約するように開発された。2008 に行われた調査では、国防省が開発した CAPRS と PPIRS が十分に連携していないことが指摘されている。

_

²⁰⁰ GAO (2009), p. 9

5調達改革の推進

本章では、これまでの章で説明したような調達に関連する改革の取組や具体的な実施を推進する上で重要になる各政府機関や職員へのインセンティブや、その改革効果を測定する手法、調達能力を管理する手法について説明する。

5.1 調達人材の育成

5.1.1 英国の人材育成制度

(1) 調達人材能力の強化方針

2007 年に策定された TGP(Transforming Government Procurement)では、調達マネジメント能力の向上を重要課題の一つとして捉え、GPS を中心に調達人材能力の強化方針が策定された。

財務省(HM Treasury)は、調達能力全般における改革方針である「Transforming Government Procurement」を策定している。その中で、財務省は、OGC や GPS に 2007 年から 2012 年にかけて調達人材能力の強化に向けた取組を実施することを求めている ²⁰¹。これに応じて、GPS は以下の人材育成方針である「Building the Procurement Profession in Government ²⁰²」の策定や調達能力評価 (Procurement Capability Reviews²⁰³)を推進している。以下、この二つの取組を説明する。

(2) 人材育成方針

2009 年 **6** 月に策定された「Building the Procurement Profession in Government」では、調達人材能力の強化に向けて以下のような **10** の取組を提言している。

人材誘致(Attract)

- 調達業務の革新性ややりがい、公共サービスにおける重要性を明確に伝える。
- ・ 業務の報酬体系を示し、潜在的な雇用候補者にその魅力を示す。

<u>報酬(Reward)</u>

- ・ 調達担当者の報酬体系の要素を決定する際に、既存の業務評価システムに加えて、GPS の報酬のベンチマークツールを補完的に使用する。
- ・ 職員の能力を実務的な観点から評価するために、資格などに基づく手当てを 廃止する。
- ・ 職務についた採用ルートに関わらず、職務従事者が納得のいく処遇を保証す る。

維持(Retain)

- 年に一度、キャリアについて話し合う会議を設け、すべての調達担当者がこの会議へ参加することをサポートする。
- ・ 臨時雇用者の雇用者数を最小限に保ち、その数が調達職員数の10%を例え一

²⁰² GPS (2009), "Building the Procurement Profession in Government"

²⁰¹ HM Treasury (2007), "Transforming government procurement"

²⁰³ OGC (2009), "Procurement Capability Reviews End of Wave 1 Overview Report"

時的にでも超えないようにする。

・ OGC と連携し、省庁の目標と個人の目標を結びつける基準を策定し、その 基準に連動した報酬体系を確立する。

育成(Develop)

- すべての調達専門者に対し、年間 50 時間の継続的専門教育(Continuous Professional Development、CPD)の受講を義務付ける。
- ・ OGC と連携し、キャリアマネジメントプログラム (Career Management Programme) を策定し導入する。

(3) 調達人材能力の評価

GPS は、TGP を受けて、公共調達の専門家を育成し、公共調達の質を高めることを目的に、中央省庁の調達能力評価を実施している。この評価によって、調達に係る組織および個人の能力における課題が明確となり、調達能力向上のための一助となっている204。調達能力評価については、以下の項目にて詳述する。

キャリア制度

GPS は、調達人材能力の強化には、調達専門職としてのキャリアパスの明確化が不可欠であるとし、キャリアパスの構築とその活用促進に取り組んでいる。

1) 調達分野における職種

GPS は調達分野における職種として、以下の 4 つを定義している205。

- 調達
- カテゴリーマネジメント
- 契約マネジメント
- 調達戦略

2) 調達・契約専門職としてのキャリアパス(Career Routs for Procurement and Contract Management Professionals)

GPS は、調達分野における職種について、以下のようなキャリアを提示している。それぞれの職種について段階的なキャリアが設定されており、職種を横断したキャリア形成となっている²⁰⁶。

²⁰⁴ OGC, About Procurement Capability Reviews (PCRs)

http://www.ogc.gov.uk/procurement_capability_reviews_pcrs_update_about_procurement_capability_reviews_pcrs.asp

²⁰⁵ GPS(2010) "Building the Procurement Profession in Government: Career Management Discussions"

 $^{^{206}}$ GPS(2010) "Career Routs for Procurement and Contract Management Professionals"

調達戦略 契約マネジメント 調達 その他 商務監督官 リーダー 不動産/施設/ 有形資産管理監督官 財務監督官 調達責任者 決済責任者 不動産/施設管理 戦略青仟者 調達マネージャー 契約マネージャ 財務責任者 購買責任者 責任者 カテゴリー/日用品 マネージ ームリーダー 上級戦略 上級調達担当官/ 不動産/施設管理 上級購買担当官 上級契約担当官 上級財務担当官 (職歴2~3年) 上級専門官 チームメンバー 購買/カテゴリー 調達担当官/ 不動産/施設管理 戦略アドバイザー 契約担当官 財務担当官 学院卒新入職員 決済補佐 新規配属 不動産/施設管理 学部卒新入職員 契約担当官補佐 財務補佐 調達補佐 購買/日用品補佐

図表 67 調達分野における職種のキャリアパス

出典: GPS(2010) "Career Routs for Procurement and Contract Management Professionals" に基づき PwC 作成

3) キャリアマネジメントプログラム(Career Management Programme)

GPS では、上記のキャリアプランに基づき、調達分野に働く政府職員のキャリア設計を支援するプログラムとして、キャリアマネジメントプログラムを推進している。GPS が策定した人材育成方針である「Building the Procurement Profession in Government: Career Management Discussions」では、キャリアパスを提示し、キャリア構築のための能力開発の手順や、継続的専門教育、キャリア設計のための検討方法について言及している²⁰⁷。以下、そのキャリアパスの例を記載する。

OC(9010) "Duilding the Decomposer Decogion in Covernment, Constitution in Covernment, Constitution in Covernment, Constitution in Covernment, Constitution in Covernment, Cov

²⁰⁷ GPS(2010) "Building the Procurement Profession in Government: Career Management Discussions"

調達 契約 調達戦略 カテゴリーマネ • 戦略 マネジメント ジメント · 公共調達 · 取引関係管理 ・在庫管理/ロジ 市場 スティクス 調達プロセス 財務 · PPM リーダー 次官補級 継続的専門教育 局長級 第6、7、8職務、 準局長級 継続的専門教育 課長級 専門家 継続的専門教育 (マネー 上席主查級 第 5、6 職務 第4、5職務 ジャー) 主査級 CIPS 特別会員 継続的専門教育 実践者 上級行政官 専門教育 継続的専門教育 継続的専門教育 継続的 (チーム 第1職務 — → 第2職務 — → 第3職務-→第4職務 高級行政官 リーダー) 行政官 本配属省庁への 再配置(最終配

図表 68 キャリアマネジメントプログラムにおけるキャリア構築例

調達の職種

出典: GPS(2010) "Building the Procurement Profession in Government: Career Management Discussions" に基づき PwC 作成

第3配置 ◀

購買供給コンピ

テンシー認定修了

第2配置

置) CIPS 加入

初期配置 -購買供給コンピテ ンシー認定取得

学習者

(チーム

メンバー)

見習い

(新規配

(4) 人材育成体系

一般行政官

一般補佐官

人材育成は主に、国立公務大学校(National School of Government)によって提供さ れている。同校では、年間約2万5千人の政府職員に対し、約300の教育コースを提供 し208、上記キャリアマネジメントプログラムを実践するための研修、資格認定を行って いる209。

階級

習熟度

National School of Government, Who we are $\frac{\text{http://www.nationalschool.gov.uk/about_us/whoweare.asp}}{\text{National School of Government, What we do } \frac{\text{http://www.nationalschool.gov.uk/about_us/whatwedo.asp}}{\text{National School of Government, Whatwedo.asp}}}$

図表 69 キャリアマネジメントプログラムの実践における研修、資格認定

教育プログラム	内容		
購買供給コンピテ	・購買供給コンピテンシー認定コースは、行政官、調達分野に		
ンシー認定	おける業務担当者としての基礎知識、基礎スキルを養う目的		
(Certificate of	で設計されており、調達プロセスの基本知識を中心としたコ		
Competence in	ンテンツとなっている。		
Purchasing and	・資格認定を受けるには、定められた科目の履修と試験の合格、		
Supply)	そして業務での実践経験が必要とされる。		
CIPS 認定	・調達専門家(CIPS)になるための基礎研修として設計されて		
(Chartered	いる。		
Institute of	・CIPS 認定は、レベル 2 からレベル 7 までの 6 段階が設定され		
Procurement	ており、1 レベルあたり 4~5 科目の履修が求められる。CIPS		
Entry Scheme)	として認められるにはレベル 6 以上が必要とされる。		
	・CIPS として認められることは調達分野における職員にとっ		
	て、その専門性を示す指標として、キャリアパスの中に組入		
	れられている。		
継続的専門教育	・継続的専門教育は、調達分野に係る政府職員の継続的なスキ		
(Continuous	ル強化を目指す取組である。自主的学習を人事考課に連動さ		
Professional	せることで、継続的な学習を推進している。		
Development, CPD)	・継続的学習においては、形式的な学習は評価されず、実務に		
	意義のある学習を求めている。		
	・効果的な継続専門教育		
	のモデルとして、右図 #A織の目標		
	のような継続的専門教		
	育モデル (CPD Model)		
	に基づいて実施するこ		
	ととされている ²¹⁰ 。 _{報告}		
	・計画:強みと、重点		
	強化分野の理解 個人、専門能力、組織目標への		
	・実行:学習活動への		
	参加		
	・評価:学習の振り返 評価		
	りと学習計画の修正		
	・報告:将来にわたり 森軟かつ多様な労働力		
	参照するための継続的 _{労働力のバフォーマンス}		
	専門教育の記録 ###: Notional School of Covernment "Who we are" CPS CPD Model		

出典: National School of Government, "Who we are"、 GPS, CPD Model に基づき PwC 作成

-

 $^{^{210} \ \} GPS, \ \ CPD \ \ Model \\ \underline{http://www.ogc.gov.uk/my_continuous_professional_development_cpd_v2_cpd_model.asp}$

(5) 人材育成のための情報システムツール

知識・ノウハウや空きポスト情報を共有するツールとして GPS オンライン (GPS Online) が設置されている。GPS オンラインは、調達に関係する人々の教育・情報シェアを目的として設置されている。GPS オンラインは以下のような情報、機能を提供している²¹¹。

- 調達分野に係るポストの空き情報
- 調達に係る議論、質疑応答が可能なフォーラム
- 調達に係る文書、画像、音声、動画等のリファレンスライブラリー
- 共同での文書作成や情報収集・共有のための情報集積プログラム
- セミナーや会議、トレーニングコースを記載したカレンダー
- 調達に係るニュース

(6) 人材獲得

GPS を中心として、調達分野における優秀な人材の採用と、採用人材の育成を目的とした調達エントリープログラム(Procurement Entry Scheme)が実施されている。GPS は、その中で、教育・研修プログラムの設計や、研修費用の負担、採用審査の実施等を行っている。調達専門人材を採用段階から選抜し、育成していくという、調達人材能力への強化に向けた強い姿勢が伺える。以下に、調達エントリープログラムにおける代表的な取組例を挙げる。

新卒者向け調達プログラム (Procurement Entry Scheme)

新卒職員を対象とした調達エントリープログラムのひとつとして実施されている。同プログラムは、全体が 2 年間で構成され、前半 1 年間は購買供給コンピテンシー認定の獲得を目指し、後半 1 年間は CIPS 認定のレベル 6 の認定獲得を目標として設定されている。

調達における国家公務員上級候補者向けプログラム(Fast Stream Procurement Placement)

優秀な資質を持った新卒者を雇用・育成するためのプログラムとして設けられている。調達における国家公務員上級候補者向けプログラムは、新卒者向け調達プログラムに比べ、研修期間が 1 年と短く、CIPS 認定の取得をレベル 4 までとする代わりに、プロジェクトマネジメントの資格である PRINCE2(Projects In Controlled Environment, 2^{nd} ver.)や MSP(Management Services Provider)といった資格の取得を目指す。このプログラムにより入省した者は、入省後 5 年以内に課長補佐レベルに昇進することが一般的となっている。

 $^{^{211}}$ GPS, GPS Online $\underline{\text{http://www.ogc.gov.uk/groups_and_networks_gps_online.asp}}$

5.1.2 米国の人材育成制度

(1) 調達人材能力の強化方針

OFPP は、調達人材能力の強化方針として、2005 年および 2009 年に以下のような方 針を提示している。

政策指針 05-01(Policy Letter 05-01)²¹²

OFPP は 2005 年に、政策指針 05-01 を発表し、人材の確保・育成に関する次のよう な取組を各省庁に指示している。

- 最高調達責任者(CAO)の責任において、省庁の人材配置計画に調達人材の計画を取り 入れること。
- 期待される調達人材を育成するために担当官を定めて調達キャリアマネジメントプ ログラムを実施すること。
- 連邦調達研究所(FAI)の運営する調達キャリアマネジメント情報システム(ACMIS)に 調達労働力の状況を報告すること。

文民省庁における調達労働力強化戦略プラン-2010~2014年度(Acquisition Workforce Development Strategic Plan for Civilian Agencies – FY 2010-2014) 213

OFPP は、2010年から2014年までの調達人材強化プランとして以下のような取組み を実施していくことを提示している。

- 調達人員の拡大
- 年次人員計画の策定プロセスの構築
- インターンおよびその他の人材育成への取組を推進するための計画の策定
- 人材開発の取組および人員管理のインフラを改善するための5カ年計画の立案。

(2) 調達人材能力の評価

年次人員レポート(Workforce Reports)²¹⁴

職階制に基づいた調達人員の年次調査レポートである。1977年から現在まで30年分 以上のレポートがオンラインにて公開されている。調達に関連する職員の数、年齢、性 別、最終学歴、退職者数、新規雇用数などが収録されている。

契約業務コンピテンシー調査215

契約業務コンピテンシー調査は、契約業務担当の職員を対象にしたコンピテンシーの 獲得状況に関するオンラインアンケート調査である。 2007 年春に最初の取組が実施され た。それぞれのコンピテンシーに対する習熟度や業務評価を自己評価で記入する。

²¹² Policy Letter 05-01, "Developing and Managing the Acquisition Workforce", (OFPP, 2005/04/15)

²¹³ OMB(2009), Acquisition Workforce Development Strategic Plan for Civilian Agencies - FY 2010-2014

²¹⁴ http://www.fai.gov/sturep.asp

http://www.fai.gov/sturep.asp

(3) キャリア制度

調達人材の職階

調達人材の職階は、①大規模な支出や契約の承認の権利が認められている契約担当官 (Contracting Officer) と②契約担当官の補佐を担当する調達専門官 (Acquisition Specialist) の2つのレベルに分けられている。契約担当官になるためには、調達専門官は、カリキュラムの履修と調達業務における一定の経験が必要とされる²¹⁶。

(4) 研修コース、資格認定制度

米国では調達分野に係る政府職員の9割以上が研修コースを受講しており²¹⁷、教育コースの受講や認定資格の取得が、調達業務におけるキャリアを構築する上での一般的な手段となっているようである。

連邦調達認定(Federal Acquisition Certification:FAC)プログラム²¹⁸

連邦調達認定プログラムは、連邦調達研究所によって開発された、職員の調達コンピテンシーが所定の水準に到達したことを認定するプログラムである。①契約業務、②プログラム/プロジェクトマネジメント業務、③契約担当者技術代表業務(Contracting Officer Technical Representative)、④教育業務の4つの分野での認定制度が設けられている。認定は、実務経験、学歴、研修の3つの実績に基づいて行われる。

(5) 教育機関

米国の省庁では、調達やプロジェクトマネジメントにかかる人材の育成を目的とした 取組が数多く実施されている。特に積極的な取組を行っている教育機関を下記にあげる 219。

FAI(Federal Acquisition Institute、連邦調達研究所)

文民省庁の職員を対象として調達に関する研修を提供している。オンラインでの受講申し込みを通じてオンライン講習または教室での講習を受けることができる。調達の計画、統括、価格決定手法、関連法規、市場調査、ワークショップなど、調達に的を絞り込んだ教育プログラムが提供されている²²⁰。

DAU(Defense Acquisition University、防衛大学校)

1992 年に国防総省(Department of Defence、DoD)によって設立された Defense Acquisition University(DAU)は、主に国防総省関連省庁の調達プロジェクトにおける質の向上、人材育成を目的とする専門教育機関²²¹である。国防総省は米国最大の調達機関であり、複雑で専門的な調達が多く、米国政府における調達人材の 7 割は国防総省関連省庁に所属している。そのため、国防調達大学と呼ばれる調達人材育成専門の大学を設置し調達人材の育成に力を入れてきた。カリキュラムは、調達担当者全般に向けた

²¹⁷ GAO (米国会計検査院) へのヒアリングより

²¹⁶ GAO (米国会計検査院) へのヒアリングより

²¹⁸ FAI, Certification and Career Development Programs http://www.fai.gov/certification/index.asp

²¹⁹ GAO (米国会計検査院) へのヒアリングより

²²⁰ FAI, About FAI http://www.fai.gov/about.asp

²²¹ http://www.ipa.go.jp/about/NYreport/200601.pdf

内容も提供しているが、特に防衛に特化したカリキュラムを数多く提供している222。

農務省大学院(USDA Graduate School)

農務省によって 1921 年に設置された農務省大学院は、全政府職員を対象とした教育機関である。年間約20万人の受講生に対し、800以上のコースを提供している223。調達に特化した教育コースも設置されており、政府関連の契約に関する法律や調達のプランニングからプロジェクトマネジメントまで学べる仕組みになっている224。

(6) 人材育成のための情報システム、コミュニティ

米国では、調達に関係する契約事項や、人材、教育プログラム等の情報を共有するための情報システム、コミュニティが設置されている。以下にその例を示す。

ACC (Acquisition Community Connection)

ACC は、DAU によって設置されたオンラインコミュニティであり、調達に関係する人々の教育・情報シェアを目的としている。ACC には、ベンダー向けのコミュニティもあり、契約形態や、プロポーザル提出時の注意事項、パフォーマンス評価、ベスト・プラクティス、契約履行中に起きる問題などに関する注意点などが掲載されている。

ACMIS(Acquisition Career Management Information System 、調達キャリアマネジメント情報システム)²²⁵

ACMIS は、FAI が調達労働力を把握するために設置したオンラインシステムである。 職員は、連邦調達認定プログラムにおける学習状況を自己申告し、その情報が集約される。また、各省庁は、ACMIS に調達労働力の状況を報告する義務がある²²⁶。

(7) 人材獲得

調達に関係する人材能力向上のため、先述した人材教育の取組に加え、人材獲得の取組にも力が注がれている。以下に、その例を示す。

AKL(Army Knowledge Leaders Program) 227

AKL は、国防総省が実施している軍事 IT 関連のプロジェクトマネジメントスキル向上を狙った雇用・教育プログラムである。連邦政府職員ではなく、米国籍を持ち大学院を優秀な成績(平均成績が満点 4 に対して、3.45 以上)で卒業した民間人を対象とした 2 年間のプログラムとなっている。卒業後、同機関の IT 部門でのポジションが与えられる。

 $\underline{\texttt{http://graduateschool.edu/index.php?option=com_content\&task=view\&id=35\&Itemid=281}$

 225 Acquisition Career Management Information System $\,$ http://www.acmis.gov/ $\,$

http://ciog6.army.mil/ArmyKnowledgeLeaders/tabid/69/Default.aspx

112

²²² DAU, About DAU http://www.dau.mil/aboutDAU/default.aspx

²²³ Graduate School, **Welcome to the Graduate School!**

²²⁴ GAO (米国会計検査院) へのヒアリングより

²²⁶ Policy Letter 05-01, "Developing and Managing the Acquisition Workforce", (OFPP, 2005/04/15)

²²⁷ Army Knowledge Leaders Program (AKL)

5.1.3 日本の CIO 補佐官制度

中央政府における情報化統括責任者補佐官(CIO 補佐官)は、日本政府の「電子政府構築計画」の中で、電子政府構築を推進する推進体制の一部として定義され、設置されている。

(1) e-Japan と各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議

日本では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法)に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)を内閣に設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する各種施策(e-Japan 戦略、e-Japan 重点計画、e-Japan2002プログラム、e-Japan 重点計画-2002、e-Japan 戦略 II)を推進してきた。

この推進過程で、2002 年 9 月に「関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制をより強固なものとして確立し、行政の情報化等を一層推進すること等を目的に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議を設置した。

(2) 電子政府構築計画

2003 年 7 月、各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議では、e-Japan 戦略 II に則って「24 時間 365 日ノンストップ・ワンストップ」の行政サービスの提供と行政部門の業務効率向上と、国民が必要な時に必要な情報を入手し、国民が発言でき、国民が参画できる社会の実現を目指して、「電子政府構築計画」を策定した。「電子政府構築計画」では、2005 年度までを期限として、利用者本位の行政サービスの提供と予算効率性の高い簡素な政府の実現をキーワードに 20 の政府機関等が電子政府構築を行うこととしている。

(3) 情報化統括責任者(CIO)補佐官

情報化統括責任者(CIO)補佐官、通称 CIO 補佐官は、「電子政府構築計画」の中で、電子政府構築を推進する推進体制の一つとして定義されている。具体的には、各府政府機関において、府省内の業務・システム分析・評価、および最適化計画の策定に当たり情報化統括責任者および情報システム統括部門に対して支援・助言を行う職として設置されている。以下、その方針を示した 2003 年 7 月の各府省情報化統括責任者連絡会議において決定された内容を示す。

- 各府省は、2003 年(平成 15 年) 12 月までに、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定にあたり CIO および各所管部門の長(業務改革関係部門、情報システム統括部門)に対する支援・助言を行う CIO 補佐官を配置する。
- CIO 補佐官には、業務分析手法、情報システム技術および情報セキュリティに関する 専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を充てる。

決定内容を踏まえ、CIO 補佐官は、府省内の業務・システム分析・評価、最適化計画の策定に当たり情報化統括責任者および情報システム統括部門に対する支援・助言を任務とし、エンタープライズアーキテクチャー (EA) を基礎とした最適化手法に基づいて、各政府機関の電子政府構築計画を支援している。また、CIO 補佐官は「各府省情報化統括責任者補佐官等連絡会議」を通じて「各府省情報化統括責任者連絡会議」をサポートするなど、幅広い業務を所管している。

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議 長:内閣官房副長官補 副議長:総務省行政管理局長 構成員:各府省CIO(官房長、局長等) 2002.9.18設置 《新設》 2003.12.16設置 2003.8.29設置 各府省情報化統括責任者 電子行政推進国·地方 (CIO)補佐官等連絡会議 公共団体協議会 主查:関係府省担当課長 査:CIO連絡会議に 都道府県·市町村担当 参加する有識者 構成員:各府省のCIO補佐官、 部課長 CIO連絡会議に 参加する有識者 2002.11.1設置 幹事会 議 長:内閣官房内閣審議官 副議長:内閣官房参事官 (総務省行政管理局行政情報システム企画課長) 構成員:各府省政策担当課長 行政サービス 官房業務等 業務・システム 向上WG 改革WG 効率化等推進WG 2002.11.29設置 2002.11.29設置 2002.11.29設置 国民の利便性・サービスの 内部管理業務の業務・ 政府全体の業務・ 向上に関する検討 システムの効率化・ システムの効率化・ 合理化に関する検討 合理化に関する検討 IT化に対応した業務改革 ---

図表 70 CIO 補佐官および各府省情報化統括責任者連絡会議の体制

(2003年12月26日CIO連絡会議事務局報道資料より)

(4) CIO 補佐官制度導入の効果

CIO 補佐官制度は、中央府省においては広く導入され、情報システムの企画・調達・運用フェーズにおいて、一定の成果をおさめている。具体的には、以下のように投資(調達)の必要性の見直し、要求水準の明確化、競争環境の整備、情報共有やリスク管理が強化された²²⁸。

投資(調達)の必要性の見直し

・ 業務・システム最適化計画とあわせて実施された CIO 補佐官制度の導入に

-

²²⁸ 以下の効果に関しては、現地ヒアリングに基づく。

より、各府省のレガシーシステム²²⁹ の見直しを計画通りに推進し、投資額の一定の抑制に貢献した。

・ 組織内のシステム台帳を作成し、組織内の IT インフラや情報システムの全体像を把握したうえで、新規に構築を企画している情報システムの必要性、求める性能の妥当性等をチェックすることで、不要な情報システムの増加を抑制するとともに、適切な規模の情報システムの調達に貢献した。

要求水準の明確化

- ・ 情報システム調達時の調達仕様書や契約内容に対する CIO 補佐官による事前チェックやレビューにより、これまで曖昧にされがちであった情報システム構築時の成果物(設計書類等のシステム関連書類)の定義や、情報システムに求める性能等の明確化などの改善が行われた。
- ・ これにより、これまで明確に成果物として提示されていなかったシステム関連書類を、発注者である政府機関に成果物として帰属させることにより、知識・情報を定着させることにつながった。また、要求水準を事前に明確にし、目的に応じた適切な情報システムの調達を実現するとともに、これまで生じていた要件を曖昧に進めたことによる仕様変更や機能追加等を減らし、投資額の一定の抑制に貢献した。
- 調達時に情報システム構築時に求めるべきセキュリティ水準や、品質水準を 明確にしたことで、情報システムのセキュリティの確保及び品質の確保に貢献した。

競争環境の整備

・ これまで、情報システム構築時の各種設計書類等の著作権は、構築業者側に 帰属していることが多かったが、契約内容を見直し、発注者である政府機関 へ帰属させることとした。これにより、ベンダーロックイン²³⁰の状態を回避 し、調達の透明性、公平性の確保に貢献した。

情報共有、リスク管理

- ・ 情報システムの調達に向けて、CIO 補佐官の事前チェックやレビューを通して、検討すべき事項、明確にすべき事項、調達時のリスク等、情報システム調達時の留意点や要点が組織内に定着することに貢献した。
- ・ 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議を通して、各府省における情報システムの調達動向の把握や、問題点等の情報共有が可能となった。

²²⁹ 政府や企業の中核で活躍してきた旧式のシステムを示し、多くがホストコンピュータのことを指す。業務・システム最適化計画では、ホストコンピュータで、年間の運用保守費用が 10 億円を超えるシステムをレガシーシステムとして位置づけ、業務・システムの見直しの対象とした。

²³⁰ ある特定のメーカーやベンダーがユーザーを自社製品で囲い込むことで、他ベンダーの提供する同種の製品、サービス、システム等への乗り換えが困難になる現象のことを示す。

ただし、CIO 補佐官の関与度や、求められるアドバイスの内容、組織内での権限等は、それぞれの府省において統一されておらず、CIO 補佐官の業務内容を評価する一定の指標もないため、上記内容については個別の事象としての効果であり、府省全体での効果と言えるまでには至っていない。また、情報・知識の組織内への定着については、府省側の定期的な人事異動にも関連し、情報・知識の組織内への定着に関しても、恒常的なものではなく、限定的なものとなる。

5.2 官のインセンティブ

5.2.1 英国における官のインセンティブ付与の取組

(1) 官のインセンティブの類型

英国会計検査院は、英国各政府機関において業績の向上のために用いられているインセンティブ・ディスインセンティブの実態を調査し、「The use of sanctions and rewards in the public sector」においてその結果を公表している。そして、官のインセンティブについて、以下の3つの類型を示している231。

図表 71 英国会計検査院による官のインセンティブの類型

類型	説明	例示	
財務	・一般的に最も明確に判断可能	- 業績目標の達成度に応	
(Financial)	・業績に応じたボーナスや罰金が適用	じた報酬の増加または	
	される	減額	
		- 利益やコスト削減額の	
		共有	
評判	・業績を開示することで動機付けをす	- 点数、順位等の公開	
(Reputational)	る取組	- 表彰	
	・各省庁の実績が公表され、業績の良		
	い省庁は表彰され、業績の悪い省庁		
	は公の場で名指しされるといった		
	罰則が適用される		
業務運営	・業績の悪い省庁に対してはより集中	- 監査や査察によるラン	
(Operational)	的な監査や査察の実施、業績の良い	ク付け	
	省庁には、業務運営における一定の		
	自由の付与などが適用される		

出典: NAO (2008), "The use of sanctions and rewards in the public sector"に基づき PwC 作成

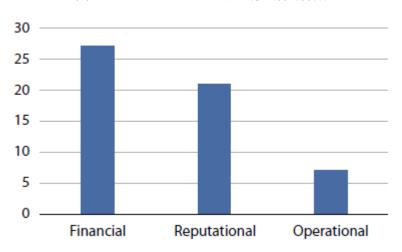
例えば、本章で後述する英国における調達能力評価は、上記の「評判(Reputational)」の類型にあたる。各省庁の調達能力が公に公表され、調達能力が高い省庁と低い省庁が明らかになり、調達能力が低い省庁の場合は改善を促される仕組みとなっている。

なお、上記のレポートは、各インセンティブの類型の活用実績を以下のようにまとめている。財務関連のインセンティブが最も多く活用され、業務運営関連のインセンティブの活用は比較的少ない水準である²³²。

 $^{\rm 232}$ NAO (2008), "The use of sanctions and rewards in the public sector"

-

²³¹ NAO (2008), "The use of sanctions and rewards in the public sector"



図表 72 インセンティブ類型別の活用件数

出典: NAO (2008), "The use of sanctions and rewards in the public sector"

こうしたインセンティブは各政府機関の全般の活動が対象になっていることから、調 達能力評価以外にも調達分野においても適用されると思われる。

(2) 官のインセンティブの策定方法

英国会計検査院は、効果的なインセンティブとは、以下の 4 つのいずれかの成果をもたらすものであることが重要であるとしている。これらの成果は、いずれも計測が容易な指標であることが求められる。

- 提供する量の増加・公共サービスの拡充
- 効率化
- 利用者満足度の増加
- 公平性の改善

実際にインセンティブを付与する方法を検討する上では、上記の目指すべき成果を明らかにした上で、その達成に有効なインセンティブを検討する手順となる。

5.2.2 カナダにおける業績給与制度

カナダでは、連邦政府の幹部職員に対し、業績に応じて賞与を変動させる業績管理プログラム (Performance Management Program) を適用している。

業績評価目標(performance agreement)は、毎年、連邦政府の幹部と対象職員の管

(1) 業績評価目標の設定

理者の間で設定される。この業績評価目標に対する達成度が翌年度の給与に反映される こととなる。業績評価目標には、以下の項目が含まれる²³³。

_

²³³ Treasury Board of Canada Secretariat (2007), Directive on the Performance Management Program (PMP) for Executives

達成が期待される成果

- ・ 政策・施策上の成果
- マネジメント上の成果
- ・ リーダーシップ上の成果

達成方法(発揮すべきリーダーシップのコンピテンシー)

- ・ 価値と倫理
- 戦略的思考
- 動機付け
- ・ マネジメント

業績評価目標の達成を評価するための指標 業績評価目標の対象となる期間

(2) 業績評価

業績評価は、業績合意における達成が「期待される成果」、および「達成方法」に対して行われる。半期における中間評価および、年度末における最終評価が実施され、下記の5段階で判定される。業績判定については、判定ごとにその判定を受ける者の割合が目安として示されている²³⁴。

図表 73 業績判定の段階

業績判定	対象者の割合(目安)	
超過達成(Surpassed)	20%以下	
すべて達成(Met All)	65%以下	
ほぼ達成(Met Most)	10 以上	
未達成(Did Not Meet)	5%以上	
評価不可能235	_	

出典: Treasury Board of Canada Secretariat (2007), Directive on the Performance Management Program (PMP) for Executives に基づき PwC 翻訳

(3) 業績結果の反映

業績賞与は、変動給与とボーナスとに分けられる。業績結果に応じて、変動給与は、ディレクター、シニアディレクター、および長官クラスに対しては最大で給与の 15%、次官補佐、次官クラスに対しては最大 26%が与えられる。ボーナスについては、超過達成の場合に限り、ディレクター、シニアディレクター、および長官クラスに対して最大で給与の 3%が、次官補佐、次官クラスに対して最大で給与の 6%が与えられる²³⁶。

こうしたインセンティブは各政府機関の全般の活動が対象になっていることから、調 達分野においても適用されると思われる。

2

²³⁴ Treasury Board of Canada Secretariat (2007), Directive on the Performance Management Program (PMP) for Executives

²³⁵ 評価不可能とは、休職や出向等により業績評価ができない場合を指す。

 $^{^{236}}$ Treasury Board of Canada Secretariat (2007), Directive on the Performance Management Program (PMP) for Executives

5.3 効率化の測定方法

5.3.1 英国における VFM の測定

(1) 効率化プログラムの概要

英国財務省は、2004 年 7 月ピーター・ガーション氏によって公表された「フロントライン²³⁷への政府資源の移転(Releasing resources to the front line)」の提言に基づき、2004 年~2007 年度の歳出上限を調整した 2004 年度版 Spending Review(以下、SR)において、効率化プログラムを策定し推進した。効率化プログラムでは、バックオフィス、調達業務等の後方支援的な業務に係るコストや人員をできる限り削減し、生み出された余剰資源をフロントラインへと移転することを目的としている²³⁸。

(2)「効率化」の定義

効率化プログラムでは、効率化の効果には①Cashable 効果 (=現金支出の削減により 余剰金を生み出し、フロントライン等への移転を可能にするもの)と、②Non-Cashable 効果 (=現金支出の削減は伴わないため、余剰金は生み出さないもの) に大分される²³⁹。 なお、効率化プログラム全体では 40%が Non-Cashable 効果として計測されている²⁴⁰。

Cashable 効果を生み出す効率化

・ インプット(人的資源やコスト)を削減しながら、同じアウトプットを達成 する。

Non-Cashable 効果を生み出す効率化

- ・ 同じインプットによって、より多くのアウトプット、もしくはより高品質な アウトプットを達成する。
- ・ インプットのわずかな上昇で、より多くのアウトプット、もしくはより高品質なアウトプットを達成する。

図表 74 Cashable/ Non-Cashable の判断例

(例) A省では、これまで 10 人の職員で 1,000 部の書類を処理しており、当該処理手続にかかる年間人件費は 350,000 ポンドであった。

(効率化A): 効率化により、9人の職員で同じ部数の書類を処理する。 (効率化B): 効率化により、同じ職員数で1,100部の書類を処理する。

【効率化A= ①Cashable)】

職員を 1 人削減したことで、 35,000 ポンド (1人分の人件費) が余剰金として生み出される。 (=Cashable 効果)

【効率化B= ②Non-Cashable】

生産性が向上したものの、かかる人件費は変わらないため余剰金は生み出さない。ただし、以前と同人数で、11人分の業務がこなせるようになったため、1人分の生産が加算されたとみなされ Non-Cashable 効果として35,000 ポンド(1人分の人件費)が換算される。

出典:HM Government (2007), "Measuring and Reporting Efficiency Gains"に基づき PwC 作成

²³⁷ ここでいうフロントラインとは、政府の医療、教育、警察分野等の公共サービスを提供する部門の総称であり、 英国政府としてより良いサービスの提供を行うための投資が求められる部門である。

²³⁸ Sir Peter Gershon, CBE (2004), "Releasing resources to the front line"

²³⁹ HM Government (2007), "Measuring and Reporting Efficiency Gains"

 $^{240 \}hspace{0.2cm} \texttt{http://www.nao.org.uk/what_we_do/other_specialist_expertise/efficiency/csr07.aspx}$

OGC は、調達業務における効率化として、仕入先との価格交渉、共同調達や調達カードの利用、IT 化による調達業務プロセスの簡素化・迅速化等、によるコスト効率の向上を挙げている。

(3) 調達業務における効率化事例

効率化プログラムでは、各政府機関は同期間における効率化目標を設定し²⁴¹、その効率化手法および効果の計測方法を整理した「Efficiency Technical Notes」を提出している。(当該書類は、各政府機関と財務省との合意事項となる)下記の事例は、「Efficiency Technical Notes」において以下の政府機関が提示した効率化手法およびその効果の計測方法の一例である²⁴²。

Cashable な効率化事例

1) 効率化手法: NHS 調達協定導入プログラム

NHS 調達協定導入プログラムは、保健省の商務局(Commercial Division)の主導による、全国的な NHS 調達協定の整備を目的とした。この NHS 調達協定では、プロジェクトチームが代表して事業者と価格交渉を行うことにより低水準の価格により調達する協定を交わしており、全ての NHS 関連組織はこの協定に基づいて商品を調達できるようにした²⁴³。(=インプット(コスト以外の人的資源等)を削減しながら同じアウトプットを達成した例。)

2) 効果の計測

KPI²⁴⁴=NHS 調達協定を利用し当年度に調達された商品の数量

効果(ポンド)=(通常契約であった前年度の平均仕入価格×インフレ率%-NHS 調達協定で定められた価格)×KPI

※前年度~当年度までに価格のインフレーションが生じているため、これを反映し、当年度価格に合わせた上で計算する必要がある。

Non-Cashable な効率化事例

Non-Cashable な効率化事例は、Cashable な効率化事例に比べて計測の客観性がより重要になる。英国会計検査院は、Non-Cashable の効率化について、同じインプットによって「より多くのアウトプットを達成する」ケースは効果を計測しやすいが、「より高品質なアウトプットを達成する」というケースについては、「品質」の向上を客観的かつ適切に計測する指標を設定しなければならないと指摘している。

このような考えを踏まえた例として、運輸省の高速道路局による、「道路維持管理サービス(維持管理、運営、その他)」調達業務の品質管理の効率化の取組を紹介する²⁴⁵。

-

²⁴¹ 各省庁は自省庁の効率化目標を策定し、英国財務省の承認を得て目標値を確定した。

 $^{^{242}}$ "2004 Spending Review: final report on the efficiency programme" -HM Treasury (2008年11月)

²⁴³ "Gershon Efficiency Programme 2004-2008, Efficiency Technical Note"—Department of Health (2005年 12月)

²⁴⁴ Key Performance Indicator の略で、重要な業績評価指標の意味。

²⁴⁵ Highway Agency (2006), "Toolkit for Local Transport Highways Efficiency Gains"

1) 効率化手法:高速道路局の「道路維持管理サービス」の効率化

運輸省の高速道路局では、調達する「道路維持管理サービス」の品質向上を測定する ため、以下のような業績管理指標を設定した。

図表 75 高速道路局における Non-Cashable の効率化計測のための業績管理指標(例)

評価対象	業績管理指標	品質の計測方法
全体	交通計画のアセスメント	・非常に良い⇒100%
		・良い ⇒95 %
		・普通⇒90%
		・悪い⇒85%
安全性	歩道の欠陥修復の迅速性	24 時間以内に修復された欠陥
		の割合 (%)
サービス品	障害者向け設備	障害者向け設備付き横断歩道の
質		割合 (%)
	通行権(Rights of Way)	通行権の行使が認められた道路
		の割合 (%)
	歩道の修復	修復が必要な歩道の割合(%) *
		マイナスカウント

出典: Highway Agency (2006), "Toolkit for Local Transport Highways Efficiency Gains"に基づき PwC 作成

次に、これらの業績管理指標の差異を算出することで品質の向上率を算出した。具体的には、上記の業績管理指標により計測された品質の合計値(%)から、前年度の品質の合計値(%)を差し引いて算出(下記 C)する。(品質が低下している場合はマイナス値となる。)これを前年度の支出額(下記 A)に乗じることで、今年度に調達した「道路維持管理サービス」の価値(下記①)が求められる。ここからコストそのものの増減(下記②)を差し引くことで、品質の向上により上昇した価値の純額(=効率化効果)が求められる。なお、以下ではインフレによる変化も見込むためインフレ率を加味している。

効果の計測(例)

A = 前年度の支出×インフレ率 (ポンド) (例) 20,919,000 ポンド

B = 今年度の支出 (ポンド) (例) 21,919,100 ポンド

C = 品質の向上率 (%) (例) +2.29%

効果 (ポンド) = ((C) × (A)) - ((B) - (A))
 ①今年度の調達の価値
 ②コストの増減
 = (2.29%×20,919,000) - (21,919,100-20,919,000)

=178,945

また、英国会計検査院は、以下のように、OGC および各政府機関に対して、効率化についての今後の改善方針を提案している。OGC に対しては、計測手法の透明性の向上や監査の実施についての提案、各政府機関に対しては、同様に効率化の計測手法の透明性の向上やその他効率化の取組の拡大についての提案をしている²⁴⁶。

OGCに対して

- ・ 効率化効果の計測手法の改善や Cashable/Non-Cashable の区別の明確化等 により透明性を高める。
- ・ 効率化の計測についてのマニュアル化や研修の実施
- ・ 効率化プログラムの進展状況について各政府機関内の監査機関や OGC による監査を実施する。
- ・ 各政府機関の長期的な効率化の取組の推進

政府機関に対して

- ・ 効率化効果の計測手法を向上させる。(例:会計システムの改善)
- ・ 人員削減の成果報告の透明性を高める。
- ・ 効率化プログラムにおいて、効率化の対象として定められている業務以外に も効率化の取組を拡大する。
- ・ 職員が、自ら効率化のアイデアを積極的に提案するよう意欲を向上させる。

²⁴⁶ NAO (2007), The Efficiency Programme: A Second Review of Progress

5.4 調達能力の評価

5.4.1 英国における調達能力評価

英国では、OGC を中心に各省庁の調達能力の評価を実施し、各省庁はこの評価結果に基づいて改善を進めている。この取組の概要を以下に述べる。

(1) 概要

OGC は、中央省庁における調達マネジメント能力を把握するため、調達能力評価を実施している。調達能力評価は、2007年1月に開始された取組であり、第1回の評価が完了し現在第2回目の評価が進行中である。第1回の評価では、省庁の調達マネジメント能力における問題点が明らかになり、各省庁が調達マネジメント能力の改善に取組むきっかけとなっており、より強固な調達戦略の立案、効率的な人材配置といった成果につながっている²⁴⁷。

(2) 実施プロセス

調達能力評価は、2007年1月に始められた取組であり、現在第2回目の評価が進行中である。

第1回の評価実施プロセス

第1回の評価は、OGC が主要 16 省庁の調達能力について評価を実施した。OGC は各省庁の調達マネジメント能力を 3 分野 9 種の項目に分けて、5 段階で評価している。OGC は、調達マネジメント能力における問題点に関する改善の提言を行い、各省庁は評価結果および提言を基に改善計画を策定している²⁴⁸。

第2回の実施プロセス

第2回の評価も基本的な評価項目は第1回と同様だが、第2回は、自己評価方式へと移行しており、各省庁が自省庁の調達能力についての評価を実施している。その自己評価の結果を受けてOGCが客観評価を行っている²⁴⁹。第2回は2009年9月に開始し、いくつかの省庁は評価を終えているが、評価結果は未だ公表されていない。第2回の実施プロセスは以下の通りである²⁵⁰。

-

²⁴⁷ OGC (2009), "OGC Annual Statement 2009"

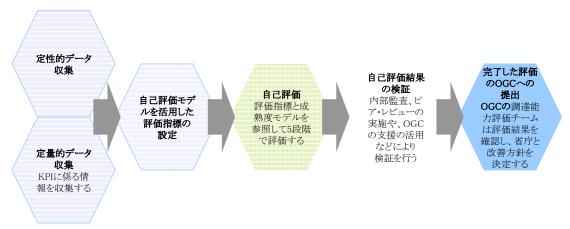
²⁴⁸ OGC, Procurement Capability Reviews (PCRs) Tranche One

http://www.ogc.gov.uk/procurement_documents_procurement_capability_reviews.asp

²⁴⁹ OGC, Procurement Capability Reviews: Wave Two self-assessment

²⁵⁰ OGC, "Self Assessment Process" http://www.ogc.gov.uk/documents/PCR_Process.pdf

図表 76 第2回調達能力評価の実施プロセス



出典: OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0"に基づき PwC 作成

(3) 評価基準

第1回の評価基準

1) 評価項目

先述の通り、第1回の評価は、調達マネジメント能力の3分野9種の項目に基づいて実施された。各項目は、 $7\sim18$ の評価項目から成っている。評価指標と、その評価項目の一部を以下に示す 251 。

図表 77 調達能力評価における評価指標

3つの能力分野	9 つの重要項目		
① リーダーシ	(1) リーダーシップの実質的な存在感と影響力		
ップ	(2) ビジョン、向上心、業務、方針の整合性		
	(3) 利害関係者や事業者との信頼関係		
②スキルの開	(4) 調達活動における効果的な人材戦略		
発と展開	(5) 「賢い顧客」としての能力		
③システムと	(6) ガバナンスと組織		
プロセス	(7) 民間活用における戦略的アプローチと協働的アプローチ		
	(8) プロジェクト・プログラムマネジメント (PPM) のツールと技法		
	の有効活用		
	(9) ナレッジマネジメント、パフォーマンスマネジメント		

出典: OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0" に基づき PwC 翻訳

以下は、上記のうち「(4) 調達活動における効果的な人材戦略」と「(5) 「賢い顧客」としての能力」の詳細な評価項目である。

_

²⁵¹ OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0"

図表 78 スキルの開発と展開の詳細な評価項目(一部)

(4) 調達活動における効果的な人材戦略

- 全般
- 規模と組織特性に応じた適切な数の調達専門者が配置されている。
- 明確な人材戦略が存在する。
- 組織の調達手続に応じた継続的で組織的な計画プロセスが定められている。
- すべての調達に係るポストにおいて業務説明、役割、目的、パフォーマンス評価、昇格プロセスが明確化されている。
- 調達ポストの採用が公平であり、優秀で多様な人材を集めている。
- 調達に必要とされる多様な能力が特定されている(例:調達の知識と特定の商品/サービスカテゴリーに特化した知識を備えたカテゴリースペシャリスト、及びプロジェクトマネジメントスキルを有し、調達手続きの実行が可能な人材)。
- 調達担当者の育成は、組織の育成プログラムに組み込まれている。
- 主要な調達専門者に対し、雇用維持のための戦略が策定されている。
- 調達業務を担う組織は、人材ニーズを把握している。
- 調達業務を向上させる包括的な学習・育成戦略と適切なプログラムが整備されその指導が実施されている。調達担当者が調達専門家 (CIPS) 252 などの資格を取得する仕組みがある。また、継続的専門学習 (CPD) 253 といったプログラムを促進する仕組みがある。
- 組織のスキルフレームワークの一部として調達スキルが明確化されている。
- 調達責任者が GPS に所属し、省庁内およびその関連組織における調達 コミュニティを発展させている。
- 契約マネジメント担当者が調達の価値を向上させている。
- 上級職員に対して、CIPS だけでなく、財務や会計、M&A、投資といったより広範囲のビジネス要素に係るトレーニングを提供している。
- 外部人材が有効かつ適切に活用されている。
- ・資産管理人材・スキルマネジメント
 - 戦略的な資産管理マネジメント (PAM) スキルのニーズと必要人材が 理解され、人材が戦略的に配置されている。
 - 資産管理マネジメントの役割と責任、求められる資格と経験が明確化されている。
 - 一定の上級職員は、資産マネジメントのスキルと経験を獲得するための 支援を受けるよう考慮されている。

^{252 5.1} の英国における調達人材の育成の記述を参照のこと

²⁵³ 同上

(5) 「賢い顧客」としての能力

- 全般
- サプライヤーリレーションシップマネジメント(SRM) および契約マネジメントが適切に構築され活用されている。
- ・サプライヤーリレーションシップマネジメント (SRM)
 - SRM 担当者が適切なスキル、知識を有しており、適切なトレーニングを受けている。
 - 最も適切な事業者を特定する事業者の区別が行われている。
 - 主要な事業者に対しSRMプロセスが適用されている
 - 主要事業者は主要ビジネスパートナーとして適切な方法により管理されている。
 - 一部の最も重要な事業者とは、互いに幹部レベルが意思疎通する体制ができている。
 - 調達部門は、組織の戦略目標を達成するためにサプライチェーンを効果 的に管理している。
- 契約マネジメント
 - 契約マネジメント担当者が適切なスキル、知識を有しており、適切なトレーニングを受けている。
 - すべての契約に対して、効果的で適切な契約マネジメントプロセスが設定されている。
 - 主要な契約は全体の契約期間を通して計測、評価され、管理されている。

出典: OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0" に基づき PwC 翻訳

2) 調達能力評価における評価指標

調達能力評価では、定性的な評価のみならず客観的な評価も可能にするため、**3** つの能力分野ごとに評価指標の結果も活用することとしている。その評価指標体系の全体は、以下の通りである²⁵⁴。

- 主要指標(Key metrics): パフォーマンスの継続的な改善を計測する主要指標
- 補助指標(Contextual metrics):継続的な計測に有用な、主要指標を補助する指標。 他の情報を考慮して解釈される必要がある。
- 診断指標(Diagnostic metrics):調達能力評価または年間実績評価に用いられるより 詳細な指標。継続的なモニタリングに使用されるためのものではない。

 $^{\rm 254}$ OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0"

_

図表 79 調達能力評価における評価指標

指標	リーダー	スキルの開発と展開	システムと	実現される結果
	シップ		プロセス	
主要	・ステークホ	調達コストにおける	・調達または請求に	・調達における
指標	ルダーの信	VFM 達成額の割合	要した平均コスト	VFM 達成額
	頼		・事前に合意された	・中小企業からの
	・事業者の信		契約 (フレームワー	調達金額
	頼		ク契約など) による	・サステナビリ
			調達金額の割合	ティ目標に対す
			・共同調達による調	る成果達成状況
			達金額の割合	
補助	・調達金額の	• 調達金額	・政府調達カードに	・物品の平均単価
指標	割合	・調達担当者の離職率	よる調達金額の割	
			合	
			・完了から 30 日以内	
			の支払の達成割合	
診断	・調達責任者	・資格を持った調達担	・カテゴリーマネジ	・事業者に対する
指標	のレベル	当職員の割合	メントを用いた調	顧客満足度
		・専門的研修を受けた	達金額の割合	
		調達担当者の割合	・電子調達による調	
		・調達担当者における	達金額の割合	
		外部人材の割合		
		・調達金額のうち、サ		
		プライヤーリレーシ		
		ョンシップマネジメ		
		ント(SRM)が活用		
		されている割合		

出典: OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0" に基づき PwC 翻訳

3) 調達能力評価における評価基準

第1回の評価では、調達能力評価の各評価項目は、以下のような基準によって評価さ れた。この評価結果は、赤から緑までの5段階に分けて示される255。

 $^{\rm 255}$ OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0"

図表 80 調達能力評価の評価基準

5	強力である	すべてにおいて強力な能力を有しており、最	緑
		高レベルのパフォーマンスを見せている。	
4	うまく対応している	能力不足に対しうまく対応がとられている。	黄色/緑
3	改善が必要である	重要だが危機的ではない問題に対する改善措	黄色
		置が求められている。	
2	緊急の改善が求められ	危機的な能力の欠如への改善措置が必要とさ	赤/黄色
	る	れている。	
1	深刻な懸念がある	能力の欠如に対し即座の介入が求められる。	赤

出典: OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0" に基づき PwC 翻訳

第2回の評価基準

第2回における評価も第1回と同様に、3分野9種の指標について5段階評価で行われる。OGC は各省庁による自己評価を支援するため、成熟度マトリクスと呼ばれる評価ツールを提供している。成熟度マトリクスは、第1回で使用した評価基準を基に策定されたものであるが、基準がより明確に示されている等、専門的知識や経験がなくとも一定の判断が可能なように考慮されたものとなっている²⁵⁶。

基本的には上記の図表と同様に5段階で上から緑、黄色/緑、黄色、赤/黄色、赤で示されることは同じである。第1回では、評価項目に関わらず同じ基準であったことに対して、第2回では緑、黄色、赤に該当する基準を各評価項目単位で明確化している。以下に、参考として成熟度マトリクスの一部を示す。

-

²⁵⁶ OGC, "PCR Maturity Matrix"

http://www.ogc.gov.uk/procurement_capability_reviews_pcrs_update_about_procurement_capability_reviews_pcrs.asp

図表 81 成熟度マトリクス(一部抜粋)

評価項目:スキルの開発と展開(調達活動における効果的な人材戦略)

5	優秀である	調達人材活用戦略が「Building the Procurement	緑
		Profession in Government」 ²⁵⁷ の方針を明確化した	
		ものであり、その戦略が実行され、調達担当者が成	
		果を最大化するよう配置されている。	
		職員が報酬体系および専門的育成システムについて	
		明確に理解し満足している。	
4	(緑と黄色の中間)		黄色/緑
3	目的に適合して	採用、長期育成計画、人材管理のための戦略が策定さ	黄色
	いる	れている。	
		高額で重要なプロジェクトやプログラムに、主要な人	
		材が効果的に配置されている。	
2	(黄色と赤の中間)		赤/黄色
1	改善が必要	調達人材を活用するための明確な戦略や契約マネジ	赤
		メントといった調達に係る多様な専門性への認識が	
		ない。	
		長期的な計画や報酬システム、人材採用システムがな	
		い、または限られている。	

出典: OGC, "PCR Maturity Matrix" ²⁵⁸ に基づき PwC 作成

(4) 評価結果

以下では、既に結果が公表されている第1回の評価結果について説明する。第1回の評価結果は、全省庁と各省庁個別の評価結果とに分けて公表されている。

全体評価結果

全体評価結果では、16省庁における調達マネジメント能力が、先述の通り3分野9種に分けられ5段階で示されている。この結果から、どの省庁も十分な調達能力を備えてはいないことが分かる²⁵⁹。

 $\verb|http://www.ogc.gov.uk/procurement_capability_reviews_pcrs_update_about_procurement_capability_reviews_pcrs.asp|$

²⁵⁷ 2009 年 6 月に GPS が提示した政府の調達人材強化方針

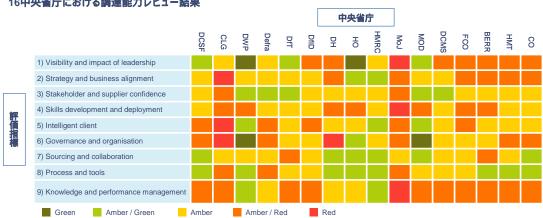
GPS(2009), "Building the Procurement Profession in Government"

 $^{^{258}}$ OGC, "PCR Maturity Matrix"

²⁵⁹ OGC (2009), "Procurement Capability Reviews End of Wave 1 Overview Report"

図表 82 調達能力評価結果

16中央省庁における調達能力レビュー結果



出典: OGC (2009), "Procurement Capability Reviews End of Wave 1 Overview Report"

個別評価結果

各省庁個別の評価結果では、3分野9種の各評価指標における詳細な問題点が指摘さ れている。また、問題点に基づいた提言もされており、各省庁は、これらの提言に基づ いた改善が求められている。例として、運輸省(Department for Transport)に対する 評価結果および提言を以下に示す260。

図表 83 運輸省における評価結果(抜粋)

(評価内容)

(4) 調達活動における効果的な人材戦略

評価:黄色

- ・優秀な調達管理者や契約管理者を採用・維持することが困難となっている。また、民 間企業と報酬規模を合わせることも困難になっている。
- ・雇用、報酬などに係る包括的な「人材戦略」が存在しない。長期計画が脆弱である。
- ・採用と人材維持が従来よりも改善している。

(提言)

(4) 調達活動における効果的な人材戦略

- ・報酬の多様性、専門家の採用、キャリア構築、長期計画に係る戦略を立案し、実行す る。
- ・意思決定におけるボトルネックを排除するため、および調達責任者を支援できる人材 を採用するために、上級職員の責任と権限を見直す。
- ・GPS と密に連携し、GPS のトレーニングプログラムへの参加を検討する。

出典: OGC, "Procurement Capability Review Programme Department for Transport" に基づき PwC 翻訳

²⁶⁰ OGC, "Procurement Capability Review Programme Department for Transport"

(5) 評価結果の活用

各省庁には、OGC による評価結果に基づいた改善計画の立案・公開が義務付けられている²⁶¹。改善計画では、OGC からの各提言に対応する形で改善内容および実施期限までが示されている。以下に、参考として、運輸省における改善計画の一部を示す²⁶²。

図表 84 調達能力評価結果に対する改善計画(運輸省)

取組/提言	目的	実施内容	実施期限
(4) 調達活動における効果的な	調達人材の拡充	適切な資格と経験を有する 調達人材の採用	2009年3月
人材戦略	個人および組織のニーズ に合った調達スキルを向 上させる、継続的専門教 育(CPD)の実施方法の 策定	組織の求めるスキルと個人 の継続的専門教育のニーズ を適合させる省庁全体にお けるトレーニングプログラ ムの構築	2009年4月
	人事との協働による長期 人材計画の策定	経験豊かな調達専門人材を 獲得・維持するための人事プロセス、報酬体系の確立	2009年3月
	個人の目標と調達業務の 目標を連動させる仕組み の確立	調達業務における目標と個 人の目標を連動させ報告す るシステムの確立	2009年4月

出典: OGC (2007), "Procurement Capability Review Programme Department for Transport" に基づき PwC 翻訳

.

 $^{^{261}}$ DfT, "Department for Transport Procurement Capability Review Improvement Plan" 262 OGC (2007), "Procurement Capability Review Programme Department for Transport"

6調査結果のまとめ

6.1 調達手法の改善

6.1.1 共同調達の推進のあり方

(1) 共同調達を推進する組織のあり方と情報管理

英国では共同調達を実施する役割を OGC 傘下の Buying Solutions が担っている。そのため、各政府機関は Buying Solutions と契約をすればすぐに共同調達を実施できる環境が整備されている。このような取組は共同調達を推進する上では、重要であると思われる。

また、共同調達の実施方法として、当初から共同調達の契約を複数の政府機関で実施するのではなく、既存の契約に他の政府機関が参画する形も取られている。その場合、共同調達を検討する政府機関にとっては、既存にどのような契約があるかを把握できる必要がある。そこで、英米ともにこのような契約のデータベースを整備して提供している。わが国でも、このような既存契約を活用した共同調達を実施する場合には、このような情報管理は推進する上で重要になる。

(2) 中小企業の参画機会への配慮

共同調達は、英国、米国ともに、スケールメリットを生かしたコスト削減効果が得られているとのことであり、効果的な取組であると考えられる。一方で、英国の課題に挙げられているように、集約化することで規模が大きくなることにより、中小企業の参入を阻害する可能性が生じる。

英国では、この中小企業の課題の対応策として、調達の分割等を検討することにより 規模を小さくすることや、下請けとして中小企業が参画できる可能性について検討する こととされている。このような下請けとしての参画は、わが国でも PFI 事業において行 われており、実効性があると思われる。

また、米国の場合は、発注者だけではなく、事業者側も一つの契約に複数以上の者が 参加するような枠組みがあり、このような枠組みであれば、中小企業も参加がしやすく なり、実際に米国では中小企業の機会拡大に寄与しているとのことである。

(3) 共同調達を実現するための契約条件

米国では、共同調達を行う場合に、契約時には大枠の数量について合意するものの、 詳細な発注量は参画する政府機関と事業者間で個別に取引する方法として数量不確定契 約という契約手法が認められている。わが国で共同調達を行う場合にも予め数量が確定 できない場合もあるため、このような契約条件により締結する方法は一案として考えられる。

6.1.2 競り下げ方式の留意点

競り下げ方式により調達を行う際に、談合を誘発する可能性が有識者から指摘されている。そのため、どのような情報を入札者に開示するかが重要になる。

米国の競り下げ方式の代表的なツールである FedBid の場合は、入札者自身の価格以

外は、その価格が最低価格かどうかしか開示しない。すなわち、他の入札者の情報を共 有しないことによりこのような談合の可能性を極力排除するようにしている。このよう な情報開示の範囲はわが国における導入の参考になると思われる。

6.1.3 政府調達カードの留意点

政府調達カードでは、英米ともに効果が得られている一方で、利用者による濫用の問題が生じていることについてそれぞれの国の会計検査院から指摘がなされている。このような対応策として米国会計検査院の以下の改善提案は参考になると思われる。このような内部統制の取組は民間企業において同種のカードを導入する際にも実施されており有効性があると思われる。

図表 85 米国会計検査院による調達カードの運用に関する課題に対する改善提案(再掲)

課題テーマ	米国会計検査院改善提案(例)	
内部統制の	・カード発行枚数の管理方針やカードの利用資格を明確に定め、利用	
欠陥	者を制限する。	
	・適切な利用限度額の設定に向けた方針を定める。	
	・カード調達のモニタリング活動において、人的リソースに不足がな	
	いか調査した上で、必要に応じて補充を行う。	
	・適切なトレーニングの実施と、実施の証跡を書類に残すことを義務	
	付ける。	
	・ガイドラインを改訂し、内部監査書類(抽出課題と改善提案を含む)	
	の作成と適切な管理者および管轄司令部への提出を必須とする。	

出典:米国会計検査院(2003)に基づき PwC 作成

6.1.4 調達方法論の整備

英国では、調達の基本的な実施プロセスについてのガイドラインや、共同調達や e オークション、政府調達カード等の調達手法についてのガイドライン、調達を実施する際の標準契約書等、調達方法論が充実している。米国においても 1990 年段後半から推進されてきた成果基準調達では、方法論が充実している。

このような方法論は、新しい取組を推進する上で、調達担当者の実行を支援するという観点から重要な取組であると思われることから、こうした方法論の整備は施策の導入と合わせて検討することが考えられる。

6.2 調達手続の改善

6.2.1 調達内容に応じた落札者の選定方式

英国の「経済的に最も有利な札」や米国のベストバリューは、価格のみならず質や成果とのバランスを踏まえて最も効果的な調達を推進する考え方である。このような考えに基づいているため、両国では対象となる物品やサービスに応じた調達方法が志向されている。

翻ってわが国の法制度を概観すると、会計法では、基本的には最低価格による選定を原則としており、価格以外の技術的な要素を含めた評価は例外的な扱いとなっている。 昭和 36 年の会計法の改正により、価格以外の要素を含めた落札方式である総合評価方式 の根拠となる規定が設けられたが、実際の適用は平成 2 年にスーパーコンピュータの購入又は借入に適用されることとされた以降であり、その後公共工事を中心に活用されているものの、総合評価方式は依然として例外的な取り扱いであることには変わりはないと思われる。

調達対象である物品やサービスの性質に応じた調達方法を採用することは、施策や事業の実現という観点からも重要であると思われる。

6.2.2 競争的交渉方式推進の留意点

各国において競争的交渉方式が導入されているが、その実施においては、以下の通り、 透明性・公平性・公正性や、調達期間、人材に係る懸念が示されている。わが国におけ る競争的交渉方式の導入における参考として以下にそれぞれの対応方法を整理する。

(1) 透明性・公平性・公正性の担保

米国の実施機関では、特定の入札者に帰属する情報以外は入札者間で共有することで公平性や公正性に配慮している。また、カナダでは独立した第三者が競争的対話の席に同席することやプロセスをチェックすることにより透明性・公平性・公正性を担保しているとのことである。EU指令でも全体の実施結果を文章化することが求められており、これらの取組は参考になると思われる。

一方、米国の現地ヒアリングでは、競争的交渉方式の一つである交渉契約は透明性・公平性・公正性の懸念はあるものの、通常の入札手続に比べて高い成果が期待されることから、採用しているとの意見もあり、透明性・公平性・公正性の懸念について完全な解決は難しいものの総合的判断で競争的交渉方式が有効であるとの見解もあった。

(2) 調達期間が長期間に渡ることへの対処

競争的交渉方式において期間が長期化することの問題点が見られるが、カナダの BC 州政府や米国においては、競争的交渉方式は必ずしも長期化しておらず、1 年以内に調達手続が完結していることを踏まえれば、調達期間を一定期間内に留めることは可能であると思われる。

一方、長期化自体を問題視するよりも市場形成が重要という意見もある。英国の事業者では、交渉期間が長期になることよりも結果として収益のある案件を確保できるかどうかが重要であるとの意見があった。すなわち、収益性が期待できる調達案件が継続的に発注されればその中の一部の案件を受注することにより、調達期間にかかる費用も回収できるため、その場合は交渉期間の長期化はそれほど問題にならないとの考えである。

このような意見を踏まえれば、民間企業の参入意欲への配慮という観点では、BC 州政府や米国の対応とともに、民間企業が関心を示す案件を継続的に発注するような市場形成を進めることも重要になると思われる。

(3) 人材の不足

競争的交渉方式において人材の不足は各国で共通している課題である。英国では、競争的対話を実施するガイドラインを財務省や各省で作成することで調達担当者のスキルの一定の底上げを図っている。また、英国やカナダの BC 政府では、交渉においては財務・法務のアドバイザーを活用することもその対応の一つとなっている。こうしたスキルの醸成や人材の活用は一つの参考になると思われる。

6.2.3 民のインセンティブの付与における留意点

事業者に対するインセンティブの付与は、入札への関心を高め競争環境の整備につながることから、重要な取組の一つであると思われる。

ただし、米国のインセンティブの付与で課題が生じているように、インセンティブの 仕組みの運用によっては、報奨などが無駄なコストにつながる可能性もある。米国の会 計検査院では、インセンティブの付与方法に関する目標金額の算出や報奨の根拠となる 目標について客観性の向上や根拠の拡充を求めており、こうした手続は必須であると思 われる。

また、OGC が公共工事の支払メカニズムで示しているように、インセンティブの付与についても得失があり完全な条件設定は考えにくいため、それぞれの調達する物品・サービスの特性に応じてインセンティブ付与の留意点を踏まえた運用をすることが重要になると思われる。

6.2.4 調達案件評価の活用

英国で行われているゲートウェイレビューは、一定の基準を満たす調達案件や政府機関の求めに応じて、OGC が客観的に調達手続の適正性を評価する取組である。この評価によって、評価対象の調達が適正化されることはもちろんのこと、実際の調達手続を進める上でのリスク管理にも用いられている。

このような手続は調達の適正化を進める上では一つの手段として有効であると思われる。

6.3 調達組織の構築

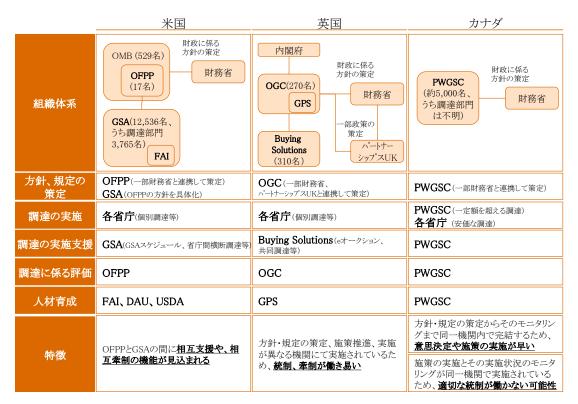
6.3.1 調達を推進する組織のあり方

今回の調査対象国である米国、英国、カナダの調達関連組織を整理すると役割分担や 各調達機関が有する機能等において違いが見られる。それを整理したものが以下の図表 である。

組織のあり方はそれぞれ、一長一短があるため、必ずしもどの組織が適切かという解は無く、わが国の現状の組織や目指す方向性を踏まえて参考にすることが肝要であると思われる。

ただし、いずれの国でも調達方針の策定や人材育成、調達の実施支援について専門機関を有するということでは共通しており、このような機能を有する組織を整備することの重要性を示していると思われる。こうした組織のあり方はわが国においても参考になると思われる。

図表 86 各国における調達関係組織の比較



出典:PwC 作成

6.3.2 政府機関内の調達体制のあり方

英国・米国ともに調達に専任している課長クラスの人材や、調達を専門とする人材が 配置されている。また、これらの人材には調達スキルを向上させるため、キャリアパス や専門的トレーニングが整備されている。

翻ってわが国の政府機関では、調達専任の課長クラスや調達分野を専門に育成される 人材を配置する例はほとんどみられないと思われる。調達業務の専門性や重要性を鑑み れば、今後、英国や米国を参考にしながら、調達分野において専門性を有する人材配置 を検討することは重要であると思われる。

6.3.3 調達支援組織のあり方

英国では、調達政策の立案・推進を専門とする OGC を設置するとともに、その傘下に e オークションや共同調達に用いるシステムおよび代行サービス等を提供する Buying Solutions を設置している。また、官民連携の分野では専門組織である Partnerships UK 等専門組織が存在する。これらの組織は、効果的な手法の確立や標準化を進めるガイドライン類の整備、個別案件への助言等を実施し、調達改革に寄与している。

上記の政府機関内の調達体制整備の検討と一体的にこうした調達支援組織を検討することは、わが国において調達の新たな取組を推進する上では重要になると思われる。

6.4 調達改革の推進

6.4.1 調達改革を推進するプログラムと目標値設定の重要性

各国では、調達改革を推進する様々なプログラムや制度が実施され、実行されてきた。 政府全体で調達改革を進めるでは、このような改革プログラムを策定し、一定の義務付けを行うことが重要であると思われる。

また、特に英国や米国で導入されている調達改革プログラムに数値目標が掲げられて おり、各政府機関はその達成を義務付けられている。このような目標設定は、改革の推 進力・実行力を向上させることに寄与していると思われる。

ただし、その場合の目標数値の設定方法や測定方法に留意が必要であると思われる。 英国では、実際に生じたコスト削減金額のみならず、同じコストで質が向上したような 場合についてもこの質の向上を金額換算して計上している。この場合、コスト面以外の 評価が可能になる一方で、その数値の客観性に関する問題や、財政面での寄与の把握が 困難になると思われる。よって、わが国において数値目標の導入を検討する場合には、 導入目的、期待する効果を踏まえて、どこまでを数値化するか、それをどのような形で 開示をすべきか、を十分に検討することが重要になると思われる。

6.4.2 官のインセンティブの付与

調達改革を進める上では上記の改革プログラムとともに職員の動機付けも重要な要素として考えられる。

英国やカナダでは、政府職員に対して、個人業績の賞与への反映や優れた取組に対する表彰等がおこなわれている。こうしたインセンティブは各政府機関の全般の活動が対象になっていることから、調達分野においても適用されると思われる。

わが国においても今後新しい調達の取組や調達における効率化を目指すためには、このような給与面や表彰等のインセンティブの一層の活用を検討する価値があると思われる。

6.4.3 調達情報の管理と活用

英国の共同調達やカテゴリーマネジメントの取組で見られるように、効果的な調達方法を推進するためには、調達する物品やサービスに応じて、現状を把握するための調達分野ごとのデータ分析、それに応じた対応策の検討が重要であると思われる。具体的には、英国では、先述の共同調達において既存契約の情報を管理するデータベースが整備されているし、米国では、過去実績情報の活用においてもこれらの情報を蓄積するデータベースが蓄積されている。

このように、調達改革を進める上では、その実行を支える調達実績等の情報管理が重要になっている。よって、わが国においても調達改革を進める上では、その取組を支える情報を検討し、情報管理の強化を一体的に進めることが重要になると思われる。

6.4.4 監査組織のあり方

英国の会計検査院、米国の会計検査院では、本報告書で示しているように、調達の取組について監査を実施する際に、その問題点の指摘にとどまらず、根源的な問題につい

ての指摘や改善点の提案を実施している。特に、英国では優れた取組の推進についても 言及しており、調達カードの活用等については、活用を奨励している例も見られる。

今後、調達の効率化を継続的に進めるためには、このような監査・内部統制の機能を 強化していくことも重要であり、英国や米国の監査のあり方は一つの参考になると思わ れる。

7出典資料

(1) 英国

- 2020 Public Services Trust (2011), "Payment by Outcome A Commissioner's Toolkit"
- 4ps, "a map of the PFI process using competitive dialogue"
- BSF, "BSF GUIDANCE NOTE —How to Conduct a Competitive Dialogue Procedure—"
- Buying Solutions (2004), "GPC Implementation Guide"
- Buying Solutions (2007), "eAuctions Summary Statistics 2003-07"
- Buying Solutions (2009), "GPC Annual Report 2009"
- Buying Solutions , "About Buying Solutions" http://www.buyingsolutions.gov.uk/aboutus/
- Buying Solutions, "Calendar as of 20 October 2010"
- Buying Solutions, "Frequently Asked Questions" http://www.buyingsolutions.gov.uk/categories/eCommerce/eAuctions/aggregated/faq/
- Centre of excellence, "Collaborative sourcing of Agency Staff using e-tendering and e-auction processes" http://www.rcoe.gov.uk/rce/aio/21841
- Competitive Dialogue in 2008 OGC/HMT guidance on using the procedure
- Department of Health (2005), "Gershon Efficiency Programme 2004-2008, Efficiency Technical Note"
- DfT, "Department for Transport Procurement Capability Review Improvement Plan"
- DH, "The Private Finance Initiative How to conduct a Competitive Dialogue Procedure"
- "DIRECTIVE 2004/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004"
- EXPLANATORY NOTE COMPETITIVE DIALOGUE CLASSIC DIRECTIVE 2.1
- "Government Resources and Accounts Act 2000"
- GPS (2009), "Building the Procurement Profession in Government"
- GPS (2010) "Building the Procurement Profession in Government: Career Management Discussions"
- GPS (2010) "Career Routs for Procurement and Contract Management Professionals"

- GPS, "About GPS" http://www.ogc.gov.uk/introduction_to_the_gps_about_gps.asp
- GPS, "CPD Model"
 http://www.ogc.gov.uk/my_continuous_professional_development_cpd_v2_cpd_model.asp
- GPS, "GPS Online" http://www.ogc.gov.uk/groups_and_networks_gps_online.asp
- Highway Agency (2006), "Toolkit for Local Transport Highways Efficiency Gains"
- HM Government (2007, "Measuring and Reporting Efficiency Gains"
- HM Treasury (2007), "Transforming government procurement"
- HM Treasury (2008), "2004 Spending Review: final report on the efficiency programme"
- HM Treasury (2010), "Corporate governance code for central government departments"
- HM Treasury "REVIEW OF CIVIL PROCUREMENT IN CENTRAL GOVERNMENT" (1999)
- HM Treasury, Review of Competitive Dialogue
- London Borough of Newham (2005), "London Borough of Newham E-Auction Case Study"
- NAO (2003), "New IT systems for Magistrates' Courts: the Libra project"
- NAO (2004), "Improving Procurement Progress by the Office of Government Commerce in improving departments' capability to procure cost-effectively"
- NAO (2006), "Assessing the value for money of OGCbuying.solutions"
- NAO (2008), "The use of sanctions and rewards in the public sector"
- NAO (2010), "A review of collaborative procurement across the public sector"
- NAO, "Modernizing Procurement"
- NAO, Improving the PFI tendering process
- National School of Government, "What we do" http://www.nationalschool.gov.uk/about_us/whatwedo.asp
- National School of Government, "Who we are" http://www.nationalschool.gov.uk/about_us/whoweare.asp
- OGC (2004), "think smart...think voluntary sector!"
- OGC (2005), "Smaller supplier... better value? The value for money that small firms can offer"
- OGC (2006), "Olympic Delivery Authority Delivery Partner Procurement using Competitive Dialogue"
- OGC (2006), "saving money with the government procurement card"
- OGC (2007), "OGC Gateway Process Review 0: Strategic assessment"
- OGC (2007), "Procurement and contract strategies"
- OGC (2007), "Procurement Capability Review Programme Department for Transport"
- OGC (2009), "Aggregation-Is bigger always better?"

- OGC (2009), "Case Study of the Competitive Dialogue Procedure"
- OGC (2009), "Competitive Dialogue Case Study: A bidder's perspective"
- OGC (2009), "Energy buying: The effective way to manage risk"
- OGC (2009), "OGC Annual Statement 2009"
- OGC (2009), "Procurement Capability Reviews End of Wave 1 Overview Report"
- OGC, "About Procurement Capability Reviews (PCRs)"
 http://www.ogc.gov.uk/procurement_capability_reviews_pcrs_update_about_procurement_capability_reviews_pcrs.asp
- OGC, "An Introduction to Public Procurement" http://www.ogc.gov.uk/policy_and_standards_framework_introduction_to_public_procurement.asp
- OGC, "eAuction decision tool" http://www.ogc.gov.uk/eprocurement_getting_started.asp
- OGC, "eAuction Readiness Tool" http://www.ogc.gov.uk/categories_of_spend_readiness_tool.asp
- OGC, "Government Procurement Card Benefits" http://www.ogc.gov.uk/tools___services_government_procurement_card_4732.asp
- OGC, "GPC Frequently Asked Questions" および OGC (2006), "saving money with the government procurement card"を基に作成
- OGC, "OGC Gateway Review for Programmes & Projects" http://www.ogc.gov.uk/what_is_ogc_gateway_review.asp
- OGC, "Our Policy on SMEs" http://www.ogc.gov.uk/documents/SMEs(1).pdf
- OGC, "Payment Card Solutions & Associated Services (GPC 3)"
 http://www.ogc.gov.uk/tools___services_government_procurement_card.asp
- OGC, "PCR Maturity Matrix" http://www.ogc.gov.uk/procurement_capability_reviews_pcrs_update_about_procurement_capability_reviews_pcrs.asp
- OGC, "policy principles Collaboration" http://www.ogc.gov.uk/documents/Collaboration_policy_statement.pdf
- OGC, "Procurement Capability Review Model and Standards Framework Version 4.0"
- OGC, "Procurement Capability Review Programme Department for Transport"
- OGC, "Procurement Capability Reviews (PCRs) Tranche One" http://www.ogc.gov.uk/procurement_documents_procurement_capability_reviews.
 asp
- OGC, "Procurement Capability Reviews: Wave Two self-assessment" http://www.ogc.gov.uk/procurement_capability_reviews_procurement_capability_reviews_wave_two_self-assessment.asp
- OGC, "Self Assessment Process" http://www.ogc.gov.uk/documents/PCR_Process.pdf

- OGC, "The eight step e-auction process" http://www.ogc.gov.uk/categories_of_spend_the_eight_step_eauction_process.asp
- OGC, "Who we are About OGC" http://www.ogc.gov.uk/about_ogc_who_we_are.asp
- OGC, "Zanzibar" http://www.ogc.gov.uk/markets_and_collaborative_procurement_zanzibar.asp
- OGC/HMT, "Competitive Dialogue in 2008 OGC/HMT guidance on using the procedure"
- OGC/NAO, "Good practice contract management framework"
- ProcServe (2009), "Zanzibar Managed eProcurement Service)
- ProcServe, "Buyer FAQ" http://www.procserve.com/solutions-and-services/buyer-faqs.html
- ProcServe, "Supplier FAQ" http://www.procserve.com/solutions-and-services/363/supplier-faqs.html
- Sir Peter Gershon, CBE (2004), "Releasing resources to the front line"
- "the Public Contracts Regulations 2006"
- Trading Partners, "Success Story" http://distribution.activant.com/about/tpcx-customers.html
- Treasury Financial Manual for Guidance of Departments and Agencies
- "Utilities Contracts Regulations 2006"
- 内閣府(2006年)「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査」
- 内閣府(2010年)「市場化テストの事業評価等に関する調査」

(2) 米国

- "Acquisition Career Management Information System" http://www.acmis.gov/
- "Army Knowledge Leaders Program (AKL)" http://ciog6.army.mil/ArmyKnowledgeLeaders/tabid/69/Default.aspx
- "Increasing the Use of Performance-Based Service Acquisition"
- "P.L.108-136, Services Acquisition Reform Act of 2003"
- "US Code, Title41, Chapter7, \$ 405"
- APC/LAPC (2000), "Purchase Card Program Guide"
- DAU, "About DAU" http://www.dau.mil/aboutDAU/default.aspx
- Department of the Treasury, "Treasury Financial Manual for Guidance of Departments and Agencies"
- DoD, "Contract Pricing Reference Guides"
- DOE (2005), "Acquisition Guide (December 2005)"
- DOE (2005), "Source Selection for the Source Selection Official"
- FAI, "About FAI" http://www.fai.gov/about.asp
- FAI, Certification and Career Development Programs http://www.fai.gov/certification/index.asp

- FAI ホームページ http://www.fai.gov/sturep.asp
- FedBid (2010), "FY 201006 BUYER TRAINING PPT"
- FedBid (2010), "Standard_Presentation_20100131"
- FedBid (2011), "201101 general overview" http://www.fedbid.com/dictator/media/68/201101_general_overview.pdf
- FedBid, "Buyer Frequently Asked Questions (FAQs)" http://www.fedbid.com/buyers/faq/
- FedBid, "FedBid's Value Proposition for Sellers" http://www.fedbid.com/sellers/results
- FedBid, "FedBid's Value Proposition for Buyers" http://www.fedbid.com/buyers/results
- FedBid, "Seller Frequently Asked Questions (FAQs)" http://www.fedbid.com/sellers/faq/#anchor2
- "Federal Acquisition Circular 2005-07"
- "Federal Acquisition Regulation"
- "Federal Acquisition Streamlining Act of 1994"
- GAO (1990), "Cash Management: Benefits and Limitations of the Small Purchases Credit Card Program"
- GAO (1996), "Acquisition Reform: Purchase Card Use Cuts Procurement Costs, Improve Efficiency"
- GAO (2003), "Electronic Procurement: Business Strategy Needed for GSA's Advantage System"
- GAO (2003), "GAO-Purchase Cards: Steps Taken to Improve DOD Program Management, but Actions Needed to Address Misuse"
- GAO (2004), "GAO-Purchase Cards: Increased Management Oversight and Control Could Save Hundreds of Millions of Dollars"
- GAO (2005), "Further Actions are Needed to Strengthen Contract Management"
- GAO (2008), "Bid Protest Regulation"
- GAO (2009), "Bid Protests at GAO: a Descriptive Guide"
- GAO (2009), "GAO BID PROTEST OVERVIEW"
- GAO (2010), "GAO Bid Protest Annual Report to the Congress for Fiscal Year 2010"
- "Graduate School, "Welcome to the Graduate School!"
 http://graduateschool.edu/index.php?option=com_content&task=view&id=35&Ite
 mid=281
- GSA (2000), "Reverse Auction Notice »
- GSA, "GSA Schedules" http://www.gsa.gov/portal/content/197989
- GSA, ホームページ

 $http://www.gsa.gov/Portal/gsa/ep/contentView.do?pageTypeId=8199\&channelId=13260\&P=XAP\&contentId=23068\&contentType=GSA_BASIC$

- Ibid (1993), "National Performance Review –Lower Costs and Reduce Bureaucracy in Small Purchase Through the Use of Purchase Cards"
- IPA(2004 年)「政府 IT 調達におけるインセンティブ付契約の適用に関する調査 調 査報告書」
- Maxwell AFB (2007), "SOLICITATION, OFFER AND AWARD"
- National Contract Management Association (2010), "GSA Federal Supply Schedule, GWAC, and MAIQ Contracts"
- OFPP (2005), "Policy Letter 05-01, Developing and Managing the Acquisition Workforce"
- OGC, "Cardholder Instruction Manual" http://www.ogc.gov.uk/documents/GPCCardholderInstructionManual.pdf
- OMB (1997), "The Multiagency/GWAC Program Managers Compact"
- OMB (2008), "Improving the Management and Use of Interagency Acquisitions"
- OMB (2009), "Acquisition Workforce Development Strategic Plan for Civilian Agencies – FY 2010-2014"
- OMB (2009), "Memorandum on Government Contracting"
- OMB (2010), "The Accountable Government Initiative an Update on Our Performance Management Agenda"
- OMB, "Office of Federal Procurement Policy Interagency Acquisition" http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/procurement/interagency_acq/general info.html
- USAID (2002), "Audit of USAID's Governmentwide Commercial Purchase Card Program, Audit Report No.9-000-02004-P"
- 東京大学公共政策大学院(2008 年)「米国政府のパフォーマンス基準契約による調達 (PBA)の状況」

(3) フランス

- "DIRECTIVE 2004/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts"
- "EXPLANATORY NOTE COMPETITIVE DIALOGUE CLASSIC DIRECTIVE 2.1"
- Ministère de l'Éducation nationale (2010), "Service d'Information et de Communication"
- "PUBLIC PROCUREMENT CONTRACTS CODE"
- 内閣府(2006年)「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査」

(4) カナダ

 PWGSC, "Our Business" http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/apropos-about/ctvts-bsnss-eng.html

- PWGSC, "Our History" http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/apropos-about/histoire-history-eng.html
- Treasury Board of Canada Secretariat (2007), Directive on the Performance Management Program (PMP) for Executives

(5) 日本

- 会計法
- 内閣府(2006年)「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査」
- 内閣府(2007年)「PFI推進委員会報告」
- 横浜市(2009年)「市指定管理者制度運用ガイドライン」

8用語集

用語	国	定義
4Ps	英国	Public Private Partnership Programme、官民パートナーシッププログラム。
ACC	米国	Acquisition Community Connection。DAU によって設置された調達に関係する人々の教育・情報シェアを目的としているオンラインコミュニティ。
AKL	米国	Army Knowledge Leaders Program。国防総省が実施している軍事IT関連のプロジェクトマネジメントスキル向上を狙った雇用・教育プログラム。
BSF	英国	Building School for the future。民間事業者とともに自治体も出資して地方教育パートナーシップを組成して、それがSPC の株式を保有した上で事業の計画から遂行まで官民が共同して推進する枠組みのこと。
Buying Solutions	英国	OGC 傘下に設立された調達関連サービスを提供する組織。
CIPS 認定	英国	Chartered Institute of Procurement Entry Scheme。・調達専門家(CIPS)になるための基礎研修として設計された認定プログラム。
CPAF	米国	Cost-plus-award-fee contracts (報奨付実費償還型契約)。FAR によって規定されている事前に定めた評価手続に従って一定の報酬金額を報奨として与える実費償還型契約のひとつ。
CPFF	米国	Cost-plus-fixed-fee contracts (確定報酬付実費償還契約)。FAR によって規定されている事前に定めた金銭的報酬を与える実費償還契約のひとつ。
CPIF	米国	Cost-plus-incentive-fee contracts (報酬付実費償還型契約)。FAR によって規定されている目標価格と実際価格の差額を基に、関数式に従って金銭的報酬を与える実費償還契約のひとつ。
DAU	米国	Defense Acquisition University (防衛大学校)。国防総省によって設立された主に国防総省関連省庁の調達プロジェクトにおける質の向上、人材育成を目的とする専門教育機関。
e-Japan	日本	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を内閣に設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策。

用語	围	定義
EU 委員会	EU 諸国	European Commission。EU における条約の規定、基本条約に基づく決定がしかるべく適用されるように図るEUの行政執行機関。
EU 指令	EU 諸国	DIRECTIVE 2004/18/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004。 EU における公共調達に関する総則規定。
e オークション	英国	英国におけるオンラインで競り下げ方式を実施するための 手法。オンラインリバースオークションとも呼ばれる。
FAR	米国	Federal Acquisition. Regulations(連邦調達規則)。米国連邦政府の調達に関する総則規定。
FedBid	米国	FedBid 社によって提供されている競り下げ方式のサービス。
FFP	米国	Firm-fixed-price contracts (完全定額契約)。FAR によって規定されている事前に定めた金銭的報酬を与える定額契約のひとつ。
FPAF	米国	Fixed-price contracts with award fees (報奨付定額契約)。 FAR によって規定されている事前に定めた評価手続に従って一定の報酬金額を報奨として与える定額型契約のひとつ。
FPI	米国	Fixed-price incentive contracts (インセンティブ付定額契約)。 FAR によって規定されている目標価格と実際価格の差額を基に、関数式に従って金銭的報酬を与える定額型契約のひとつ。
GPS	英国	Government Procurement Service(政府調達サービス)。 OGC 内に設置された 1100 人の各政府機関における調達 担当者からなるコミュニティ組織。
GPS オンライン	英国	GPS Online。調達に関係する人々の教育・情報シェアを目的として設置されているオンラインツール。
GSA	米国	General Services Administration(一般調達局)。政府における資産の経済的で効率的な管理・運用を目的とする組織。具体的な実施基準の策定や、調達施策の実施、調達支援なども担当している。
GSA アドバンテージ	米国	GSA Advantage。GSA によって開発され、1995 年から運用が開始されたインターネット上の電子カタログ。
GSA スケジュール	米国	GSA Schedules。GSA によって結ばれる長期間の政府横 断型契約の総称。
ITIL	英国	OGC が、IT サービス管理・運用規則に関するベストプラクティスを調和的かつ包括的にまとめた一連のガイドブック。

用語	匤	定義
KPI		Key Performance Indicator、重要業績指標。 具体的な業務
	-	プロセスをモニタリングするために設定される諸指標のう
		ち、特に重要度の高いもの。
		Local Improvement Finance Trust。複数の初診診療施設を
LIFT	英国	一括で整備し、その施設及びサービスを医師等にリースす
		る手法。
		La loi organique relative aux lois de finances du premier
LOLF 改革	フランス	août 2001 (予算組織法)改革。 フランスにて近年進められ
		ている財政・予算・公会計の一体改革。
NHS	英国	National Health Service (国営医療サービス事業)。
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	#=	英国で医療サービスを提供する NHS 傘下の地域ごとの独
NHSトラスト	英国	立した病院等の医療機関。
		Office of Federal Procurement Policy(連邦調達政策室)。
OFPP	米国	連邦政府全体の調達を統括し、また統一された調達制度
		を整備する目的で OMB 内に設置された組織。
	#=	Office of Government Commerce(商務局)。英国の中央政
OGC	英国	府における調達政策・方針の全般を統括する組織。
		Office of Management and Budget(行政管理予算局)。連
ОМВ	十 米国	邦政府予算の編成などを主に担当する行政機関。調達の
		推進も担当する。
	#=	パートナーシップス UK。PPP に関連するガイドラインの動
Partnerships UK	英国	備や助言、プロジェクトの情報管理等を行う組織。
		Private Finance Initiative。公共施設等の建設、維持管理、
PFI	-	運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し
		て行う新しい手法(内閣府ホームページ)
		Past Performance Information Retrieval System (過去実
PPIRS	米国	績情報検索システム)。各政府機関が業務実施後評価を
		入力し、その情報を参照する事の出来る情報システム。
555		Public Private Partnership、官民パートナーシップ。官民連
PPP	-	携による、公共サービスの民間開放のこと。
РТА		配分比率適用限界コスト。リスクを受注者に負わせること
	-	で、発注者が上限価格以上の支出をしないようにする分岐
		点。
PWGSC		Public Works and Government Services Canada (公共事
	カナダ	業・政府業務省)。調達や資産管理、給与・年金、情報管
		理など、政府における共通業務を幅広く担当する機関。
RGPP	7=>.7	Révision générale des politiques publiques。サルコジ政権
	フランス	下にて勧められた政策・施策・事業の見直しの取組。
L	1	1

用語	国	定義
		Value for Money。コストに対して最も優れたサービス提供
VFM	-	や成果をめざす考え方。英国では政策や事業等の意思決
		定に頻繁に用いられる。
		政府調達に関する協定(Agreement on Government
WTO 政府調達協定	-	Procurement、GPA)。WTO(世界貿易機関)によって 1996
		年に発行された政府調達に関する国際条約。
7	* 0	ProcServe 社によって運営される英国の公的機関を対象と
Zanzibar	英国	した電子カタログサービス。
7 D NAME	水 园	事前に定めた評価手続に従って一定の報酬金額を報奨と
アワード型契約 	米国	して与える契約手法。
ノン・サン・ニ・ゴモリキリをク	水田	目標価格と実際価格の差額を基に、関数式に従って金銭
│ インセンティブ型契約 │	米国	的報酬を与える契約手法。
英国会計検査院	英国	National Audit Office (NAO),
エンカ プニノブマ		Enterprise Architecture(EA)。大規模な組織の業務手順
エンタープライズアー	-	や情報システムの標準化、組織の最適化を進め、効率よ
キテクチャー 		い組織の運営を図るための方法論。
オープンブック方式		入札前に入札参加希望者が、契約を予定する事業者名や
オーフフフック万式 	-	予算、単価を発注者に示す方式。
소박:	日本	昭和 22 年法律第 35 号。日本政府の調達に関する総則規定。
会計法	口华	
下院会計委員会	英国	Public Accounts Committee (PAC).
カテゴリーマネジメン	 英国	調達する物品やサービスごとに調達の戦略を策定し、効
٢	大田	率的な調達方法を検討するための方法論。
 簡易調達手続	 米国	Simplified Acquisition Procedures。FAR に規定されている
自勿前注于沁	小田	少額調達向けの簡易手続。
		Level Of Effort。 FAR によって規定されている契約時点に
間接作業型契約	米国	合意された作業単位(必要な作業時間等)ごとの固定価格
		に基づき、報酬が支払われる契約。
		公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争
官民競争入札	-	入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサ
		ービスの提供を担う仕組みのこと。(内閣府ホームページ)
競争的交渉方式	_	入札公告後に官民で相対して質疑応答や入札内容につい
		ての確認を行う等の取組を行う調達手続。
競争的対話手続		Competitive Dialogue Procedure。EU 指令によって規定さ
	EU 諸国	れている入札公告後に官民で相対して質疑応答や入札内
		容についての確認を行う等の取組を行う調達手続。
共同調達	_	政府機関内の複数組織間や複数の政府機関間等におい
		て共通で調達する物品・サービスを一括して調達すること

用語	围	定義	
		により、コスト削減や事務手続等の負担の軽減を図る取組	
国の物品等又は特	日本	昭和 55 年大蔵省令第 45 号。WTO 政府調達協定上の調	
定役務の調達手続		暗和 33 千八殿首マ第 45 号。WIO 政府嗣廷励定工の調 達手続に関する省令。	
の特例を定める省令		连子統に関する目で。	
国の物品等又は特		 昭和 55 年政令第 300 号。WTO 政府調達協定上の調達手	
定役務の調達手続	日本	続に関する政令。	
の特例を定める政令		かしに対けるかなく。	
 継続的専門教育	 英国	Continuous Professional Development (CPD)。調達分野	
MET ISSUED	7 7	に係る政府職員の継続的なスキル強化を目指す取組。	
 契約業務コンピテン		Workforce Competencies Survey。契約業務担当の職員を	
シー調査	米国	対象にしたコンピテンシーの獲得状況に関するオンライン	
- H3-E		アンケート調査。	
 契約事務取扱規則	日本	昭和 37 年大蔵省令第 52 号。 会計法を補完する日本政府	
2 (m3 3 3 3 3) N3 / N3 / N3 / N3 / N3 / N3		の調達に関する省令。	
		Contracting Officer。米国連邦政府における調達人材の職	
契約担当官	米国	階のひとつ。大規模な支出や契約の承認の権利が認めら	
		れている。	
 ゲートウェイレビュー	英国	Gateway Review Process。商務局が定めた、調達プロセス	
		のあり方に関する審査プロセス。	
 公開手続	 EU 諸国	Open Procedure。EU 指令によって規定されているわが国の一般競争入札に該当する調達手続。	
 公共契約法典	フランス	Code des Marchés Publics。フランス政府の調達に関する	
		総則規定。	
		Negotiated Contract。提案要請書で提案を呼びかけ、最も	
		優れた提案書を提出した事業者と契約する調達手続。	
交渉契約	米国	FARによって入札者と提示提案内容の欠点等について議	
		論する機会を持つことが認められている。単独調達と競争	
		調達に分けられる。	
華名知 法	VI	Competitive Acquisitions。 FAR によって規定されている調	
競争調達 	米国	達手続。プレゼンテーションとベストバリューに分けられ	
		る。 「#ining Programs 英国財務少にトーナサルナヤフ	
効率化プログラム		Efficiency Programme。英国財務省によって推進される、 2004年7月ピーター・ガーション氏によって公表された「フ	
	英国		
	大田	ロントラインへの政府資源の移転(Releasing resources to the front line)」に基づ〈公共サービスの効率化に向けたプ	
		「ログラム。	
 購買供給コンピテン		Certificate of Competence in Purchasing and Supply。行政	
瞬負供給コンピアン	英国	官、調達分野における業務担当者としての基礎知識、基	
		ロ、呼ばればにのける未切に当日といくのを拠れ越、を	

用語	国	定義
		礎スキルを養う目的で設計された認定プログラム。
公平性監視官	F	Fairness Officer。ブリティッシュコロンビア州政府において
	カナダ	競争的対話方式の対話実施時に配置される対話の公平
		性を監視する担当者。
		National School of Government。英国政府職員に対し、教
 国立公務大学校	英国	│ │ 育コースを提供し 、キャリアマネジメントプログラムを実践
		 するための研修、資格認定を行っている教育機関。
コスト削減インセンテ		FAR によって規定されているコスト削減に対して与えられ
ィブ	米国	るインセンティブ。
		Service Acquisition Reform Act (SARA)。2003年11月に制
		 定された調達業務に必要な専門性の向上や専門家の雇
サービス調達改革法	米国	用のための支援策、各政府機関に最高調達責任者のポス
		 トを設置することを規定した法律。
		Chief Acquisition Officer。各政府機関内において、調達に
最高調達責任者	米国	 係る専門的アドバイスを提供し、調達マネジメントに係る責
		任を負う役割。
		Expenditure Review Committee。2004 年度からの政府全
歳出見直し委員会	カナダ	・ 体での効率化における取組みの中心となった組織。
		Shared Service。間接業務をグループ内の1カ所に集約し、コストの低減を図る経営手法。
シェアード・サービス	-	
成果基準調達	米国	Performance Based Acquisition (PBA)
		政府の支出計画、予算、決算において、非財務資源をも含
資源会計	英国	めた経済資源に基づきこれらを統合的に行うことを目的と
		する制度。
ch ## /25\PB TU +TI //-	米国	Cost Reimbursement。FAR によって規定されている際に掛
実費償還型契約		かったコストに応じた報酬が支払われる契約。
46 ch 77 Tm +v		公共施設の運営を、その使用許可も含めて包括的に委託
指定管理者 	日本	された民間事業者。
少額購入	米国	Micro-Purchase。\$3,000 以下の購入のこと。
		CIO 補佐官。各府政府機関において、府省内の業務・シス
情報化統括責任者	n+	テム分析・評価、および最適化計画の策定に当たり情報化
補佐官	日本 	統括責任者および情報システム統括部門に対して支援·
		助言を行う職。
新卒者向け調達プロ グラム		The Government Procurement Graduate Scheme。新卒職
	*6	員を対象とした調達エントリープログラムのひとつ。厳しい
	英国 	採用審査による調達分野における優秀な人材採用と、採
		用人材の資格取得を支援する取組。
ストラクチャード・ファ	-	資産を証券化する等の仕組み(structure)を利用し、市場リ

用語	国	定義
イナンス		スク・信用リスク等をコントロールする金融技術
		Indefinite-Quantity Contract (IDIQ)。契約期間中に調達す
数具不被空型却始	VI	る調達対象の物品·サービスの量·範囲については上限·
数量不確定型契約	米国	下限のみを明示し、具体的な数量・範囲を明示せず、都度
		の発注時にこれらの数量・範囲を指定する契約。
		Payment by Outcome。事業の成果として計測可能な指標
成果基準報酬	英国	を設定し、その指標の計測結果を報酬と連動させるインセ
		ンティブ形態の一つ。
成果向上インセンテ	 米国	FAR によって規定されている成果の向上に応じて与えられ
ィブ	小国	るインセンティブ。
制限手続	EU 諸国	Restricted Procedure。EU 指令によって規定されているわ
טעיי ר צ אן ניקו		が国の指名競争入札に近い調達手続。
		Government-wide Acquisition Contract (GWAC)。FAR に規
政府横断型調達契	 米国	定されている共同調達契約形態のひとつ。 契約対象は IT
約	八日	関連の商品・サービス、契約締結機関は OMB により権限
		を与えられた政府機関。
政府契約規則	英国	Public Contract Regulation。英国政府の調達に関する総
DX/13 7C/M3/96/3	XII	則規定。
」 政府調達カード	_	旅費や書籍等の小口の調達について決裁をすることが可
27/13 11/12/2011		能な政府職員が用いるカード。
		予め決められた期間内に複数回に渡って入札を繰り返す
競り下げ方式	-	ことができる手法。一般的なオークションとは逆に価格を下
		げることから、リバースオークションとも呼ばれる。
単独調達	 米国	Sole Source Acquisitions。 FAR によって規定されているわ
		が国の随意契約にあたる調達手続。
 調達エントリープログ		Procurement Entry Scheme。GPS を中心に調達分野にお
ラム	英国	ける優秀な人材の採用と、採用人材の育成を目的として実
		施されているプログラム。
調達キャリアマネジメ	W =	Acquisition Career Management Information System
ント情報システム	米国	(ACMIS)。連邦調達研究所の運営する調達労働力の状況
		を管理するためのシステム。
調達責任者		Commercial Director。調達の実務責任者として各政府機
	英国	関に設置されている役割。調達責任者を中心として、調達
		戦略の立案や契約管理、調達事務、資産管理等に従事す
		る職員により調達部門が構成されている。
調達専門官	米国	Acquisition Specialist。米国連邦政府における調達人材の
知法におけて同点が	サロ	職階のひとつ。契約担当官の補佐を担当する。
調達における国家公	英国	Fast Stream Procurement Placement。 優秀な資質を持っ

用語	国	定義
務員上級候補者向		た新卒者を雇用・育成するためのプログラム。
けプログラム		
		Procurement Capability Reviews (PCRs)。中央省庁にお
調達能力評価	英国	ける調達マネジメント能力を把握するために OGC の主導
		により実施される評価の取組。
提案要請書		Request for Proposal(RFP)。発注者が調達をする際に、
「灰 采女胡盲	-	発注先に対して示す調達用件の仕様書。
定額型契約	米国	Fixed Price。 FAR によって規定されている契約金額が固定
上 在	小国	された契約。
		主にインターネット上において事業者が提供する物品やサ
電子カタログ	-	ービスを提示し、調達担当者はそこで開示される情報に基
		づいて発注することができる調達支援手法の一つ。
		行政サービスの提供と行政部門の業務効率向上と、国民
電子政府構築計画	日本	が必要な時に必要な情報を入手し、国民が発言でき、国
		民が参画できる社会の実現を目指して策定された計画。
 入札異議申し立て制		Bid Protest。入札者が落札結果に疑義がある場合、入札
大化兵磁中の立て前	米国	を実施した政府機関を訴え、落札結果の再考を求めること
及		を認める制度。
 年次人員レポート	 米国	Workforce Reports。 職階制に基づいた調達人員の年次調査レポート。 FAR によって規定されている納期の短縮に応じて与えられ
十八八貝レホー	小田	
納期短縮インセンテ	 米国	FAR によって規定されている納期の短縮に応じて与えられ
ィブ	小田	るインセンティブ。
 農務省大学院	 米国	USDA Graduate School。農務省によって設置された全政
展初自八子机	小田	府職員を対象とした教育機関。
		Sealed Bidding。FAR によって規定されている公開での入
 封印入札	 米国	札および開札を行った上で最低価格を入札した事業者と
23007(10	小田	契約する調達手続。わが国における一般競争入札最低価
		格落札方式と同等。
		Multi-Agency Contract (MAC)。 FAR に規定されている共
複数機関型契約	米国	同調達契約形態のひとつ。契約対象は物品・サービス全
		般、契約締結機関は各政府機関。
フレームワーク契約		EU 指令で認められている契約手段の一つ。これは、物品・
		サービスの提供条件や大枠の契約内容について事前に合
	英国	意を結ぶもの。実際にその物品・サービスが必要になった
		場合、フレームワーク契約の参加企業内で価格入札や特
		定企業と随意契約を結ぶ。
プレゼンテーション	 米国	Oral Presentations。 FAR によって規定されているわが国の
(調達手続)		公募プロポーザル方式に類似する調達手続。

用語	国	定義
米国会計検査院	米国	Government Accountability Office (GAO) _o
ベストバリュー(調達	보도	Best Value Continuum。 FAR によって規定されているわが
手続)	米国	国の一般競争入札総合評価落札方式に近い調達手続。
ペナルティポイント制	日本	要求水準の未達に対し減額ポイントを付与し、一定の点数
ペナルディがイント向	口 本 	以上になったときに実際に減額する仕組み。
		ある特定のメーカーやベンダーがユーザーを自社製品で
ベンダーロックイン	-	囲い込むことで、他ベンダーの提供する同種の製品、サー
		ビス、システム等への乗り換えが困難になる現象。
		Blanket Purchase Agreement。繰り返し使う物品やサービ
包括契約	米国	スに対して調達時期や数量を確約せずに結ぶことのでき
		る契約形態。
予算決算及び会計	日本	昭和 22 年勅令第 165 号。会計法を補完する日本政府の
令	口 本 	調達に関する政令。
予算決算及び会計	日本	昭和21年勅令第558号。会計法を補完する日本政府の調
令臨時特例		達に関する政令。
レガシーシステム	-	政府や企業の中核で活躍してきた旧式のシステム。
連邦供給スケジュー		Federal Supply Schedule Contract (FSS)。FAR に規定され
連邦供給スクシュー	米国	ている共同調達契約形態のひとつ。契約対象は物品・サ
		ービス全般、契約締結機関は GSA 又は退役軍人管理省。
		Federal Acquisition Institute(FAI)。連邦政府の調達人材
連邦調達研究所	米国	の強化を目的として、調達人材の雇用や育成、評価などを
		実施している GSA 内に設置された組織。
		Federal Acquisition Streamlining Act(FASA)。1994 年に制
連邦調達合理化法	米国	定された政府独自の規格を減らし、市販品の調達を増や
		すなど、調達の規則を簡素化した法律。
ᆥᇷᄞᇷᅕᇷᅌᆑᅙ <i>ᅝ</i>		Federal Acquisition Certification (FAC)プログラム。連邦
連邦調達認定プログ	米国	調達研究所によって開発された、職員の調達コンピテンシ
ラム		ーが所定の水準に到達したことを認定するプログラム。